

# 環太平洋経済圏における競争政策の転換と経済の重層的統合化

李 東 碩

## はじめに

戦後80年代に至るまでには、米・日・欧の先進諸国をはじめ環太平洋途上諸国の政府は主に一国レベルでの「国民国家体制」の形成・強化に力を注いでいた。その目標を達成するための各国の競争政策は、カルテル<sup>(1)</sup>規制に重点をおいた独占禁止法（米国では反トラスト法<sup>(2)</sup>、EUでは競争法という）に基づいて行われていた。

ところで、その変化の兆しは70年代に表面化しはじめた。戦後の世界体制であったブレトンウッズ体制が71年の米国の金・ドル交換停止、続く各国の変動相場制への移行により崩壊したのである。その後、国民経済の枠を超えた貿易・

投資の自由化が、金融の自由化と共に急速に進展していった。この経済のグローバル化・世界経済の一体化傾向は80年代に入ってさらに加速し、各国間での産業・経済構造調整が米日間をはじめ世界的規模で拡大・深化していった。勿論これらの傾向の根底には、当時の支配的企業の組織形態や行動様式の変化が横たわっていた。

米国の競争政策の転換を皮切りに、その現象は90年代にかけてEU諸国、日本、その他の環太平洋諸国へ次々と波及していった。二国間の貿易摩擦→産業および経済構造の調整→地域・下部地域の経済統合→超国家的国際機関・レジムの指揮権の強化へのベクトルに伴い、各国の「国民国家体制」はその転換が迫られた。いうまでもなく、各国の競争政策は一大転換を迎えることになる。

(1)カルテルとは、商品の販売価格制限、生産制限（操業短縮）、設備の廃棄あるいは新設の制限、顧客割当、市場分割（販路制限）、専門分野協定、商品の購入価格・数量や購入先の制限協定など、当事者間の競争を制限することによって、当該市場における価格その他の取引条件の支配を企てる行為である。

(2)米国の反トラスト法と競争政策のあり方については、ハーバード学派と呼ばれる伝統的な産業組織論者と、産業組織論のシカゴ学派との間で大きな見解の相違がある。50年代後半以降、E. S. メーソン、J. S. ベイン、R. E. ケーブス、F. M. シェラーに代表されるハーバード学派は、寡占的市場構造が寡占的市場行動を生み出し、それが市場成果の非効率性に帰結するという主旨の、市場構造－企業行動－市場成果パラダイムと呼ばれる因果連鎖的な考え方に基づいて、市場成果の

効率化を図るために競争的な市場構造の形成・維持が何よりも重要であると主張した。この考え方方は、戦後米国の競争政策に対して、長らく支配的な影響を及ぼした。日本における独占禁止法の77年の改正もこの考え方方に基づいている。

これに対して、60年代後半以降、G. J. スティグラー、R. コース、H. デムゼット、A. ディレクター、R. A. ポズナーに代表されるシカゴ学派は、自由な私企業制度と自由な市場競争こそが、経済活動の効率化にとって何よりも重要であると主張している。つまり、支配的な市場構造それ自体を反競争的とは考えず、むしろ大幅な規制緩和によって自由な競争の余地を拡大していくことを提案してきた。実際に、このシカゴ学派の主張はレーガン政権下で米国の大規制緩和によって自由な競争の余地を拡大していくことを実現させたのである。

たのである。

本稿は、環太平洋経済圏に限定して、まず米国の通商政策と競争政策の転換過程を検討することから始める。その後、これに連動している日本の競争政策の転換過程を追っていく。また、米日間の競争政策のハーモナイゼーションに止まらず、この傾向がさらに進展して環太平洋全域にまで及んできたことから、分析の対象をさらに拡大せざるを得ない。取りあえず、環太平洋経済圏のなかで中間に位置する韓国を取り上げ、90年代前半に一層深刻となった韓国経済の「不安定さ」を明らかにしていく。①韓国政府の競争政策の転換過程と、②韓国企業の外延的拡大過程、といった政府と企業の対応の検討を通してその「不安定さ」の深化と拡大傾向を解していく。

そもそも70年代にN I E S国、韓国の世界経済への編入は、米・日・欧企業間の過剰供給能力による激しい競争の結果であり、同時に、米・日・欧企業の多国籍化による当時のN I C sの編入は更なる過剰供給能力の外延的拡大を結果した。このように、米・日・欧多国籍企業に包摂され、なおかつそのマージナルな存在が恒常化していること自体が、韓国の経済・政治・社会の「不安定さ」をもたらしている根因である。ちなみに、これはN I E S諸国共通の問題であ

る。

80年代後半以降、N I E S諸国は主要国際産業での米・日とのすみ分けの変化（といっても環太平洋諸国全体の底上げにすぎない）や米・日企業との企業間関係の重層的統合化が進展する過程で、国民経済の「不安定さ」が増幅してきた。この「不安定さ」の増幅が、結果として、国内での競争政策の転換をもたらし、同時に、A S E A Nと中国、中南米への外延的拡大を加速させたのである。従って、本稿は、この傾向の最下部に位置している中国の競争政策の検討を含むことにならざるを得ない。

最後に、本稿での検討に筆者の一連の検討<sup>(3)</sup>を加えて、現段階の環太平洋経済圏の重層的統合化過程をまとめることにする。

以下の順で検討していく。

- I 米・日競争政策の転換とそのハーモナイゼーション
  1. 米国の競争政策の転換過程
  2. 日本の競争政策の展開過程
  3. 米・日競争政策のハーモナイゼーション
- II 韓国経済の外延的拡大とアジア経済の構造変化
  1. 韓国競争政策の転換過程
  2. 韩国企業の対アジア投資の現状
  3. 中国の競争政策の転換過程

(3)以下の拙稿を参照されたい。

「世界経済の現段階認識：環太平洋経済圏の重層的統合化分析を通して」

広島大学総合科学部紀要Ⅱ『社会文化研究』第22巻、96年12月、93-128ページ

「韓国資本主義論争の性格：世界経済の「重層性」に基づいて」

京都大学『経済論叢』第151巻、第4・5・6号  
1993年4・5・6月、161-185ページ

「アジア経済の国際的重層構造について：韓国の対外直接投資分析を通して」

京都大学『経済論叢』第152巻、第1・2号

1993年7・8月、76-112ページ

「韓国電子産業の発展過程と技術導入」

京都大学『経済論叢』第153巻、第5・6号

1994年5・6月、59-85ページ

「半導体産業の国際的重層構造」

大阪経済法科大学アジア研究所『東アジア研究』第15号、97年2月、3-35ページ

「賃労働関係の国際的重層性と韓国自動車産業における重層構造」

国際経済学会『国際経済』第47巻、第2号、96年9月、183-186ページ

### III 結びに代えて：現段階の環太平洋経済圏の重層的統合化過程

## I 米・日競争政策の転換とそのハーモナイゼーション

### 1. 米国の競争政策の転換過程

戦後世界有数の超国籍企業を抱えている米国の競争政策を以下の順で検討する。

#### (A) 80年代前半までの通商政策と競争政策

##### a. 通商政策の推移

米国の通商政策が現在のような多国間主義へ移行したのは1922年のことであったが、まずその経緯とその後の推移を追ってみよう。

1778年以降20世紀初頭までの欧州列強が支配する世界貿易において、米国政府はまだ比較的に弱い立場にあった。このため、欧州諸国と途上国に最惠国待遇を与える場合、無条件に与えるのではなく、二国間の交渉によって相互的な代償を得ながら最惠国待遇を供与するという条件付き通商政策をとっていた。この方針は、第一次大戦後、米国産業の国際競争力が優位に立つにつれ、欧州と同様に無条件で最惠国待遇を与えるようになった（1922年関税法改正）。その後、30年のスマート・ホーレー関税法により米国の平均関税率が（今世紀の）最高水準に達したが、34年の互恵通商法以降徐々に低下してきた。このように22年と34年の改正を契機に、米国の通商政策は二国間主義から多国間主義へと方向転換した。

戦後の48年1月にGATT第1条の受入れにより、無条件最惠国待遇の供与は米国の国際的な

責務となった。51年の通商協定延長法では、社会主義国に対する最惠国待遇の供与制限が実施されたものの、基本的には米国通商政策においては多国間主義が維持された。

62年の通商拡大法では、①ケネディ・ラウンドの決着を受けて、多国間関税引き下げ交渉のために、大幅な権限が大統領に委譲された。また、②通商交渉の対外代表職として通商交渉特別代表部（STR）が設置されており、③エスケープ・クローズ、つまり輸入急増によって国内産業が被害を受けた場合に、緊急避難的輸入制限または産業救済条項が採用されるようになった（セーフガードを認めるGATT19条によるもの）。また、④51年の法制に引き続き、国家安全保障に基づく輸入制限条項（232条）が採用されたが、これは冷戦下の覇権国家としての行動様式を示したものであった。

ところで、60年代末以降、米国の国際収支構造が悪化し（71年についに23億ドルの貿易収支赤字に転落）、米国の競争力は低下の兆しを見せ始めた。71年8月に、ニクソン大統領は金・ドル交換停止と輸入課徴金の導入を発表した。同年12月に、スマソニアン合意により米国はドルを10%切り下げる同時に、新たな固定相場制（いわゆるスマソニアン体制）を発足させた。しかし米国はその後も西ドイツ、日本に対して貿易収支の大幅赤字を出し続け、ドル信認度はさらに低下した。73年2月に再びドルが切下げられたが、3月にはついに主要通貨が一斉に変動相場制に移行した<sup>(4)</sup>。その半年後の10月、第4次中東戦争に際してアラブ産油国が原油価格を4倍に値上げし（石油代金はやがてオイル・

(4) 変動相場制は国際収支の不均衡の解決を市場の自動調整作用にまかせようとするものである。各国はふたたび国内均衡のみを考えればよいとされた。つまり変動相場制は、各国がそれぞれ独立に国内市場への介入

を行っても国際均衡が可能になる制度として考えられた。しかしこれがいかに楽観的であったかは間もなく明らかになった。

グラーとなった)、第1次石油ショックが起きた。その後、先進諸国は高率の失業をかかえながら、長期の不況の中の物価高を同時に経験することになった。

上記のニクソンの新通商政策を受けて、74年通商法では、①エスケープ・クローズの発動要件を緩和して救済を受けやすくしており(201条)、さらに、②外国の不公正な貿易慣行に対する大統領の対抗措置(301条)を新たに導入した。また、③新たに一般特恵関税制度(GSP)が導入された。そして、④関税委員会(TC)を国際貿易委員会(ITC)に改組・改名し、⑤STRをこれまでの「職」から「機関」に格上げした。これにより包括的な貿易・通商組織としての体制が整えられた。

79年に東京ラウンドが合意され、これに合わせて米国通商協定法が改正された(79年)。この改正では、①補助金相殺関税規定とアンチ・ダンピング条項の改正が行われた。つまり、東京ラウンド合意に沿った形で、「補助金」付き輸入の定義や「実質的被害」の調査期間の限定が明確になった。また、②輸入救済措置に関する担当部局を財務省から商務省に移すことによって、国内産業との関係の深い商務省の担当範囲が広げられた。また、③STRをUSTR(米国通商代表部)に変更して、貿易・投資政策の実施・監督・調整における全般的な指導を行う権限が持たされた。

80年代前半の通商関税法(84年)では上記のアンチ・ダンピング法<sup>(5)</sup>、相殺関税法、201条と301条の一部改正により、さらに救済しやす

(5)国際通商上のアンチ・ダンピング法では、製品の国内の販売価格を「正常価格」とし、これより低い価格で輸出する行為をダンピングと規定する。この基準は硬直的で輸出における価格競争を大きく制約するおそれがある。また、日本製の鉄鋼、カラーテレビ、半導体に対する米国、EUのダンピング制裁措置の今日ま

くなかった。この通商法で特記すべきなのは、市場原理による国内産業構造調整や企業の国際競争力の強化などの競争政策と連動した、通商政策へと方向転換がみられたことである。つまり、今までの輸入制限を中心とした保護貿易主義の一辺倒から相互主義の主張とサービス貿易(ハイテク貿易を含む)や投資の自由化が強調されるようになったのである。このような新たな方向転換は、84年12月に、レーガン大統領に輸出協議会(PEC)が出した最終報告書(委員長の名を取って「スコット報告書」と呼ぶ)にまとめられているが、それには米国の競争力が落ちてきたからといって弱気になって、他国が取っているような補助金やその他の政府の保護政策、産業育成政策に走らず、他国の市場開放のために一層働きかけるべきであるとしている<sup>(6)</sup>。

このように、不公正な貿易慣行を実施している国に対しての強力な門戸開放=自由貿易要求の手段として、84年の通商関税法は通商法の301条(報復措置)を積極的に活用することと、通商政策を国内競争力強化と連動させて推進していく方向性を明確に打ち出したのである。

この方向性は、国際通貨協定によって貿易不均衡を改善しようとした85年9月22日の「プラザ合意」の翌日に発表された「新通商政策」によって、より明確となった。新通商政策では、まず「自由貿易とは公正な貿易である」<sup>(7)</sup>と定義した上で、貿易障壁、補助金、その他の不公平貿易慣行、知的所有権の侵害など貿易上の公正な競争条件を阻害するものに対しては、断固とした姿勢で臨むことを宣言し、そのために通

での運用をみれば、「正常価格」の認定基準とダンピング調査・執行手続きが恣意的である。

(6)「輸出協議会の最終報告書」『世界週報』、85年2月12日、42ページ

(7)「レーガン米大統領の新貿易政策」『世界週報』、85年10月22日、61ページ

商法301条を積極的に活用するという強い姿勢を見せた。これは、自由貿易を公正な貿易にすり替えることによって、対米貿易収支黒字国に対する輸出自主規制は勿論、輸入自主拡大を強要することを合理化した。80年代の後半では、201条から301条へと米国の通商政策の重点がシフトしていくことになる。

#### b. 競争政策の推移

米国政府が競争力強化に本格的に取り組みはじめたのは、80年代に入ってからである。80年9月にカーター大統領によって国会に提出した、競争力白書<sup>(8)</sup>は「79年通商協定法」の「大統領は80年7月15日までに、米国生産者の競争姿勢に関する諸要因ならびに世界市場における米国の相対的位置を強化するに必要な政策および計画に関する研究を提出しなければならない」<sup>(9)</sup>という項目に依ったものであった。白書は世界貿易に占める米国のシェアが次第に低下し、消費財部門での米国の相対的地位が弱まってきてことを認めた。その対策として、①生産性向上と投資の拡大、②産業構造調整に伴う労働者

の再訓練、③輸出促進のための計画の策定、④79年通商協定法の改正、⑤行政府の組織改編があげられていた。

このように、白書は米国の競争力が落ちてきていることを認め、米国は世界最高水準の生活水準を享受しているという戦後の米国像を覆す立論に立っていた<sup>(10)</sup>。ところが、生産財やハイテク部門では、依然として世界一であるとし、その対策として技術優位を基礎にした国内投資とリストラの推進をあげていた。

レーガン大統領は、この生産財やハイテク部門での優位に重点を置いた、減税政策とドル高や高金利政策を進めた。これらの政策の結果、生産力基盤の弱体化がさらに進み、財政赤字と貿易収支赤字が同時に拡大した。

83年6月に大統領の諮問機関として「産業競争力委員会」が組織され、85年1月に「ヤングレポート」を出した。「世界的競争、新しい現実」と題するこの報告書は、まず「競争力とは、一国が自由かつ公正な市場条件のもとで、その国の国民の実質所得を維持・拡大させなが

(8)Report of the President on U.S.Competitiveness, together with the Study on U.S.Competitiveness, Transmitted to the Congress, September 1980, U.S. Department of labor, Office of Foreign Economic Research, G.P.O.

(9)日本貿易振興会『最新米国の79年通商協定法』、80年、363ページ

(10)戦後米国の福祉国家指向の出発点となったのが、「46年雇用法」である。この立案をめぐって、完全雇用のために赤字財政はどの程度許容されるかという論戦が民主党政権と共和党の間で激しく交わされた。最終的にこの法案から「完全雇用」は削除され、均衡財政をめざし、国家介入を少なくする方向での妥協が図られた。47年に共和党が両院で多数を占めると、目標としての、①高雇用（完全雇用ではない）②均衡財政③マイクロ経済（産業・企業）への介入回避という流れが定着した。

その後、ケネディ政権の積極財政政策は、「現在の財政収支が赤字であっても、完全雇用（ここでは失業

率4%）状態での財政収支が均衡するまで減税・財政支出拡大を実行してかまわない」との考え方方に立っていた。それに伴うインフレには賃金・物価の上昇率を趨勢的な生産性上昇率の範囲に抑える所得政策で対処すればよいとした。ケネディ政権（61～63年）の減税、財政支出増大、通貨量増加政策によって、米国経済は65年に完全雇用（失業率4%）に達していた。にもかかわらず、その後のジョンソン大統領は、「スーパー・ニューディール」とも評される大規模な福祉政策（「偉大な社会」計画）を実行に移した。社会保障費の5割近い拡大は急速にインフレを加速した。そして65年以降、北ベトナム爆撃など本格介入に踏み切ったベトナム戦が、米国経済を追加刺激しインフレを高進させ、これがまた通貨危機に発展した。その後、福祉国家の追求が増税のタイミングを狂わせ、経済の過熱を抑えるには遅すぎた。このために資本形成（投資）が遅れ、生産性の低下が加速し、米国の国際競争力は低下した。

ら、同時に国際市場に適合した財とサービスをどれだけ生産できるかということである」<sup>(11)</sup>とした。そして生産性、生活水準、利益率、貿易収支などの指標を使って、幅広い製造業部門の競争力が現実に低下してきていることを認めた。そしてその対策として、①製品加工技術の開発、税制優遇措置、規制緩和などを掲げた。また、②高い資本コストの解消のための税制改正、金融政策の自由化、財政赤字の縮小、市場メカニズムの創出を指摘しており、③労使関係の改善、人的資源開発のための労働者の再訓練など国民的合意の形成を挙げていた。さらに、④貿易面では前述した通りの通商政策の見直しや輸出の拡大、⑤独禁法の改正による企業活動の自由化を提案した。

この報告書は、製造業の競争力の維持、強化の必要性を強調しており、世界一の国民の生活水準を向上させるための競争力の回復を目指している。これは、福祉国家を掲げてきた米国政府の戦後一貫した目標である「生活水準での競争力」(living standard competitiveness)を重視する立場に立っている。つまり、この路線は依然として、「国民国家体制型アプローチ」に重点が置かれており、この時点では「米国超国籍企業の世界的な広がりを視野に置いた世界大での競争力」(transnational competitiveness)の発想(=「企業国家体制型アプローチ」)に達していない性格を有しているといえよう。このようなヤングレポートの性格は、80年代後半になると次第に、後者の競争力を重視する方向へとシフトしていくことになる。

ところが、まだこの段階では、競争力回復の処方箋として、製品加工技術の開発に重点が置かれていた。戦後米国の技術優位は軍事中心で

開発した新技術を民生用に転換させて築かれたことはよく知られているが、80年代前半では、製品の改良技術に優れている日本の追い上げに競争力を失いつつある。また、半導体のように民生用技術を汎用技術として軍事に転用する産業が拡大しており、軍事そのものの優位性が万全ではなくなってきている。そこで、製品化するための技術をそれ自体として強化するための方策が求められるようになったのである(=技術の商業化)。

この処方箋は、米国自動車産業の復興のための競争政策のベースとなったことは勿論、米日自動車協定の際の米国通商政策のベースともなった。結果として、日・韓自動車企業の対米現地生産が加速される契機となり、それが一因となって、90年代前半の米日再逆転が生じたといえよう。

また、ヤングレポートは、技術優位こそが、経済、軍事を貫く国家安全保障の要であるという、伝統的な技術安全保障論に立っているが、この論理が86年の米日半導体協定の際に、米国側の通商政策と競争政策のベースとなったのである。

ところが、80年代後半以降、米国政府の競争政策の重点は次第に、「国民国家体制型アプローチ」より「企業国家体制型アプローチ」へとシフトしていくことになる。同時に、脱製造業での技術独占を維持するために、知的所有権保護に力点が移っていくことになる。

## (B) 80年代後半以降の包括競争・通商政策

### a. 競争政策の推移

ヤングレポートの「国民国家体制型アプローチ」の性格は、87年のレーガン大統領の年頭教書において再強調されながらも、同時にそこで

(11)The Report of the President's Commission on Industrial Competitiveness, Global Competition

The new reality, January 85, G.P.O. vol. 1, p. 6.

は「企業国家体制型アプローチ」への転換の兆しが現れていた。

そこには、「強い米国」の再生をめざしているとしながら、その処方箋として、先端技術開発を中心とした競争力の強化と、それに適合した人材育成を上げている。先端技術の開発のためには、R&D税控除の促進、基礎研究予算の拡充、国防技術の民間への迅速な波及、政府資金による研究成果の商業化があげられていた。そして労働力のフレキシビリティのための職業訓練や再教育計画が指摘されていた。さらに、通商政策としては、構造調整産業および企業の救済措置、補助金付き輸入への対処、外国の不公正な貿易慣行への対抗・報復措置、外国の市場開放強化のための米国通商法の改正、知的所有権の保護、独占禁止法の改正などが上げられていた。

ここで、国民の「生活水準での競争力」を重視する立場は消え去り、その代わりに米国大企業（＝超国籍企業）の国際競争力強化を重視する政策へと米国の競争政策がすり替えられたことがうかがえる。

ブッシュ政権下の91年に競争力問題を本格的に検討するための競争政策協議会が作られた。この協議会は、92年以来、年次報告の形でその成果を議会と大統領の双方に提出していた。これがクリントン政権下での実質的な競争力強化の重要な内容を構成するようになったのである。

以下では、クリントン政権下で競争力強化政策の内容を検討しよう。クリントンは、投資拡大、ベンチャー・ビジネスの育成、財政再建、ヘルス・ケアを政策課題として設定し、それを

ゴア副大統領が補足して、環境保護、新技術開発、多様性の重視の3点をつけ加えた。これらが政策の骨格をなすことになる。

他方、競争政策協議会は、クリントン政権発足後間もない92年3月に第1回年次報告書を出したが、そこでは、まず「米国は第二次世界大戦と冷戦に勝利し、民主主義と多元主義の価値観を世界に広め、市場経済の原理を信奉することによって、半世紀以上にわたって世界の指導者になってきた」<sup>(12)</sup>と優位性を強調した上で、競争力の問題を扱う立脚点として、まず、競争力低下の原因を、生産手段への投資を忌避し、消費と借金を奨励する各種の法的措置などの誤ったインセンティブ、そして世界的な広がりを視野に置いたグローバルな思考方法や行動パターンの欠如にあるとした。そして競争力強化のための対策としては、貯蓄・投資、教育・訓練、技術、企業の管理、金融市場、医療・保険費、貿易の各部面において必要な措置が求められたとした。さらにそれに加えて、そのための重要技術を国家重要技術審査会によって定期的に審査することを勧告している。

さらに、93年に出された第2回の年次報告（プログレスレポートと呼ばれている）<sup>(13)</sup>では、より包括的な競争戦略が、資本形成、企業統治、最重要技術、教育、製造活動、インフラ整備、通商政策、訓練の8つの小委員会から提案されていた（技術、インフラ、通商、訓練の4小委員会を最優先するとしている）。

その内容を具体的にみると、まず教育面では、生産的労働者観を持てるよう育成すること、労働者訓練に関しては、生涯教育の促進、職業訓

(12)Competitiveness Policy Council, Building A Competitive America, First Annual Report to the President & Congress, March 1, 1992, G.P.O., p.5.

(13)Competitiveness Policy Council, A Compe-

titiveness Strategy for America, Second Annual Report to the President & Congress, March, 1993, G.P.O.

練校の増設、それに転職対策や政府援助の拡大が上げられている。技術の商業化の面では、各種税控除制度の整備、軍民転換のための加速度償却制度の採用、財政支援の確立などが、また貿易政策としては、グローバルな成長戦略の策定、WTOや日米交渉などを通じて、門戸開放要求を積極的に行うことや、輸出信用制度の改善、輸出促進策の実施などが上げられている。次の生産活動に関しては、設備投資への税控除、産業コンソシアムの設置、減価償却制度の新設などがあげられており、インフラ整備に関しては、輸送網の整備、情報ハイウェイの敷設などが提案されている。これらが90年代における包括的な競争戦略の概要を構成している。

#### b. 通商政策の推移

以上の競争政策の転換を具体化し通商政策に反映したのが、88年8月の通商法と競争法が一体となった「包括通商競争法」である。この包括通商競争法は、通商政策だけでなく、産業構造や経済構造の転換を意図する多岐の内容となっている。取りあえず、通商政策としての主要な点は、①ウルグアイ・ラウンドの交渉権や制裁措置権限が大統領からUSTRに移されたことと、②前項で述べた201条、301条、アンチ・ダンピング法、相殺関税法や輸入救済措置が再度改正され一層実施されやすくなったことである。この包括通商競争法によって強加された74年通商法の301条、いわゆる旧スーパー301条に基づき、89年に日本が優先国として特定された（日本のほかは、ブラジルが89年、インドが89年と90年）。また、優先慣行としては、①林産物の輸入に関する制限的な日本政府の慣行、②スーパー・コンピューターの政府調達に関する排他的慣行、③人工衛星の政府調達に関する排他的慣行が特定された。但し、3件とも90年6月に日本が市場開放に努力することを米国に約束す

ることにより、調査は中止された。さらに、より重要なのは、③不公正な貿易慣行を行なっている諸国への報復権限を強化した、いわゆるスーパー301条や新たに知的所有権保護（関税法337条の改正）に関わる類似のスペシャル301条の導入であろう。スーパー301条は、①毎年3月末に「外国の貿易障壁に関する年次報告書」を議会に提出し、議会提出から30日以内に同報告書で言及された貿易障壁、歪曲的貿易慣行のうち、優先国及び優先的な外国の慣行を特定し議会へ報告する。②USTRは、同報告から21日以内に301条調査及び交渉を開始するというものである。通常の301条では政府か民間からの訴えにより、USTRの裁量により調査が開始され、その結果に基づいて政府が是正のための交渉を行うことになっていたが、スーパー301条では議会がUSTRに調査手続の開始を義務づけ、行政当局の裁量を狭めた点に特色がある。このスーパー301条は相手国の輸入自主拡大を引き出すための手段としての性格が強く、これにより、米国大企業の保護がより強化されることになった。

実際に80年代半ば以降の日米協議は、日本の輸出の抑制から、米国企業の輸出拡大へと重点がシフトしていった。85年1月から3月にかけて市場重視型個別協議（MOSS：Market-Oriented Sector-Selective）が行われた。これは、①日本の市場では、輸入数量制限の撤廃や関税の引下げによっても外国製品が容易に参入できないのは、輸入手続、基準・認証、その他の規制、流通構造、商習慣に問題があるからであり、これらの諸問題の総合的な解決を図らなければならない、また、②これらの問題の解決を米国の輸出拡大が期待できる品目について行う、というものである。協議対象とされたのは、電気通信、エレクトロニクス、医薬品・医療機器、

木材製品であり（86年5月には輸送機械が含まれた）、米国はこれらの分野で日本が市場を開放するよう要求した。これに対し、日本は対外経済対策推進本部を設置し、鉱工業品、農水産物の計1,850品目の関税引下げ（一部撤廃）を86年の早い時期に実施するというアクションプログラムを作成した（85年7月）。

ところが、日本の貿易障壁は、輸入政策（関税、輸入割当、通関手続）だけでなく、規制政策（規格、許認可）、産業政策（産業誘導、行政指導）、流通、系列など産業・経済構造全般に及ぶとの認識が一般的となってきた。

86年4月に「国際協調のための経済構造調整研究会」は、前川レポートを提出した。その内容は次の通りである。①輸出指向型経済構造を内需拡大型経済構造に変更し、②市場アクセスを改善して輸入を促進する。また、③金融自由化、国際通貨価値の安定化を図る、となっていた。ところが、80年代後半に米日間の貿易不均衡幅がさらに増加することにより、日本市場の閉鎖性が一層問われるようになった。89年9月に、日米構造協議（SII：Structural Impediments Initiative）が開催され、米国は、日本に対し、日本の流通制度や取引慣行が外国企業にとって市場障壁となっており、国内投資不足とあわせて構造的な黒字体质になっているとの観点から、①貯蓄過剰など貯蓄・投資バランス、②土地政策、③流通制度、④排他的取引慣行、⑤系列取引、⑥価格メカニズム（内外価

格差）について検討していくことを提案した。その後、構造問題でスーパー301条を適用するとの圧力も加わり、90年6月に、日米両国の改善点を詳細に述べた最終報告書がまとめられた<sup>(14)</sup>。

クリントン政権になってから、対外通商政策は一層硬直的かつ強圧的なものになってきた。数値目標を設定するなど、結果を重視する政府介入的な管理貿易政策の色彩が濃厚となってきた。結果重視型貿易戦略は、貿易交渉諮問委員会（ACPTN）により、89年2月の「日米貿易問題の分析」の中で示されていた。この報告書は、「結果重視型貿易戦略こそが、日米間の通商交渉が成功を納めている具体的な証拠である」と極めて高い評価を与えている。この報告書では、第1に、マクロ経済政策の調整が不可欠で、日本に国内需要を喚起し構造改革を責めること、そしてこれらを監視する必要があるとしている。第2に、ミクロ経済の課題としては、日本に米国からの輸入を増加させるために、結果重視型貿易戦略（results-oriented trade-strategy）を具体化しなければならないとし、①成果を生み出すための部門ごとの交渉（輸入障壁の除去、適切な部門別輸入水準の確保など）と、②スーパー301条を目的達成の手段として使うことを明示している。

このように、「包括通商競争法」が米国の通商政策の大膽な転換となったとすれば、この報告書は日本にターゲットを絞って、対日貿易交

(14)日本側の改善点は6課題240数項目にのぼっている。

①貯蓄・投資バランス：91年～2000年度の10年間の公共投資を430兆円とし、住宅、道路、空港など生活関連の社会間接資本の整備への配慮。②土地政策：未利用地の利用促進策の策定、保有税、相続税など土地税制の適正化。③流通制度：輸入拡大のための輸入協議機関の設置、大店法を改正し出店調整期間を最長1年に短縮すること、独禁法の運用を明確化したガイド

ラインを作成すること。④排他的取引慣行：違法カルテルに対する課徴金の引上げ、独禁法25条に基づく損害賠償請求訴訟で公正取引委員会が原告を支援すること、特許審査期間を5年以内から平均24ヶ月に短縮すること。⑤系列取引：株式の10%以上を保有する系列関係の取引状況の情報開示を義務付けること。⑥価格メカニズム：52項目の内外価格差を定期的に点検すること、などである。

涉戦略の一層の強化を図ったことが分かる。そして両者は報復措置条項（301条と、スーパー301条）を交渉の際の有効な武器として使うというところに共通性があるが、後者はこうした米国の結果重視型貿易戦略が、単に米国に対してのみ日本の市場が開放されるだけでなく、最惠国条項を介して他の国にも市場開放が開かれているので、GATT原則に反していないとしている。

以上のような通商戦略の展開から、米国の競争力回復は通商問題を避けて通れないとの認識がうかがえる。特に結果重視型の対日市場開放こそが米国企業の競争力強化に繋がるという方向性が明確に打ち出されている。

60年代の繊維から始まった米日貿易摩擦は、家電製品、自動車、半導体へと続き、遂に日米構造協議、そして日米新経済協議（＝通称、日米包括構造協議）へと拡大してきた。日米包括構造協議は、93年7月の東京サミット直前の日米首脳会談において、政権末期の宮沢首相が米国の要求に応えてスタートしたものである。つまり、日本に対する大幅な貿易赤字に対して、米国政府は、88年の「包括通商競争法」、89年の日米構造協議に統いて、抜本的に両国の経済制度や仕組みを含む歪みをお互いに是正して、両国間の貿易不均衡を解消しようとしたのである。それは、貿易摩擦問題を越えて、①マクロ

経済、②分野別協議、③地球規模の協力が主柱となっている。分野別協議には、政府調達、経済的調和、規制緩和、競争力、既存協定、その他の主要分野の項目が含まれ、他方、地球規模の協力には人的資源の開発、人口、エイズ、技術開発、環境などが盛り込まれている。

85年のMOS S協議、日米包括構造協議などで合意している事項の実施状況を監視することも含めて、新しい項目としては、日本のマクロ経済政策のほか、電気通信・医療機器の政府調達、保険業の規制緩和、自動車・同部品の購入拡大問題が挙げられた。マクロ経済政策としては、経常黒字の十分意味ある縮小、内需主導型の持続的経済成長、市場アクセスの拡充、輸入の増進を図るというものであり、これらは大幅な所得税の減税、内需拡大策を推進することになった。91年6月に締結された第2回日米半導体協定においては、日本市場における外国系半導体のシェアが92年末までに20%になることが合意された。

ところが、問題は自動車・同部品の購入やディーラー網確保の目標設定についてであった<sup>(15)</sup>。米国は日米包括構造協議で合意に達しなかった自動車・同部品のうち、自動車補修部品について、94年10月、当初予定されていたスーパー301条ではなく、通商法301条を適用し、制裁を前提とした調査手続き及び日本との協議に入った。

(15)部品の購入拡大の問題は、92年に日本の自動車メーカー11社が、日本の親会社及び日系子会社による米国製部品購入量の自主的な見通しとして、94年度末時点で190億ドルを米国政府に示しているが、米国は毎年20%アップを要求した（94年度購入実績は198億6,000ドルに達し目標を上回っている）。しかし、これに対する日本政府の態度は、①法的な根拠もなく民間企業の経済活動に介入することは政府の権限外である、②経済活動を事実上の数値目標によって管理する手法は、市場経済原則に反するというものであった。補修部品の規制緩和の問題は車検と整備を分離すべきことを求

めていた。分離すれば、車検後必要な整備工場をユーザーの判断で自由に選択できるから、価格の高い純正部品を使用しなくてもよくなり、安い外国製補修部品の売上げが拡大すると期待されるからである。ディーラー網の確保の問題は、米国側は米国企業製自動車の販売が日本において拡大しないのは、日本のディーラーが外国車の取扱いを制限しているからであり、従って外国車を取り扱うディーラー数の拡大を約束するよう求めていた。これに対し日本側は、日本では競合製品の取扱いの制限は行っていない、従って数値を総体的に示すことはできないという態度であった。

通商法が適用されたのは、対日強硬姿勢の印象を薄めるためとみられている。

日米包括構造協議が決裂したのを受けて、米国は95年5月16日、通商法301条に基づいた対日制裁候補リストを発表した。その内容は、日本製高級車13車種を対象に100%の輸入関税を課す（現行2.5%）というものであり、制裁金額は59億ドルにのぼる（制裁候補に上がった車種の国内生産台数は、各社合計で約43万台であるが、このうち半数近い20万台を米国へ輸出していた）。制裁は、公聴会などの手続きを経て、95年6月28日に発動される予定であった。これを受けて、日本政府は、一方的措置を禁止したWTO紛争処理協定に違反するとして、WTOに提訴するとともに、同協定に基づく二国間協議を要請した。二国間協議は、数値目標をめぐり対立したが、最終的には、日本の各メーカーの自主計画である「グローバルビジョン」（世界化、現地化、産業協力、透明性）と日本自動車販売協会による試算を提示することで合意に達した。米国が計算した数値は、①北米における完成車生産を98年までに210万台から265万台に増加させること、②北米製部品の購入を98年までに67.5億ドルに増加させること、③日本の外国製部品の輸入額を98年までに60億ドルに増加させること、④独立系の整備工場の増加につながるような指定要件の緩和（1年以内）により、7,000の外国製部品を扱う整備工場が誕生すること、⑤日本自動車販売協会が外国車を扱う意図を持つディーラーリストを作り外国メーカーに情報を提供することによって、外国車を扱うディーラーが96年末までに約200店生まれ、2000年末までにこれが約1,000店に達するというものである。

以上で、80年代後半以降から90年代半ばに至るまでの米国通商政策の方向転換をみてきたが、

88年の「包括通商競争法」と93年以降の日米包括構造協議で現れた、米国の通商政策を以下のように要約することができる。まず、①通商政策を競争政策に連動させていること、②米国大企業のために（相手国）輸入自主拡大や知的所有権の保護を要求していること、そして、③自動車のような機械関連製造業の場合では米国企業の国際競争力の弱体化を補うために、米国での現地生産を要求していることである。また、米国の競争政策としては、米国企業の情報関連先端技術産業へのシフトと、そのための労働力のフレキシビリティの強化が進められていることが上げられる。

以上を総合すれば、米国の国家体制は80年代後半以降、「国民国家体制」から「企業国家体制」へと大きく転換し、90年代にさらに加速していることが明らかとなった。

次節では、戦後日本の競争政策の変化を検討しよう。

## 2. 日本の競争政策の展開過程

### (A) 競争政策の断絶と復元

日本では、米占領軍最高司令部（GHQ）が農地改革・労働改革・「過度経済力集中排除法」（47年）に基づく財閥解体といった戦後経済民主化の一環として、47年に独占禁止法（「私の独占の禁止および公正取引の確保に関する法律」）が公布された（原始独占禁止法と呼ばれる）。この法律は、競争的市場経済の新たな枠組みを定着させるために、米国の反トラスト法をモデルとして立案されたものであった。同年に発足した公正取引委員会が市場競争のプロセスを監視して、競争制限・阻害行為を規制する行政活動を行うことになった。

その内容は、①カルテル的な共同行為を原則的に禁止し、②事業者間に事業能力の不当な較

差がある場合には、事業の一部譲渡命令（企業分割）による較差の排除を勧告できる。また、③事業会社による株式所有と25%を超える社債の保有と競争関係にある会社間の役員兼任を原則的に禁止し、④合併などの企業結合に対して公正取引委員会の事前認可を義務付けるなど徹底的な制限を課していた<sup>(16)</sup>。さらに、⑤持株会社<sup>(17)</sup>を中枢機関として戦前の財閥が重要な産業分野を横断して多くの企業を支配することによって、経済力の過度の集中を招いたことから持株会社の設立を原則的に禁止した。

以上の原始独占禁止法は、戦前の日本の競争政策とは断絶したというべきほど異質なものであった。

戦前の日本には、独占禁止法とそれに依拠する競争政策は全く存在しなかった。つまり、政府の強力な殖産興業・産業振興政策のもとで、自由な競争よりも「秩序ある協調」を通して、工業化を早急に達成することこそが、競争政策の基本となっていたのである。従って、国際競争力を高めるための競争政策が進められた結果、各種のカルテル助成法や「重要産業統制法」(31年)などによるカルテル団体の結成など様々なカルテルが蔓延していた。「国家総動員法」(38年)に象徴されるように戦時軍事国家体制が強められていったことを考えれば、戦後直後の原始独占禁止法が日本の国際競争力を弱体化させるための米国の占領政策の一環としてしか受け入れられなかつたことは何一つおかしくな

い。

米ソ間の冷戦体制が固着化するにつれ、原始独占禁止法を緩和する改正が始まり(49年)、朝鮮戦争を経て占領終結後の53年には大規模な第二次改正が行われた。

49年改正では、競争を実質的に制限する場合や、不公正な方法を用いて株式を取得する場合を除いて、事業持ち株会社による株式所有の原則禁止を解除した。また、25%を超える社債の保有の禁止も削除され、合併・営業譲渡・国際契約の事前認可制度は届出制度に緩和された。さらに、53年改正では、原始独占禁止法にあった共同行為の原則禁止規定を削除して、「競争を実質的に制限する場合」に限ってカルテルを違法とすることに改め、不当な事業能力の較差の排除（企業分割）の規定も削除した。これだけでなく、公正取引委員会が認可する不況カルテル・合理化カルテルを独占禁止法の適用除外とする制度が新設された。これに基づいて、再販売価格維持行為（販売業者の小売価格を指定して守らせる行為）が可能になった。一方、唯一の独占禁止法強化策としては、原始独占禁止法に規定された不公正な競争方法の禁止を不公正な取引方法の禁止に改め、競争政策の適用範囲を拡大した点である。

以上のように、価格規制を除いて、厳格な原始独占禁止法は大きく後退した。その後個別の産業法による適用除外が増加する傾向とも相まって、独占禁止法に基づく競争政策は著しく弱体

(16)原始独占禁止法の10条において、事業会社（金融業を除く）が他社の株式を取得所有することは原則的に禁じられていた。また、金融業についても、第11条において、競争関係にある同種金融業を営む他社の株式取得が禁止されるとともに、事業会社の株式総数の5%を超える取得が禁止されていた。これは「系列」や「企業グループ」を形成していく上で厳しい制限となっていた。この「5%ルール」は97年1月29日の時

点で適用しないとの方針が公正取引委員会によって出された。

(17)原始独占禁止法（全10章114条）の第4章「株式の保有、役員の兼任、合併および営業の譲受」の冒頭に第9条「持ち株会社の禁止」が位置している。この内2項に、「持ち株会社とは、株式（社員の持分を含む）を所有することにより他の会社の事業活動を支配することを主たる事業とする会社をいう」と定義してある。

化した。占領中に相当の数に達した独占禁止法違反の摘発件数は53年改正以降激減した。50年代の競争政策は、通産省をはじめとする監督官庁が主導する競争制限的な産業政策<sup>(18)</sup>を、公正取引委員会が事後承認することとなった。

これで戦前のような国際競争力強化のための国内の競争排除という競争政策へと復元されたといえよう。

#### (B) 官庁主導型から官民協調型への移行

60年代には、貿易および対内直接投資の自由化が進行する過程で、日本の産業の国際競争力を強化するために規模の経済を追求する産業政策、すなわち通産省主導での石油・化学・金属・機械などの重化学工業化が推進された。つまり、政府が国家目標として助成する産業を選択し、その産業に諸助成（租税特別措置と政策金融など）を重点的につぎ込み（「ターゲッティング」政策）、その特定産業の振興のために、輸入と外国からの直接投資を制限したのである。

合併件数は激増して、独占禁止法の合併制限規定は有名無実となった。かつて戦後改革の渦中で分割された企業を復元する大型合併が相次いで認められた背景には、以上のような政策環境があったのである。業界第1、2位の八幡製鉄と富士製鉄が合併して、世界最大規模の新日本製鉄が誕生（68年）したことはこの動向の顕著な象徴であった。産業政策に代表されるこの時期の競争政策では、頻発するカルテルや下方硬直的な価格体系に対して、規制手段を備えて

いなかった。

以下ではこの時期に至る日本の産業政策を検討しよう。

まず、租税特別措置であるが、51年に減価償却制度の見直しが行われ、重要機械などの割増償却制度が新たに制定された。60年代を通してこの特別償却制度は次第に多様化・拡大化されていったが、73年新制度が設けられてからは縮小してきた。

次に日本の政策金融についてであるが、政策金融を行う最も重要な機関は、51年設立の日本開発銀行である。その他の機関としては、国民金融公庫（49年）・農林漁業金融公庫（53年）・中小企業金融公庫（53年）・北海道東北開発公庫（56年）・医療金融公庫（60年）・環境衛生金融公庫（67年）がある。日本開発銀行以外の六つの機関は中小企業向けの融資を主な業務としている。これに加えて、輸出に必要な長期資金の供給機関として日本輸出入銀行（50年）がある。

日本開発銀行の融資先は、当初は電力・石炭・鉄鋼・海運などの基幹産業に対し行われたが、重化学工業化が一段落する60年代後半からは、自動車、一般・精密機械、電気・電子機械に多くの融資が振り向けられた。これらの政策融資の多くは各産業育成法に基づき行われていた。中小企業向けの上記の政策金融機関は利益集団の働きかけに政府が応える形で設立されたもので、相互の役割分担関係も不明瞭であった。

(18) 産業政策とはどのような政策を指すのかについては、論者の間で意見が一致していない。最も広義には、一国の産業構造に影響を与えるとする政策のすべてが産業政策と呼ばれる。しかし、この定義によれば、マクロ経済政策を含む政府のあらゆる経済政策が産業政策として扱われてしまう。他の諸経済政策と区別される特色から産業政策を定義すれば、産業政策とは、特定産業・産業群を選択して、その産業を発展（あるいは効率化）させるために、政府が積極的に採用する様々な政策手段を指している。産業政策の目的は多くの場合、対象産業の育成であるが、対象産業からの企業退出に伴う産業調整を円滑に進めることを目的とする場合もある。特定産業・産業群を対象とする政策である点で産業政策は全体としての経済を対象とするマクロ経済政策とは区別される。

日本の産業政策を実施する中核官庁は通産省である。これは、通産省が日本の重要産業の多く（自動車・電機・鉄鋼など）を所管しており、さらに通商政策権限を有しているためである。通産省は日本の産業が「過当競争」の状態にあるとの見方から、カルテルを結成させて、競争を緩和しようとした。このために52年以降、織維・紙・化学・鉄鋼などの幅広い分野において、「勧告操短」を実施した。勧告操短とは、通産省の行政指導（法律上の強制権限によらない非公式の指導）により、対象企業に生産量制限カルテルを実施させ、価格を維持しようとするものである。60年代中頃までは、通産省は外為法による外貨割当権を持っており、これを背景として、企業を自己の意向に従わせる力を有していた。このため、通産省は強制に等しい効力を発揮できた。

また、郵政省、運輸省、農水省などの官庁もそれぞれ所管産業に対して産業政策を実施している（これらの官庁は産業規制法を通して現在でも統制が強い）。また大蔵省は、予算設定と税制上の権限により各省の産業政策を制約しており、金融・保険業については事実上の産業政策を実施している。諸産業が各省に縦割りで割り振られているとともに、通産省は担当産業ごとに「原局・原課」と呼ばれる担当局・課に分かれている。このような縦割り型政策は、個別産業での個別企業の利益を擁護しやすく、また、既存企業の利益を守るように政治圧力が働きやすい。

政策金融の配分をめぐる臨時物資需給調整法、外為法、外資法などに基づき官庁が直接統制（命令による強制）を行っていたが、企業の成長や経済活動の自由化が拡大するにつれ、政府の直接統制は解体傾向に向かった。特に、63年のGATT11条国移行後の貿易・投資自由化に

より官庁の直接統制権限が廃止され、行政指導などによる間接的・誘導的手段へとシフトせざるを得なかった。それは、輸入数量割当・特許および技術導入契約の許認可・外国企業との合弁事業に対する審査並びに許可など、通産省の行政指導と産業政策に強力な手段を提供した許認可権限は、その大半が失われたからである。

この事態を見越して産業政策の推進手段を新たに確保するために、通産省は62年に「特定産業振興臨時措置法（特振法）」案を国会に提出した。結局は、企業の強い抵抗によって特振法は廃案になったが、この法案の目的は、特定産業の集中化・寡占化を促進する権限を通産省の掌中に確保するとともに、官民協調方式による市場機構の人為的な統制を図る制度的仕組みをつくり上げる点にあった。

60年代以降重要性を増してきた新たな政策手段には、独占禁止法からの適用除外法律がある。これには独占禁止法の規定自体による適用除外カルテルと産業立法による適用除外カルテルの2種類がある。独占禁止法自体による適用除外として主要なものは、不況カルテルと合理化カルテル制度（53年）である。不況カルテルは、需給に著しい不均衡があり、価格が平均生産費を下回るなどの要件を満たす産業の企業に対し、設備・生産量・価格のカルテル結成を公取委が認可する制度である。合理化カルテルは、技術・品質向上目的のカルテルを公取委が認可する制度である。また、個別産業立法による適用除外として最も重要なのは、「中小企業団体の組織に関する法律」（「中団法」）がある。独占禁止法による適用除外には公取委の審査権限が確保されているが、個別法による適用除外は、公取委が審査できないものが多い。このため、個別法による適用除外に国内企業間競争制限の弊害が大きい。

以上のように、日本の競争政策（産業政策を含む）は、官庁主導型から官民協調型に移行したが、戦前と異なるこの官民協調型に注意を払わなければならない。要するに、この官民協調は政・官・財癡着の日本型汚職の源となり、国際競争力の強化という名の下で進められた競争政策の結果、「企業国家体制」が次第に強化されてきた過程に他ならないといえよう。

#### (C) 独占禁止法の適用除外と強化改正

73年は、固定為替相場制度から変動為替相場制度への移行、第4次中東戦争を契機とする第1次石油ショックの勃発とインフレーション（狂乱物価）、経済成長率の急落と国際収支の赤字への転落など、エネルギー多消費型の重化学工業に傾斜して発展した日本経済にとって分水嶺となった。

第1次石油ショック以降に基盤素材産業を中心、「構造不況業種」に転落した事業分野では、「特定不況産業安定臨時措置法（特安法）」（78年）に基づいて、平電炉・アルミ精錬などの指定業種における設備調整カルテルが独占禁止法の適用除外とされた。さらに、特安法の制定直後に勃発した第2次石油ショックによって新たに構造不況業種に転落した製紙業・石油化学などを救済するために、「特定産業構造改善臨時措置法（産構法）」（83年）に基づいて、生産性改善のための事業提携・共同技術開発に対する支援と並び、設備処理カルテルなどの競争制限行為を公取委の了解のもとに独占禁止法の適用除外とする制度が新たに導入された。このような独占禁止法の適用除外によるカルテルの結成は、産構法などによる設備縮小のためのカルテルであっても、既存の市場シェアを維持する形で調整が行われるので、国際競争力を失っている衰退（あるいは不況）産業からの企業の退出が進まなくなる。また、輸出入取引分野における

日本の独占禁止法の適用除外カルテルとして、「輸出入取引法」により認可を受ける輸出入カルテルがある。これにより、現在に至るまで輸出自主規制が行われてきた。

ちなみに、米国の反トラスト法には不況カルテルを適用除外とする条項はなく、EU競争法においては、生産設備縮小のためのカルテルを適用除外とすることはあるが、短期間に限定されており、価格・生産量カルテルは認めていない。

ところで、2回に亘った石油ショックに便乗するカルテル行為が頻発し、同調的価格引き上げも繰り返される中で、協調的な取引慣行と企業体質に基づく競争制限的行為を糾弾する声が次第に高まっていた。また、再販売価格維持制度をはじめとする競争制限的な流通機構を、物価上昇の原因として指摘する見解も影響力を増してきた。これらを背景にして、77年に独占禁止法の強化改正が行われ、競争ルールが一層厳格化されるとともに、監視機構が強化された。「国民生活安定臨時措置法」（73年制定）や「石油需給適正化法」（73年制定）に象徴されるように、統制的手法が復活・強化された。

これらの法律は特に価格カルテル抑止に重点を置き、①卸・小売業者に供給量に関する報告を求める事、②指定品に標準価格を設定すること、③消費財について供給計画を立てること、④違反者を処罰すること、⑤幅広い権限を通産省に賦与することなど、明らかに政府統制の復活・強化を図ったものであった。さらに、⑥価格カルテルに対する課徴金制度、⑦寡占産業における価格の同調的引き上げに対して、公正取引委員会への理由報告を義務づける報告義務制度、⑧独占的状態に対する競争回復措置（独占的状態にある事業者に対する営業譲渡などの企業分割命令）、⑨大規模事業会社の株式保有の

総額規制、⑩金融持ち株会社の他社に対する持株比率の5%限度、などを導入して、価格カルテルの同調的引き上げ・市場集中・一般集中のいずれの面においても、独占禁止法を著しく強化したのである。

ところが、独占禁止法の強化も再び直面した70年代末の経済危機の前に、その意義が縮小せざるを得なかった。国内の競争促進は副次的なものとなり、国際競争力の強化が再び主要な地位を占めるようになった。それは、大企業の既得権益を維持させながら、それをベースに産業構造高度化政策に傾斜していくことを意味した。勿論、政・官・財癒着は、独占禁止法が強化されていた時期においても、適用除外を通して大企業の既得権益を保証するということで、日本型汚職構造の根の深さがうかがえる。総じて、40年代末以降の競争政策の展開過程が同時に、「企業国家体制」の確立過程であったといえよう。

### 3. 米・日競争政策のハーモナイゼーション

89年の日米構造協議以降、日本の独占禁止法運用で大きな進展があった。つまり、日米の共同市場化が進む中で、国際ルールを調整・統一することにより、日本市場の開放化を図ることに合意がみられた。要するに、独占禁止法を基礎とする共通経済活動ルールの確立は、共同市場形成のための有効な手段とみなされたのである。

前述したように、日米構造協議で米国が日本の構造的障壁として改善を求めてきたのは、価格メカニズム（内外価格差）、流通制度、貯蓄と投資、土地利用、系列関係、排他的取引慣行の6項目であった。この内、貯蓄と投資、土地利用を除く4項目は、独占禁止法運用にかかる問題であった。

独占禁止政策にかかる構造的障壁について、日本の独占禁止法上の問題点が次の2点に集約された。すなわち、第1に、日本のカルテル本質、談合本質といわれるものである。つまり、秩序の維持が重視され、カルテル、談合、共同ボイコットなどの排他的行動がとられる。そのため、たとえ外国製品が価格や品質などの点で優れても、日本製品を優先的に選択するような状況がつくられている。これには主務官庁と産業界とのパイプ役となっている日本の業界団体の独特的な活動も含まれる。この協調的・排他的行動は日本の独占禁止法で禁止されているが、刑事罰、課徴金など、違反に対する制裁措置が甘く違反抑止効果がほとんど期待できない。第2に、垂直的な流通（販売）系列、生産系列がある。流通系列とは、組立企業が自社製品を効率的に販売するために構築した流通業者との関係を、また生産系列とは、組立企業と部品製造などの生産工程の前段階にある企業との関係を指す。日本では流通業者、部品製造業者の独立性が乏しく、特定組立企業とすでに取引関係がある場合には、契約上の拘束ではなくとも系列内企業が自主的な判断でその組立企業と競争関係にある企業と取引することは困難な状況にある。このため、外国企業、外国製品の日本への参入が事実上妨げられることになる。

構造協議では、90年6月に、独占禁止法にかかる日本側の改善策として、①独占禁止法を91年度に改正し課徴金額を引き上げる、②積極的に刑事告発を行い刑事罰の活用を図る、③消費財の流通取引および系列関係にある事業者間取引についてのガイドラインを作成・公表し、独占禁止法運用を厳格に行う、などの内容を盛り込んだ最終報告がとりまとめられた。

系列取引については、91年7月に「流通・取引慣行に関するガイドライン」が公表された。

それによると、共同ボイコット、競争品の取扱い制限、相互取引などの外国企業・外国製品の新規参入を困難にする行為類型を重点的にとりあげている。そして、市場占有率10%以上または上位3社以内の有力な事業者が系列化を実施することは違法の可能性が大きいとするなど、現行判例よりもいく分厳格な違法性判断基準を設定した。このガイドラインでは、系列取引は「競争者の取引の機会を減少し、他に代わりうる取引先を容易に見出すことができなくなるおそれがある場合」(市場閉鎖効果)に違法となるという考え方をとっている。これ以降、公正取引委員会はこのガイドラインに沿って違法な系列取引を重点的に取り締まってゆくことになる。

また、90年代に入ってから、国境を越えたグローバルな企業活動の飛躍的な拡大に伴い、競争政策の国境を越える適用（域外適用）問題が急速にその重要性を増している。この中で、世界各国、特に環太平洋諸国の競争政策は新たな転換を迎えている。

例えば、外国における外国企業の競争制限行為によって、自国市場の競争条件や取引条件が損なわれている場合、自国の独占禁止法の他国への適用は不可能で、結果的に自国の競争政策は全く無力とならざるをえない問題が生じる。また、ある国が属地主義に拘束されずに自国の独占禁止法の域外適用を認めた場合にも、自国と外国の独占禁止法と競争政策が事前に調和（ハーモナイズ）されていない限り、両国間で競争政策の執行上問題が発生する。

競争法の母国・米国においては、早くから厳密な属地主義を離れて独占禁止法の域外適用を承認した。米国の国外で行われたカルテルであっても、米国の州際通商および外国通商に「影響を与えたこと」並びに「影響を与えることを意

図したこと」が証明される限り、米国の裁判所は管轄権を持つとされる。これが、反トラスト法の域外適用を正当化する基本原則とされてきた。事実、「外国取引反トラスト法改善法」(82年)では、米国の国内取引・輸入取引および米国からの輸出取引に対して「直接的・実質的・合理的に予見可能な効果」を及ぼす行為については、反トラスト法の管轄権が及ぶと明文化されている。

独占禁止法の域外適用が問題となる外国における反競争的行為には、①自国の輸入（外国の輸出）を制限することを目的とする場合、②自国の輸出（外国の輸入）を制限することを目的とする場合の2つの状況が考えられる。

第1の状況では、外国から自国への輸出に対する競争制限行為から自国の消費者に被害が及ぶということで、自国の独占禁止法の域外適用は十分な合理性を持っている。米国は、これに関して、米国国内の競争に悪影響が生じるものでない限り、反トラスト法の執行は自制する方針であるとしている。

第2の状況では、自国の輸出に対する競争制限行為から直接被害を受けるのは外国の消費者であって、自国の消費者に直接の被害は及ばない。それだけに、この状況で自国の独占禁止法を域外適用する論拠は稀薄であるといわざるを得ない。しかし、米国の司法省は92年に、自国の消費者に悪影響を及ぼす場合に限定せずに、米国からの輸出を制限する外国での反競争的行為に対しても、米国反トラスト法を域外適用する方針を明らかにした。これは、EUを含む多くの国（特にOECD諸国）の域外適用に関する規定においても、基本的に採用されている。

以上のように、世界経済の一体化が進むにつれて、各国共通の規制緩和と撤廃、市場自由化と公正な競争ルールの確立・監視・維持などが

要請されるようになってきた。実際に、環太平洋経済圏の統合化に伴い、米日間だけに止まらず環太平洋諸国全域で、独占禁止法の規定や公正取引委員会の機能を含めた競争政策のハーモナイゼーションが急速に展開されている。これを筆者は競争政策の国際的ハーモナイゼーションと呼ぶことにする。

前述したように、89年秋に開始されて90年秋に最終報告がまとめられた日米構造協議（SII）では、貯蓄・投資バランス、土地政策、流通制度、排他的取引慣行、系列取引、価格メカニズム（内外価格差）など多岐に亘ったものであった。これらの問題の解決のために、特に米国が要求した措置は独占禁止法の強化改正並びに公正取引委員会の執行強化であった。

これを受け、日本の公正取引委員会は、カルテルに対する課徴金の引き上げ（売上額の原則1.5%から6%へ）と法人企業の独占禁止法違反に対する罰金額の引き上げ（上限を500万円から1億円へ）を行うために独占禁止法を強化改正するとともに、刑事告発の運用強化など執行体制の強化を行った。さらに、公正取引委員会は「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」（91年）を作成・公表して、系列問題を取り組む強い姿勢を示した。この指針は、日米構造協議において指摘された流通・取引関係に関する独占禁止法上の考え方と違法性のガイドラインを明示したものであった。

前節で述べたように、米国の反トラスト法の域外適用に関する考え方は、日本の独占禁止法と競争政策にとっても重要な意義を持っている。次の二つの理由からである。

第1に、米国の反トラスト法を母体としつつも、数度の改正を経て日本の独占禁止法は母法と大きな相違を含む現状に至っている。そのため、米国反トラスト法が日本企業に対して域外

適用される場合には、日本の独占禁止法の管轄権を侵害される可能性がかなり高い。

第2に、米国の輸出企業を保護する目的で反トラスト法が執行されることにより、米国の通商政策が日本の競争秩序を搅乱する可能性があり、さらに米国の輸出企業が私的訴訟を次々と起こすことによりその可能性が増幅することが考えられる。

こうした問題に対処する方法としては、米国の反トラスト法の域外適用に対する対抗立法を主張する向きもあるが、今後、自国の独占禁止法と競争政策の執行強化を通して、域外適用の引き金となる反競争的行為を自国で厳しく取り締まること、O E C D や W T O において独占禁止法と競争政策の国際的ハーモナイゼーションを積極的に推進して、域外適用が作り出す独占禁止法と競争政策の国際間の制度摩擦と主権の衝突を除去する方向へと進んでいくと思われる。

最後に、日本の独占禁止法の域外適用、特に米国とのハーモナイゼーションが問われる中で、原始独占禁止法以来、度重なる法改正にもかかわらず全く変更が加えられなかった持株会社の全面禁止が97年に全面解禁へと方向転換が見られた。これは競争政策の米日間でのハーモナイゼーションの性格と今後の方向性を示唆する出来事である。つまり、米国の包括競争・通商政策が米国大企業の国際競争力を優先する方向で転換してきたのと同じく、日本の競争政策も日本の大企業をベースとした国際競争力強化に重点を置きながら、徐々に米国の競争政策に直接影響を受けながら、転換していくことがうかがえるのである。何よりも重要なのは、このような競争政策のハーモナイゼーション過程を媒介に、両国では「企業国家体制」がさらに再編・強化されていくことを見逃してはならない。次節では環太平洋経済圏における「企業国家体制」

の再編・強化過程を総合的に捉えるために、韓国と中国を取り上げ検討することにする。

## II 韓国経済の外延的拡大と アジア経済の構造変化

### 1. 韓国の競争政策の転換過程

90年代半ばに、韓国の競争政策は、財閥（大企業を含む）の国際競争力の強化へと明確な政策転換が進められている。

#### (A) 韓国の独占禁止法の概要

韓国の独占禁止法である「独占規制および公正取引に関する法律」は、80年12月31日に制定された。同法は、制定後わずか14年間に、86年12月31日、90年1月13日、92年12月8日、94年12月22日と、4次にわたって改正された。

同法の執行については、独立行政委員会である公正取引委員会が行っており、公正取引委員会の職権行使の独立性については、法律で定められている。

同法の制定に当たっては、財閥を解体することは現実的でなく、その存在を容認した上で弊害を規制しようとする考え方から出発しているので、独占禁止法ではなく一般的に公正取引法と呼ばれている。

公正取引法の補完法としては、「下請取引の公正化に関する法律」と「約款の規制に関する法律」の2法がある。基本的に、両法とも、取引において、一方の当事者がその取引上の優越した地位を濫用してもう一方の当事者に不当に不利益を与えることを規制する法律である。前者は、下請取引において親事業者が下請事業者に対して下請代金の支払遅延、不当な減額等の不利益を与える行為を規制する法律であり、後者は、事業者がその取引上の地位を濫用して不公正な約款を作成・使用することを規制する法

律である。

公正取引法が制定されるに至った背景としては、70年代後半に入って、政府主導による規制中心的な経済運営方式が、市場機能を歪曲させ、インフレの昂進、財閥の急成長、市場における独・寡占化の進展、部門間不均衡の深刻化、経済の非能率化等をもたらし、もはや、そうした経済運営方式では立ち行かなくなつたことが挙げられる。こうした中で、市場機能を尊重し、競争原理に基づく経済運営方式に転換する必要があるという認識が広がるようになり、競争原理を基本とし、市場機能を円滑に機能させる観点から、80年12月、公正取引法が制定された。同法の目的は、「事業者の市場支配的地位の濫用及び過度の経済力の集中を防止し、不当な共同行為及び不公正取引行為を規制して、公正かつ自由な競争を促進することにより、創意的な企業活動を助長し、消費者を保護するとともに国民経済の均衡ある発展を図ることを目的とする」（1条）と規定されている。

公正取引法による規制は、二つの類型に分かれる。一つは、事業者間の競争を促進させるための与件を作り出す規制であって、市場構造の改善のための規制であり、もう一つは、事業者間の販売あるいは販売促進の過程において生じる競争制限行為や不公正な取引行為に対する規制であって、取引行為の改善のための規制であるとされている。この分類によれば、市場構造の改善のための規制には、①市場支配的地位の濫用行為規制と、②経済力集中規制（企業結合規制および企業集団規制）が属し、取引行為の改善のための規制には、①カルテル規制（事業者間の不当な共同行為の禁止及び事業者団体の競争制限行為の禁止）、②不公正取引行為の規制（不公正取引行為の禁止、再販売価格維持行為の禁止及び事業者団体による事業者に不公正

取引行為等をさせる行為の禁止)、③国際契約の規制が属する。なお「下請取引の公正化に関する法律」に基づく下請取引の規制と「約款の規制に関する法律」に基づく約款の規制は、不公正取引行為の行為類型のひとつである優越的地位の濫用行為の系列に属するものであるので、後者の取引行為の改善のための規制に属することになる。

次に、市場支配的地位の濫用行為規制と経済力集中規制の内容を整理しておく。

#### a. 市場支配的地位の濫用行為規制

市場支配的事業者が次の濫用行為を行うことを禁止している(3条)。

①商品またはサービスの価格を不当に決定・維持または変更する行為、②商品の販売またはサービスの提供を不当に調整する行為、③他の事業者の事業活動を不当に妨害する行為、④新たな競争事業者の参入を不当に妨害する行為、⑤その他競争を実質的に制限し、または消費者の利益を著しく阻害する恐れがある行為である。

なお、市場支配的事業者とは、同業種または類似の商品またはサービスの供給において「1の事業者の市場占拠率が50%以上」または「3以上の事業者の市場占拠率の合計(ただし、市場占拠率が10%未満の事業者を除く)が75%以上」であって、最近1年間の国内総供給額が500億ウォン以上の事業者をいい(2条7項、施行令4条)、公正取引委員会が毎年指定・告示することになっている(4条1項)。

#### b. 経済力集中規制

##### (1)企業結合規制

資本金または資産総額の規模が施行令で定める基準に該当する会社が、直接または系列会社を通じて、一定の取引分野において競争を実質的に制限する企業結合(①株式の取得または所有、②役員の兼任、③合併、④営業の譲受及び、

⑤新会社設立への参加)をすることを禁止している(7条1項)。この規制の対象となる資本金または資産総額の規模の会社は、施行令において、資本金50億ウォン以上または総資産200億ウォン以上とされている。なお、企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限するものであっても、産業合理化または国際競争力の強化に必要なものであると公取委が認める場合には許容される(7条1項但書)。

また、強制その他不公正な方法による企業結合を禁止している(7条3項)。

##### (2)企業集団規制

###### ①持株会社設立の禁止

会社、個人の如何を問わず、韓国国内において持株会社を設立することを禁止するとともに、既存の会社の持株会社への転換も禁止している(8条1項)。持株会社とは、株式の所有を通じて国内会社の事業内容を支配することを主たる事業とする会社と規定されている。ただし、持株会社が、法律に基づき設立される場合や外資導入法に基づき外国人と投資事業を営むために設立される場合であって、公正取引委員会の承認を得た時は許容される(8条2項)。

###### ②相互出資の禁止

大規模企業集団に属する会社が、自己の株式を取得または所有している同一企業集団に属する会社の株式を取得または所有することを禁止している(9条1項)。

ただし、合併または営業の譲受、担保権の行使または代物弁済の受領によりそうした相互出資の状態が生じた場合は、6カ月間に限って許容され、その間に株式を処分し、かかる状態を解消しなければならないとされている(9条1項但書及び同条2項)。

なお、大規模企業集団の定義については、まず、企業集団を「同一人が…事実上その事業内

容を支配する会社…の集団」と定義し（2条2号）、「同一人」が会社である場合には、当該会社が支配する一以上の会社の集団を、また、「同一人」が会社でない場合には、その者が支配する二以上の会社の集団を企業集団と定めた上（金融・保険会社のみで構成される企業集団及び特定の支配株主が存在しない金融・保険会社により支配される企業集団については除外される）、そのなかから、一定規模以上の資産総額等、施行令で定める基準に該当する企業集団を「大規模企業集団」と定めている（9条1項）。

#### ③出資総額の制限

大規模企業集団に属する会社が所有する国内の会社（この場合、系列、非系列の双方を含む）の株式の合計額（出資総額）は、当該会社の純資産額の25%を超えてはならないとされている（10条1項）。ただし、例外規定が設けられており、例えば、工業発展法または租税減免規制法に基づく産業合理化のための出資による超過は4年以内、担保権の行使や代物弁済の受領による超過は1年以内、部品生産中小企業との技術協力関係維持のため出資等の産業の国際競争力強化のための出資による超過は7年以内といったように、その超過状態が許容される（10条1項但書）。

#### ④系列会社に対する債務保証の制限

大規模企業集団のうち施行令で定める基準に該当する企業集団に属する会社は、同一集団内の国内系列会社に対する債務保証総額が当該会社の自己資本の200%の額を超えてはならないとされている（10条の21項）。ただし、企業の国際競争力強化のために必要な場合の債務に対する保証、国内金融機関の海外支店の与信に対する保証等は、債務保証総額には含まれない。

#### ⑤金融・保険会社の議決権制限

大規模企業集団に属する金融・保険会社は、

その取得または所有している同一企業集団に属する会社の株式について議決権を行使してはならないとされている（11条）。

以上のように、規制と同時に但書が設けられていることに注意しなければならない。財閥主導の工業化過程に伴い、例外条項が次第に多くなり、従って、規制の効力はほとんど持たず、むしろ、独・寡占が次第に強められてきた。特に、95年以降の財界からの公正取引法改正の要求は、その傾向にさらに拍車をかける内容となっている。

#### (B) 財閥主導の企業国家体制への形成・強化

まず、80年代の前半までの韓国の競争政策を簡単に検討しよう。

韓国政府は70年代の国と産業の国際競争力の強化策を、60年代の軽工業中心の輸出指向型工業化から、重化学工業中心の輸出指向型工業化へと大きく転換した。

重化学工業育成政策が本格的に推進されたのは第1次石油ショックの73年からのことであったが、立案は60年代末から始まっていた。つまり、67年の機械工業振興法、69年の石油化学工業振興法および自動車工業育成計画、70年の鉄鋼工業育成法および造船工業振興基本計画、などがそれである。これらの重化学工業育成政策の背景には、60年代末以降の軽工業品輸出に対する先進国との保護貿易措置の強化と相まって、国際収支赤字の拡大や借款企業の経営悪化問題が深刻となり、その対策として、新たな輸出産業を開拓する必要があったからである。同時に、輸出の大半を占めている軽工業品輸出に伴って急増する資本財・中間財の輸入代替化を図るためであった。80年代には重化学工業製品輸出が全輸出の5割以上を占めるという目標が打ち出されていた（73年）。

その産業としてはじめは六つの業種（鉄鋼、

PVC、合板、皮革、自動車、造船)が選ばれたが、最終的に鉄鋼、石油化学、電子機械、造船の4分野を積極的に育成するという重化学工業宣言が発表された。さらに、74年に省力型重化学工業化へと変更され、電子機械、造船は計画通り育成するが、鉄鋼と石油化学は輸入代替できる範囲までに縮小された(74年2月の「重化学育成計画変更方針」より)。

70年代後半には重化学工業育成政策の内容は次の通りとなっている。①技術集約的で資源節約的な一般機械および精密機械、電気・電子機械分野に支援の重点を置き、さらに特別償却範囲を拡大する、②資本財導入に対する外資の優先貸出と関税減免を行う、③一般機械および精密機械、電気・電子機械、自動車、鉄鋼など13の重点産業での合併および系列化を推進する、④一般機械部品と電子機械部品などの素材・部品産業を育成する、⑤石油化学と鉄鋼産業のプラントの国産化を促進する、などである。このような70年代後半以降の工業化政策は、内外の投資資源を集中させるために、国家介入の更なる強化が伴われた。

この時期の国家主導の競争政策は韓国財閥<sup>(19)</sup>の形成を一層加速させた。同時にこの過程は米・日多国籍企業への包摶過程とも重なる。

ところが、第2次石油ショック以降、主力製品の輸出が伸び悩み過剰供給能力問題が顕在化し、投資調整や産業合理化政策がとられた。79年4月の「経済安定化総合施策」、同年5月の「第1次重化学投資調整措置」が発表された。

(19)93年4月に改正された公正取引法によれば、上位30の大企業グループが「財閥」に規定され、公正取引上の特別管理対象となった。その以前までは、資産総額(連結財務諸表基準)が4,000億ウォン以上を越えるすべての企業グループが財閥に規定されていた。大企業は資産総額が800億ウォン以上、雇用者数300人以上の企業をいう。

その後、81年2月まで3回に亘って調整措置がとられ<sup>(20)</sup>、財閥の重化学部門への過剰投資を整理するため、企業の整理・統合、新規参入規制措置がとられた。しかし、この時期の日本の競争政策の結果と同様、これらの措置により経済力集中度は一層高まっていた。

韓国経済は80年のマイナス3.75%成長以来、80年代前半を通して経常収支赤字が拡大するなどさらに悪化していった。80年9月の企業体质強化措置(9.27措置)は、70年代に系列企業を膨脹させた財閥に対し、14社以上の系列企業を有する22財閥と銀行借入金が多い4財閥に対し、系列企業の自主整理を通告するなど「安易な外形的膨脹を続けた企業経営方式」の是正を促した。さらに、同年12月末に制定された「独占規制及び公正取引に関する法律(公正取引法)」では、市場支配的企業<sup>(21)</sup>の地位濫用禁止や企業結合の事前申告など独占的市場行動を摘発し是正できるようになっている。ところが、実際に重点が置かれたのは、当時の日本と同様に主に価格規制であった。また、競争制限的な企業結合は法律上は禁止されていたが、特定産業の合理化と国際競争力の強化のために必要である場合は適用除外を認めていた。

83年5月に政府は「80年代の産業政策の課題とその支援の改編方向」を公表し、「自律・開放・競争」を基調とする政策の基本方向を打ち出した。その内容は従来の政府介入を通じた選別的・直接支援方式の産業育成政策に取って代わり、財閥の自律と競争による市場機能的・間

(20)発電設備および建設重装備、自動車産業、重電機器、電子交換機、ディーゼルエンジン、銅精錬に対する措置がとられた。

(21)93年には140品目で335社が指定された(Oecd Economic Surveys, 1993-1994 : Korea, Oecd, 1994, p.171)。

接支援方式へと転換することを骨子としていた。まず、ここで、政府介入の縮小を通じた市場機能を強化していくという、つまり「国家主導」から「財閥主導」への政策転換が読みとれる。

これを受けて、財閥は政府規制の全般的な緩和を要求してきた。国際競争力強化のためには企業の大型化が必要であるとし、財閥への貸付管理の撤廃や政策金融の維持、さらに金融機関の民営化による商業銀行への影響力拡大を要求した。

80年代初頭に巨額の地下経済の疲弊が顕在化したのを契機に、83年商業銀行の民営化（＝財閥の系列化）が行われた。これにより、財閥の金融機関所有が拡大し、商業銀行と非金融機関からの貸付を掌握することとなった。

次第に経済不況や国際収支赤字幅が深刻な水準になるにつれ、韓国政府は85年に工業発展法を制定し、9つの産業に対する財閥の設備投資拡大や新規参入を促した。これによりさらに「財閥主導」が強められ、同族支配や系列間結合は温存されたまま、財閥の産業や金融への影響力が一層拡大された。

次は、財閥を頂点とする下請け系列関係について触れておこう。

70年代以降の韓国重化学工業の発展は、完成品・組立て部門を中心に財閥企業により担われたが、これら財閥は中小企業との産業連関が乏しく、自社で製造できない素材・部品・生産設備の多くを主に日本からの輸入に依存し、貿易収支赤字を拡大する要因となった。従って、この部品・設備の輸入依存を克服し、幅広い中小企業の裾野を育て、後方産業としての部品工業による輸入代替を促進するために、中小企業系列化政策が推進された。これは、75年末に制定された中小企業系列化促進法に遡る。系列化指定業種と品目を定め、系列化指定品目について

は大企業に対し自社生産を制限させ、下請け取引き関係形成を義務づけた。この措置の実行は遅れたが、79年から系列化指定業種・品目が定められ、80年代前半に指定業種・品目が増加し、指定業種で下請けを行なう中小企業数も79年から84年に15.8倍の2,487社に拡大していった。また指定品目で特に一般・精密機械、電気・電子機械、自動車などでの下請け系列化促進に力を入れた。さらに82年には有望中小企業の育成を内容とした中小企業長期振興計画（82～91年）を樹立し、70年代に特定業種や輸出中小企業に偏重した中小企業政策の普遍化が図られた。

86年には中小企業創業支援法を制定し、創業支援基金による融資制度が行なわれるようになった。また、円高基調や労働紛争により、系列化を通した部品国産化は一層切迫した課題となつた。

以上のことから、中小企業育成政策は、財閥主導下の下請け系列化であったことが分かった。80年代に拡大した中小企業の下請け構造は、以下のようない特徴をもつ。①主取引親企業の変動がない長期的下請け構造が形成されていること、②一次下請けのみでなく、二次以上の再下請け比率が増加し、重層的な下請け構造が次第に形成されていたこと、③親企業により下請け取引先の多角化戦略が行なわれ、大企業が下請け企業間の競争関係を活発に導入していること、またその影響も受け、特定の親企業とのみ取引する専属型下請け企業の比重は少なく、下請け企業の多くは複数の親企業と取引をしている。

このように下請け系列化による中小企業の拡大により、財閥を頂点とする企業間関係がさらに拡大した。この変化により、財閥が下請け系列化により中小企業への支配力を強化したと捉えられる。

以上のことから、73年の石油ショックから80

年代前半までの経済危機に直面して、政府の競争政策は「財閥主導」へと急速にシフトしていったことが分かる。また、60年代から80年代前半にかけた、日本の競争政策の展開過程と比較して、韓国のはかなり「圧縮」されたことも理解できよう。総じて、「国民国家体制」の旗を掲げていながら、実際には「企業国家体制」の形成・確立の道を加速していかざるを得ない、韓国社会の「歪曲」がうかがえる。

#### (C) 財閥主導の「企業国家体制」の強化

80年代後半になると、「財閥主導」に国民の批判が高まるようになったが、その背景には、国民投票によって誕生した盧泰愚政権が政治的民主化や経済的公正（＝財閥規制）を求める国民の要求を一定受け入れざるを得なくなったことがあった。従って、財閥の非効率性を是正してこそ第二の経済跳躍が可能であるとの見解が広がり、財閥批判が高まるようになった。

ところが、89年以降の経常収支の赤字への転落など経済危機が再現された。その危機は93年の円高により一時期回復したものの、90年代半ばまで続くこととなった。

80年代後半以降の競争政策を以下の3点で概ねまとめてみることができる。

第1に、土地投機など非正常な投機活動を規制することによって、経済を活性化させようとした。

これには、49財閥所有の非業務用不動産の強制売却の勧告（90年5月）、物価・金利安定のための金融実名制（93年8月）、不動産実名制（95年7月）、財閥の新規投資を促すための業種専門化（92年7月）政策などが上げられる。

ここで、業種専門化の経緯について述べよう。91年3.14措置で、製造業の競争力強化策として「主力企業制度」が打ち出された。これは上位30大財閥に3社以内の主力企業を選定させ、主

力企業に対する銀行融資を与信限度管理対象から除外し優遇するという制度である。これまでの「芋蔓式」多角経営から、主力部門への集中投資を誘導するための、新たな政策金融といえよう。

ところで、92年7月に3業種以内で業種専門化する、という「主力業種制度」に転換した。この業種は3年に一回変更することが可能となっている。

この「主力業種制度」は、93年金泳三政権期に受け継がれ、財閥に3業種以内の専門業種を中心とした体制に改編するよう促した。斜陽企業の淘汰と成長企業の育成により、市場原理に従った産業構造調整を行なおうとした。この業種専門化政策は、財閥に系列企業の売却・整理に優遇を与えると同時に、戦略業種への優遇も与える内容であった。これを促すために公正取引法を改正して（93年4月）、非主力企業と主力企業間の不公正な内部取引きの規制を設けた。

第2に、財閥の所有と経営の集中問題を克服し、所有分散を促した。

財閥の所有と経営の集中の現状は、80年代半ばに30大財閥で財閥家族と系列社による所有は56%にのぼり、さらにこれを系列企業間相互出資が補強することにより、同族による経営支配が行なわれていた。また、同族の高い持ち株比率の維持のため系列企業の株式公開は忌避され、前述した商業銀行や非金融機関の支配を背景に主に外部資金の借入に依存していた。この財務構造により恒常的な金融費用の拡大を招いている。

この財閥の所有問題に対し86年12月公正取引法1次改正で規制が加えられた。その内容は、上位30大財閥を資産総額基準で設定し、持ち株会社設立の禁止や銀行の融資限度を設定した。さらに87年に、同一の財閥に属している系列企

業間の相互出資が禁止され、系列企業の出資総額が純資産額の40%以内に制限された。また、財閥所有の商業銀行が株式を取得・所有している系列会社への議決権行使を禁止した。

さらに同族による株式所有集中に対し、90年の相続贈与税法改正により、高額相続者の申告内容公示、財産変動事項管理、相続税無申告および虚偽申告の時効延長が行なわれ、同族所有の世襲に対する規制が加えられた。

90年の公正取引法2次改正では公正取引委員会の独立性やその権限が強化され、不公正行為に対する罰則も強化された。さらに91年に出された第7次5ヵ年計画では、「企業の競争力強化と産業組織の効率化」を10大政策課題の一つにし、企業公開・株式市場を通じた漸進的な所有分散を促している。

さらに、92年の公正取引法3次改正では系列間相互債務保証を凍結し、その制限（自己資本の200%以内）が導入された。当時自己資本の3～5倍になっている相互債務保証を96年までに2倍以下に引き下げる計画されていた。

第3に、所有と経営の分離、つまり専門・独立経営への誘導により効率性を高める企業体質を改善するよう促した。つまり、創業者一族を中心に「系列企業内のすべての資金、人力、内部取引き等を総合管理する方式」から「個別企業別に独立性と専門性を発揮しうる経営体制に転換」させようとした。

要するに、①経済の活性化を図るために、地下経済を根絶すること、②財閥一族の所有集中を緩和し株式公開を促進させること、③過度な多角化を改善し、財閥経営に対する規制を強化すること、に要約できる。

ところが、94年以降、経常収支の赤字が毎年倍増し、国際競争力の低下とそれに伴う成長率の低下、そして物価上昇が深刻になるにつれ、

政府は96年に「9.3経済政策方向」と「10.9経済力10%アップ推進案」を提起した。これらは再び、財閥主導の国際競争力強化のための競争政策であった。

その内容をみよう。まず、「9.3経済政策法案」は、低成長、高物価、経常収支悪化の主な原因を、高賃金、高金利、高い借入依存による脆弱な財務構造などにあるとし、企業負担となっている諸規制の緩和、公正取引法の改正による財閥規制の緩和、賃金抑制と柔軟な労働市場への転換などが盛り込まれている。

さらに「10.9経済力10%アップ推進案」では、公務員の減縮、工場立地条件の緩和、工場用地価格の25%切り下げ、先端産業への業種転換時の工場増築の許容拡大（50%まで）などが含まれている。また、国産資本財の導入用の外貨貸付や商業借款の許容が大企業にも認められており、労働関係法の大幅改正も推進されていた。

要するに、再び、経済危機に直面することにより、国際競争力強化が掲げられ財閥主導での「企業国家体制」の強化が加速しているのである。

以下で、財閥からの規制緩和の要求項目を整理しておく。

#### a. 財閥規制部門

財閥は、①直接的な規制方式、②所有分散および支配の制限、③人為的な業種専門化が、経済の開放化に伴い、外国企業より国内企業に対し競争条件を不利に作用するだけでなく、これらの規制により競争が妨げられるとして、緩和や撤廃を求めていた。その規制の内容をみると、まず、直接的な規制方式に関しては、企業集団の範囲<sup>(22)</sup>を含めた財閥指定制度、市場支配的企業指定制度がある。財閥指定制度は、前述したとおり、韓国政府は81年以降総資産の絶対規模により大規模企業集団を指定し、相互出資、出／

資総額、系列に対する債務保証に規制をするというものである。次の市場支配的企業指定制度により、1年間国内供給額が5百億ウォン以上の市場に対して、一企業の市場シェアが50%以上の場合、または、3社のシェアが75%以上の場合が該当し、価格規制を受ける。

所有分散および支配の制限は、持ち株会社と相互出資の禁止、そして、他企業に出資した総額がその会社の純資産額の25%を超えてはならないという出資総額制限と30大財閥に属している企業は同一系列社に対し自己資本の200%を超えてならないという債務保証制限がある。

業種専門化は10大財閥は3業種、20大財閥は2業種を主力業種に認め、貸付、出資総額の規制を緩和しているが、これは結果的に新規進入を規制する政策となっている。

#### b. 金融部門

金融産業は「経済力集中の防止」に重点が置かれていた。

①貸し出し上限の管理制度<sup>(23)</sup>、②銀行の所有構造の制限<sup>(24)</sup>、③中小企業への義務貸出制<sup>(25)</sup>、④海外借入れ（商業借款）およびそれの貸出制限、などで財閥に対する制限を設けている。これが財閥の金融費用を高める要因であるといわれている。

これらの諸規制により30大財閥への貸出の偏

- ↖ (22) 同一人と特殊関係人を含めた最多出資者が発行株式総数の30%を所有している会社を企業集団の系列会社に編入している。
- (23) 貸出金基準上位5大および10大系列企業群に対する比率は銀行監督院長が定める銀行別の基準比率を超過することができない。また、同一人（企業）に対する貸出金限度が自己資本の15%、支払い保証は30%となっている（95年1月）。その上、銀行別の貸出総額限（自己資本の5倍）度制が導入されている（95年6月）。
- (24) 支配株主の出現を防ぐために議決権のある株式所有限度を、商業銀行4%、地方銀行15%、外資系銀行8%とし、超過所有分に対しては議決権を認めていない。
- (25) 商業銀行は貸出金増加額の45%以上、地方銀行は70

りは緩和されつつあるが、非銀行金融機関を通じた調達や海外からの直接金融が急増する結果を招いた。

#### c. 労働部門

87年以降の賃金上昇は、大企業では実現可能であるが、中小企業では支払い能力がないため事実上不可能である。結果として、特権化した大企業労働者と支払い能力を持った大企業が結合するにすぎない。大企業を中心とした企業別労働組合の固着化や労働市場の内部化は、労資間の社会的葛藤を個別企業や労働者間の対立に分散させる体制を目指しており、結果として大企業と中小企業間での資本労働関係の重層化が進展していくことになる。

90年代半ばのEU・日本の労働改革の流れに伴い、96年12月26日に労働関係法が改正された<sup>(26)</sup>。

主な内容としては、労働のフレキシビリティを高めるために、変形勤労制・整理解雇制・代替勤労制の「3制」を新設したことと、一方複数労組（2000年以降に留保）・第三者介入・労働組合の政治家活動の「3禁」を解禁したことが上げられる。

変形勤労制では、（使用者による）週当たり48時間を限度とする2週単位の弾力的勤労時間制と、（労働者による）1ヵ月単位で週44時間・

%以上、外資系銀行は35%以上を中小企業に融資するよう規定されている。

(26)労働法は「第二の憲法」ともいわれ、スイスでは国民投票によって改正の賛否が問われるほどである。ところが、与党の新韓国党が単独（154名）で労働法と安企部法を夜明けの6時に7分間で奇襲的に処理した。議会民主主義の終焉ともいえる事態である。これにより労働界（ホワイトカラーも含めて）は全面争議に突入した。その後、与党が撤回し与野单一案の労働法が97年3月8日国会を通過したが、主な内容はほとんど変わっていない。97年には低成長、経常収支赤字の更なる拡大、高物価が進むなかで、89年の公安政局の再版が始まった。

1日8時間（週44時間以内）を超えて選択できる選択的勤労時間制が含まれている。

整理解雇制とは、既存の「名誉退職制」に加え、経営の悪化のための構造調整、技術の高度化のための業種の転換を理由に、勤労者を解雇できる制度である。また、争議中の代替勤労制が認められるようになった。ちなみに、労組専任者の賃金の無支給や争議期間中の賃金の無支給も含まれている。

この新設の「3制」により、韓国の賃労働関係は国家主導型の労働統制から、使用者による直接的な労働統制に大きく委ねられるといえよう。また、「3禁」の解禁により、労資間の社会的葛藤を個別企業や労働者間に対立に分散させる体制に向けての法律上の後押しとして理解できる。この新労働法により、これからの大企業を中心とした産業構造高度化過程で不安定就業や大量の失業が伴うことは避けられないだろう。さらに、機械関連製造業を輸出の主役とする産業構造が今後しばらくの間維持されることを考えれば、中小企業のみならず、大企業までも新たな利潤源を求めて海外進出を一層加速していくことが十分予測される中で、この問題は益々深刻となっていくにちがいない。

言い換えると、80年代後半では、輸出の増加や国内の購買力の拡大（バブル現象）により賃金上昇が相殺できたが、90年代前半では輸出の鈍化と貿易収支赤字の大幅な拡大、またバブル崩壊後の国内景気の不振などにより、もはや労働慣行自体にメスを入れざるを得ない状況まで追い込まれたことを裏付けている。今回の労働法改正により、財閥主導の危機管理体制とこれを後押しする政府の共助体制がより強化されていくことになる。

#### d. 海外投資部門

以上の国内での大企業優先の政策に加え、最

後に企業の海外活動に対する政府の政策変化についてみてみよう。

概ね5つの段階に分けられるが、まず、導入段階（68年～74年）と基盤組成段階（75年～79年）では海外直接投資を管理する必要性から法的規定が明文化された時期である。当時の重化学工業化優先政策や輸出主導型工業化に対応して必要な海外投資だけを制限的に許可していた。

そして、80年代前半の基盤拡張段階（80年～85年）では輸出や景気の後退により、海外直接投資が増加し、それに対応して海外直接投資制度が簡素化された。

以上の80年代前半までの三つの時期では、外國為替管理法のもとで海外投資が規制されており、資源開発および研究開発、市場開拓のための海外投資が制限的に認められていた時期である。

80年代後半の活性化段階（86年～89年）では国際収支の黒字への転換とそれに伴うウォンの切り上げにより、迂回輸出や隙間市場の開拓のための海外投資が積極的となった。この流れに相応して政府の海外投資政策は、86年に海外投資許可が緩和され（用件の確認で許可に代わる制度の導入）、さらに87年には申告制導入や投資資格要件が緩和された。続いて、海外不動産投資範囲の拡大（88年）と個人の海外投資限度の廃止（89年）など、海外投資の自由化が一層進められた。

ところで、90年以降から現在に至る段階では、国際収支赤字の拡大や海外での過当競争などに対応して、90年、大規模投資（資本金5千万ドル以上で韓国企業が50%以上を投資した場合と、投資比率に関わらず韓国企業が3千万ドル以上を投資する場合）と自己資本超過（投資金額が500万ドル以上で自己資本より大きい場合）の海外投資に対する審査が強化された。また、91

年3月に、韓国企業同士の過当競争を予防するための海外投資の自律規制基準が制定された。

しかし、海外投資の完全自由化基調は、91年の外国為替管理法の改正により、原則規制から原則自由へと転換するなど、実質的な完全自由化に向かって進んでいる。94年の海外直接投資拡大法案では国際収支赤字の拡大にもかかわらず、またウォンの切り下げが進行する中で、一層の海外投資の自由化が盛り込まれた。その主要内容は、①投資許可および資金支援について、奨励、一般、制限事業に区分していたものを、制限が不可避な事業だけを羅列するネガティブシステムへの転換、②手続きの簡素化（外国為替銀行の認証制度の導入、申告対象の拡大、許可対象の縮小）、③海外不動産取得投資の一層の規制緩和、④融資比率の拡大（大企業は80%、中小企業は90%）や融資条件の緩和などである。

以上のことと、韓国政府の海外投資政策は、80年代後半以降、国際産業構造調整と相まって自由化されはじめたが、90年代では企業の政府に対する自律化・多国籍化に伴いその自由化が一層加速していることが分かった。

今後、韓国経済の危機は財閥に対する統制の

(27)今回の分析では韓国銀行の『海外投資現地法人現況』(94年12月31日現在)の業種分類の中で、組立金属(28)と機械装備(29-35)の再分類を試みた。その理由の一つは、韓国銀行のこの2項目に関する分類が韓国統計庁の『韓国標準産業分類第6次改正』(91年9月9日統計庁公示、92年1月1日より施行)の分類からして、かなりの乱れが見られたからである。従って、本稿では図1・2を除いて、組立金属の493件と機械装備の169件(合わせて662件)を、一般・精密機械、電気・電子機械、輸送機械に分類し直した。これは日本行政管理庁の『日本標準産業分類』に従ったものであり、以下で簡単に日・韓の分類表の対照を表しておく。①韓国の組立金属(28)と日本の金属製品製造業(28)は一致しており、韓国の機械装備の中で、②一般産業用機械(29)は日本の一般機械(29)に武器製造業(33)を合わせたものとなっている。③事務・会計・計算機械(30)、④電気機械・電気器具(31)、⑤音響映像・通信機械

危機とみなされる中で、国際競争力の強化のための財閥の規制緩和要求は次々と反映されていくだろう。そして、財閥の競争力強化が国内で限界を露呈するにつれ、海外投資促進のための競争政策が次第に重要性を増していくことが十分予想される。今まで、労働法までほぼ財閥の要求通りに改正することで、かろうじて財閥の国内投資に片思いを抱いていたが、今後、産業構造高度化が遅れる中で輸出の縮小が拡大するにつれ、財閥企業をはじめとする企業の海外シフト(=産業空洞化)がさらに加速していくだろう。それでも、また政府の競争政策はそれを容認し、支援していくためのイデオロギー強化に専念していくにちがいない。

## 2. 韓国企業の対アジア投資の加速とすみ分け

ここでは、90年代前半における韓国企業の直接投資分析<sup>(27)</sup>を行い、それを踏まえて、環太平洋経済圏の統合化過程とその方向性を再検討する<sup>(28)</sup>。特に韓国企業の業種別・投資先別のすみ分けを析出することによって、環太平洋経済圏における重層的統合化、つまり、各国・地域間の産業構造および経済構造の重層的統合化の推

(32)、⑥医療・精密工学機械・時計(33)は、それぞれ日本の電気機械の中での305、301+302+303+3091+3092、306+308、304+307+(日本の)精密機械(32)に該当する。そして、⑦韓国の自動車機械(34)と⑧その他の運輸装備(35)は、それぞれ日本の輸送用機械の中の311、311~5+319に該当する(日本の分類項目の内容については日本行政管理庁の『日本標準産業分類』(1984年1月改正)を参照すること)。

ところで、以上の項目では80年代後半以降、特に90年代前半には環太平洋経済圏における技術・情報集約度の急速な発展に伴い、従来の機械関連製造業から、情報関連製造業、情報関連先端技術産業へと細分化され、しかも相互の技術的連関や産業間の循環が一層拡大・深化している現状が正確につかみきれない。従って、この産業間の重層構造というべき新たな現状に合わせる必要が生じ、この第二の理由を含めて筆者は表1のように再分類を行った。

移とその到達点を確認していく。

韓国の対外直接投資件数と金額（韓国銀行為替管理部の届出ベース）は、86年以来件数・金額ともに増加し続けて、90年に413件、11億5,981万ドルを記録した。この90年の実績だけで85年までの合計（件数ベース）を上回り、金額でもはじめて10億ドルを越えた。

ところが、91年に件数では前年比2.7%増、金額では39.3%減で急ブレーキがかかり、引き続き、92年（件数では前年比21.5%増、金額では5.1%増）にもその停滞が続き、金額で91・92年には7億ドル代まで縮小した。

93年には再び件数・金額ともに急増した。件数ベースで前年比78.4%増加の919件、金額ベースで70.6%増加の12億6,243万ドルを記録した。94年の、1,920件、24億5,575万ドルとなり、累積ではじめて100億ドルを越えた（5,071件、102億6,516万ドル）。これで93年の919件、12億6,243万ドルに引き続き、2年連続で10億ドル代に達している。94年には、件数ベースで93年に比べて108.9%増加となり、金額ベースでは94.5%増を記録した（表2-1）。また、全体の中での製造業比重をみると、件数ベースで、85年ま

での15.7%に比べ、86年38.9%、87年41.0%へと急増して、さらに、91年62.7%、92年72.6%、93年77.6%、94年73.2%を記録した。

金額ベースでも大体同様のことがいえる。

地域別・年度別では、環太平洋経済圏の比重が、85年までの80.0%から94年の94.7%へと伸びた（全業種ベース）。特に92年以降では全業種・製造業ベースとともに、中国北部への投資がトップとなっているのが特記すべきである（表3-1）。金額ベースでは一貫性がみられないことと、環太平洋経済圏・アジアの比重が、件数に比べて比較的に低いが、これは、ヨーロッパと北米（ほとんどが米国）の投資が件数当たり大規模投資であることに起因する。また、アジアの中では件数ベースでみたのと同じく、92年以降中国北部への投資がトップとなっている（表3-2）。

表4-1と表4-2は、前回の分析と比較するため、92年から94年までを集計したものである。一般精密機械Aと電気・電子機械A、輸送機械Aの件数ベースでの中国北部が目立っているが、対照的に一般精密機械Bと電気・電子機械B、輸送機械Bでは低いのが一目瞭然である

表1 機械関連製造業の再分類表

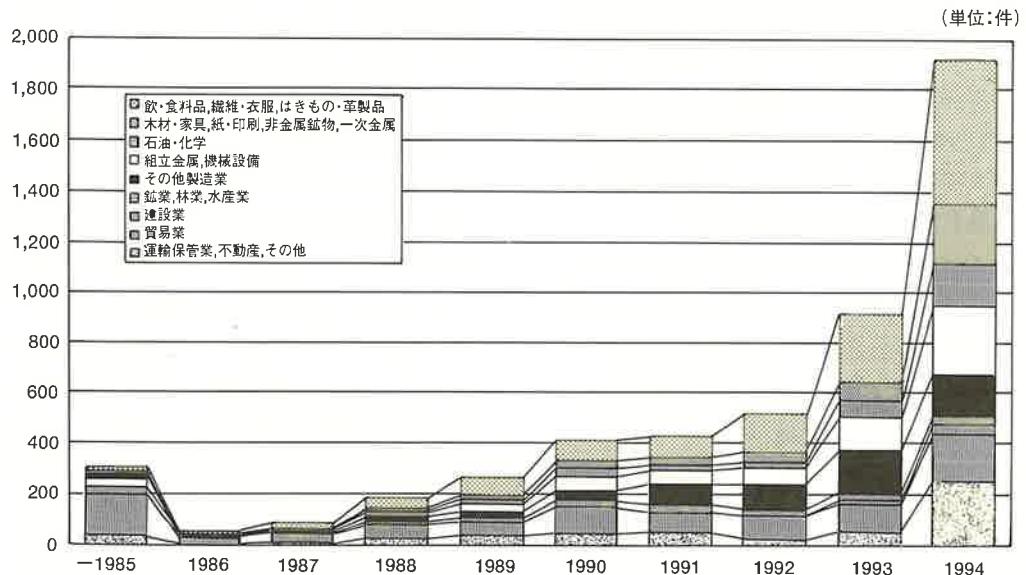
	従来型の機械関連製造業(A)	情報関連製造業(B)	情報関連先端技術産業(C)
一般・精密機械	一般機械 ・汎用機械部品	精密機械・N C工作機械	宇宙航空産業
電気・電子機械	家庭用機器 ・汎用機械部品	産業用のM E機器 パソコン 半導体(D R A M)	宇宙通信機器 半導体(M P U、A S I C)、 S W
輸送機械	自動車部品 K D生産による完成車	完成車	次世代の複合輸送機械

(注) 以上9つに分けられるが、実際にはC列の海外直接投資は見あたらないので、実際には6つの分類になる。

(28)筆者は、既に、91年末の韓国の直接投資統計を使って、日本-アジアN I E S - A S E A N - 中国といったアジア経済の重層構造を考察した。前掲「アジア経

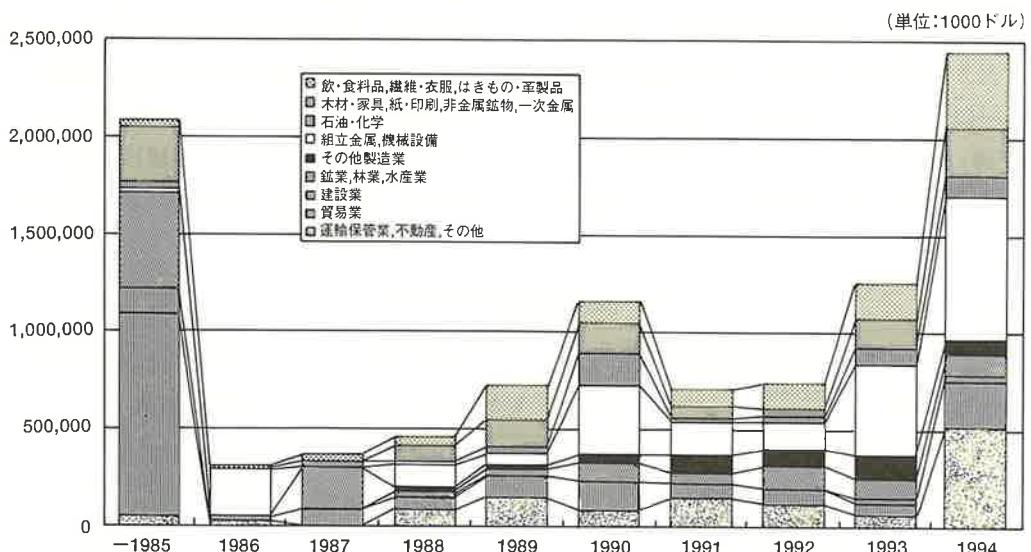
済の国際的重層構造について：韓国の対外直接投資分析を通して」

図1 韓国の海外直接投資推移（許可件数）



(資料) 韓国銀行為替管理部『海外投資現地法人現況』、(1994年12月31日現在) より作成。

図2 韓国の海外直接投資推移（許可金額）



(資料) 図1と同一

る。その対称側に位置するのが北米である。

次の表5は、一般精密機械と電気・電子機械、輸送機械の3分野だけの集計である。ここで、

地域別推移を明確に表している。87年までは件数ベースで北米がトップとなっていたが、88年からは対A S E A N投資がトップとなり、92年

環太平洋経済圏における競争政策の転換と経済の重層的統合化

以降中国北米にシフトしていることが分かる。

最後の表6-1と表6-2は、一般精密機械と電気・電子機械、輸送機械の3分野の中で、さらにAの項目とBの項目とを分けてみたものである。A項目では今までみたのとほぼ同じ結

果となっているが、B項目だけに限定してみると、依然として対米国投資が圧倒的な位置を占めていることが目に付く。そして対ASEAN投資が92年以降でも、中国北部に劣っていないことが分かる。

表2-1 韓国の対全世界業種別・年度別投資（許可件数・金額）（単位：千ドル）

	1985		1986		1987		1988		1989		1990	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
飲・食料品	6	22,623	0	0	0	0	5	6,235	8	81,997	13	15,382
織維・衣服	8	2,776	10	7,335	20	37,673	24	25,401	50	69,711	61	68,273
靴・革製品	2	1,816	0	0	0	0	7	14,861	16	26,516	16	26,969
木材・家具	5	25,145	1	2,944	0	0	4	2,856	4	7,236	14	45,891
紙・印刷	0	0	0	0	2	1,079	2	23,300	2	2,150	2	17,298
石油・化学	6	24,681	3	9,425	2	22,817	6	7,702	17	36,694	30	166,953
非金属鉱物	5	31,240	0	0	2	501	3	57,552	3	4,633	8	16,120
一次金属	3	231,781	1	101	0	0	1	800	4	129,631	2	75,650
一般精密機械A	2	502	0	0	1	338	3	2,735	9	8,819	17	38,972
一般精密機械B	0	0	1	13,400	0	0	0	0	1	115	2	1,750
電気電子機械A	2	18,286	1	41,182	3	3,046	11	91,470	15	29,873	27	269,074
電気電子機械B	1	2,677	1	2,800	2	4,027	2	3,004	3	8,465	7	42,855
輸送機械A	1	3,000	0	0	1	44	0	0	2	10,160	6	9,893
輸送機械B	0	0	1	183,857	0	0	1	21,558	0	0	0	0
その他製造業	7	6,009	2	1,350	1	57	16	14,372	24	15,764	36	35,728
製造業小計	48	370,536	21	262,394	34	69,582	85	271,846	158	431,764	241	830,808
鉱業	9	400,043	0	0	3	208,305	1	205	2	23,339	8	77,077
林業	9	73,110	0	0	1	450	0	0	1	914	0	0
水産業	10	19,253	2	5,927	3	2,270	7	13,261	11	13,423	17	18,518
建設業	28	121,015	3	1,825	4	4,098	5	18,992	3	4,719	4	1,229
運輸保管業	8	11,458	1	74	3	660	4	3,006	6	1,112	7	6,217
貿易業	167	1,046,856	22	18,355	33	81,221	61	68,527	55	106,475	99	145,809
その他	16	15,931	4	19,328	2	500	11	77,247	25	144,500	35	65,386
不動産	10	22,783	1	2,796	0	0	3	4,573	0	0	2	14,764
合 計	305	2,080,985	54	310,699	83	367,086	177	457,657	261	726,246	413	1,159,808

	1991		1992		1993		1994		合 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
飲・食料品	8	3,558	17	8,454	48	26,342	95	63,539	200	228,130
織維・衣服	59	66,164	107	108,999	160	109,122	323	217,413	822	712,867
靴・革製品	20	17,198	29	19,979	65	58,968	145	115,297	300	281,604
木材・家具	10	14,464	12	7,225	25	12,419	62	20,238	137	138,418
紙・印刷	6	31,534	6	4,464	9	3,152	34	15,799	63	98,776
石油・化学	13	12,346	18	28,489	70	79,327	166	101,469	331	489,903
非金属鉱物	7	10,423	11	19,516	20	114,916	68	128,286	127	383,187
一次金属	4	9,547	10	6,840	19	18,681	71	82,258	115	555,289
一般精密機械A	24	32,262	27	35,647	56	55,105	100	90,607	239	264,987
一般精密機械B	2	5,817	2	1,061	4	6,452	3	6,165	15	34,760
電気電子機械A	23	95,989	27	92,619	54	294,278	103	133,125	266	1,068,942
電気電子機械B	4	24,635	6	8,106	5	3,100	26	243,182	57	342,851
輸送機械A	6	14,696	6	4,457	11	15,750	41	18,883	74	76,883
輸送機械B	1	2,231	0	0	1	100,000	9	255,856	13	563,502
その他製造業	79	84,267	96	79,700	166	118,263	160	69,880	587	425,390
製造業小計	266	425,131	374	425,556	713	1,015,875	1,406	1,561,997	3,346	5,665,489
鉱業	6	36,634	3	100,249	8	76,403	14	100,514	54	1,022,769
林業	0	0	2	8,414	3	17,284	3	4,239	19	104,411
水産業	26	22,795	20	12,943	17	8,355	19	8,163	132	124,908
建設業	4	3,711	5	1,337	15	24,166	34	31,936	105	213,028
運輸保管業	8	6,637	5	2,560	10	7,208	25	56,102	77	95,034
貿易業	74	67,587	88	77,829	107	60,165	188	236,357	894	1,909,181
その他	29	48,125	18	111,195	45	35,960	226	319,735	411	837,907
不動産	11	93,789	0	0	1	17,018	5	136,708	33	292,431
合 計	424	704,409	515	740,083	919	1,262,434	1,920	2,455,751	5,071	10,265,158

(資料) 図1と同一

以上から次の3点が明らかになる。第1に新たに対中国北部投資への韓国企業のシフト傾向が、92年以降はっきりと示されたことである。第2に、成熟化した機械関連製造業のみならず、技術・情報集約的な情報関連製造業の投資が加

速していることである。第3に、その産業群の投資先は依然としてASEANが途上国の中では首位を維持しているものの、新たな投資先として中国北部が加わっていることである。

これを前回の分析と総合してみると、ASE

表2-2 韓国の対全世界業種別・年度別投資（許可件数比・金額比）

(単位：%)

	-1985		1986		1987		1988		1989		1990	
	件数	金額										
飲・食料品	2.0	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0	2.8	1.4	3.1	11.3	3.1	1.3
織維・衣服	2.6	0.1	18.5	2.4	24.1	10.3	13.6	5.6	19.2	9.6	14.8	5.9
靴・革製品	0.7	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	4.0	3.2	6.1	3.7	3.9	2.3
木材・家具	1.6	1.2	1.9	0.9	0.0	0.0	2.3	0.6	1.5	1.0	3.4	4.0
紙・印刷	0.0	0.0	0.0	0.0	2.4	0.3	1.1	5.1	0.8	0.3	0.5	1.5
石油・化学	2.0	1.2	5.6	3.0	2.4	6.2	3.4	1.7	6.5	5.1	7.3	14.4
非金属鉱物	1.6	1.5	0.0	0.0	2.4	0.1	1.7	12.6	1.1	0.6	1.9	1.4
一次金属	1.0	11.1	1.9	0.0	0.0	0.0	0.6	0.2	1.5	17.8	0.5	6.5
一般精密機械A	0.7	0.0	0.0	0.0	1.2	0.1	1.7	0.6	3.4	1.2	4.1	3.4
一般精密機械B	0.0	0.0	1.9	4.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.2
電気電子機械A	0.7	0.9	1.9	13.3	3.6	0.8	6.2	20.0	5.7	4.1	6.5	23.2
電気電子機械B	0.3	0.1	1.9	0.9	2.4	1.1	1.1	0.7	1.1	1.2	1.7	3.7
輸送機械A	0.3	0.1	0.0	0.0	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4	1.5	0.9
輸送機械B	0.0	0.0	1.9	59.2	0.0	0.0	0.6	4.7	0.0	0.0	0.0	0.0
その他製造業	2.3	0.3	3.7	0.4	1.2	0.0	9.0	3.1	9.2	2.2	8.7	3.1
製造業小計	15.7	17.8	38.9	84.5	41.0	19.0	48.0	59.4	60.5	59.5	58.4	71.6
鉱業	3.0	19.2	0.0	0.0	3.6	56.7	0.6	0.0	0.8	3.2	1.9	6.6
林業	3.0	3.5	0.0	0.0	1.2	0.1	0.0	0.0	0.4	0.1	0.0	0.0
水産業	3.3	0.9	3.7	1.9	3.6	0.6	4.0	2.9	4.2	1.8	4.1	1.6
建設業	9.2	5.8	5.6	0.6	4.8	1.1	2.8	4.1	1.1	0.6	1.0	0.1
運輸保管業	2.6	0.6	1.9	0.0	3.6	0.2	2.3	0.7	2.3	0.2	1.7	0.5
貿易業	54.8	50.3	40.7	5.9	39.8	22.1	34.5	15.0	21.1	14.7	24.0	12.6
その他	5.2	0.8	7.4	6.2	2.4	0.1	6.2	16.9	9.6	19.9	8.5	5.6
不動産	3.3	1.1	1.9	0.9	0.0	0.0	1.7	1.0	0.0	0.0	0.5	1.3
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

	1991		1992		1993		1994		合 計	
	件数	金額								
飲・食料品	1.9	0.5	3.3	1.1	5.2	2.1	4.9	2.6	3.9	2.2
織維・衣服	13.9	9.4	20.8	14.7	17.4	8.6	16.8	8.9	16.2	6.9
靴・革製品	4.7	2.4	5.6	2.7	7.1	4.7	7.6	4.7	5.9	2.7
木材・家具	2.4	2.1	2.3	1.0	2.7	1.0	3.2	0.8	2.7	1.3
紙・印刷	1.4	4.5	1.2	0.6	1.0	0.2	1.8	0.6	1.2	1.0
石油・化学	3.1	1.8	3.5	3.8	7.6	6.3	8.6	4.1	6.5	4.8
非金属鉱物	1.7	1.5	2.1	2.6	2.2	9.1	3.5	5.2	2.5	3.7
一次金属	0.9	1.4	1.9	0.9	2.1	1.5	3.7	3.3	2.3	5.4
一般精密機械A	5.7	4.6	5.2	4.8	6.1	4.4	5.2	3.7	4.7	2.6
一般精密機械B	0.5	0.8	0.4	0.1	0.4	0.5	0.2	0.3	0.3	0.3
電気電子機械A	5.4	13.6	5.2	12.5	5.9	23.3	5.4	5.4	5.2	10.4
電気電子機械B	0.9	3.5	1.2	1.1	0.5	0.2	1.4	9.9	1.1	3.3
輸送機械A	1.4	2.1	1.2	0.6	1.2	1.2	2.1	0.8	1.5	0.7
輸送機械B	0.2	0.3	0.0	0.0	0.1	7.9	0.5	10.4	0.3	5.5
その他製造業	18.6	12.0	18.6	10.8	18.1	9.4	8.3	2.6	11.6	4.1
製造業小計	62.7	60.4	72.6	57.5	77.6	80.5	73.2	63.6	66.0	55.2
鉱業	1.4	5.2	0.6	13.5	0.9	6.1	0.7	4.1	1.1	10.0
林業	0.0	0.0	0.4	1.1	0.3	1.4	0.2	0.2	0.4	1.0
水産業	6.1	3.2	3.9	1.7	1.8	0.7	1.0	0.3	2.6	1.2
建設業	0.9	0.5	1.0	0.2	1.6	1.9	1.8	1.3	2.1	2.1
運輸保管業	1.9	0.9	1.0	0.3	1.1	0.6	1.3	2.3	1.5	0.9
貿易業	17.5	9.6	17.1	10.5	11.6	4.8	9.8	9.6	17.6	18.6
その他	6.8	6.8	3.5	15.0	4.9	2.8	11.8	13.0	8.1	8.2
不動産	2.6	13.3	0.0	0.0	0.1	1.3	0.3	5.6	0.7	2.8
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(資料) 図1 と同一

環太平洋経済圏における競争政策の転換と経済の重層的統合化

A Nに進出済みの韓国財閥が第二投資先として  
中国北部に進出していること、また、これに伴  
い、財閥系の系列企業も中国北部へ大型投資を

始めていることがうかがえる。

次節で、韓国の直接投資の受入側である中国  
に対象を移して、中国の直接投資誘致政策と競

表3-1 韓国の対全世界地域別・年度別投資（許可件数比）

(単位：%)

	-1985		1986		1987		1988		1989		1990	
	全業種	製造業										
華南経済圏	9.8	4.2	7.4	0.0	3.6	2.9	9.6	1.2	6.5	2.5	5.3	2.5
香港	9.5	4.2	7.4	0.0	3.6	2.9	8.5	0.0	5.7	1.9	3.9	1.2
マカオ	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
台湾	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0	0.7	0.0
中国南部	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	1.2	0.4	0.6	0.7	1.2
中国北部	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	1.2	2.7	4.4	8.0	11.6
ASEAN	8.9	27.1	1.9	4.8	9.6	20.6	24.9	45.9	30.3	47.5	35.6	55.2
タイ	1.0	6.3	0.0	0.0	2.4	5.9	9.0	16.5	3.4	5.7	5.3	7.5
マレーシア	2.6	6.3	1.9	4.8	1.2	2.9	3.4	4.7	5.4	7.6	6.3	8.7
インドネシア	4.3	10.4	0.0	0.0	4.8	8.8	10.7	22.4	17.6	27.8	19.4	31.5
フィリピン	1.0	4.2	0.0	0.0	1.2	2.9	1.7	2.4	3.8	6.3	4.6	7.5
その他アジア	14.8	14.6	14.8	9.5	13.3	14.7	13.0	10.6	13.8	10.8	10.7	7.1
アジア	33.4	45.8	24.1	14.3	26.5	38.2	48.0	58.8	53.3	65.2	59.6	76.3
北米	36.4	16.7	48.1	33.3	36.1	14.7	28.2	12.9	21.5	13.9	21.1	10.4
中南米	5.6	6.3	13.0	33.3	12.0	20.6	10.7	17.6	11.1	12.0	7.5	7.5
オセアニア	4.6	8.3	3.7	9.5	14.5	17.6	3.4	4.7	6.1	1.9	3.4	0.8
環太平洋経済圏	80.0	77.1	88.9	90.5	89.2	91.2	90.4	94.1	92.0	93.0	91.5	95.0
ヨーロッパ	8.5	2.1	9.3	9.5	8.4	5.9	7.9	4.7	5.4	5.1	7.5	3.7
中東	7.9	14.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0	0.2	0.4
アフリカ	3.6	6.3	1.9	0.0	2.4	2.9	1.7	1.2	2.3	1.9	0.7	0.8
全世界	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

	1991		1992		1993		1994		合計	
	全業種	製造業								
華南経済圏	8.0	6.4	13.4	11.5	11.6	11.5	9.8	10.2	9.7	9.0
香港	5.2	2.3	7.4	3.7	3.4	1.4	2.2	1.0	4.3	1.6
マカオ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
台湾	0.2	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0
中国南部	2.6	4.1	5.6	7.8	8.3	10.1	7.4	9.2	5.2	7.4
中国北部	20.0	29.7	38.8	50.8	52.8	61.7	47.3	51.4	33.9	43.9
ASEAN	22.2	31.2	13.0	15.0	8.9	9.3	17.2	21.1	17.3	23.0
タイ	2.4	3.0	1.9	1.3	1.3	1.0	1.0	0.7	2.0	2.3
マレーシア	4.0	5.6	3.7	4.5	1.2	1.1	1.1	1.1	2.4	2.9
インドネシア	7.3	10.9	3.1	3.7	2.2	2.4	1.0	1.2	4.9	6.7
フィリピン	8.5	11.7	4.3	5.3	4.2	4.8	14.1	18.1	7.9	11.1
その他アジア	13.4	11.7	11.8	11.8	8.5	7.3	9.3	8.9	10.7	9.2
アジア	63.7	78.9	77.1	89.0	81.8	89.8	83.6	91.7	71.6	85.1
北米	17.9	10.5	9.7	3.2	7.9	3.9	7.7	3.9	13.9	6.0
中南米	7.1	5.6	4.5	3.5	3.6	2.5	1.9	1.1	4.7	3.9
オセアニア	2.8	0.8	1.0	0.3	1.0	0.7	1.5	0.6	2.3	1.1
環太平洋経済圏	91.5	95.9	92.2	96.0	94.3	96.9	94.7	97.4	92.5	96.1
ヨーロッパ	7.8	3.8	6.6	2.9	4.7	2.7	4.4	2.0	5.8	2.8
中東	0.0	0.0	0.2	0.3	0.5	0.1	0.3	0.1	0.7	0.4
アフリカ	0.7	0.4	1.0	0.8	0.4	0.3	0.6	0.5	1.0	0.7
全世界	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(資料) 図1と同一

争政策を検討することにしよう。

### 3. 中国の競争政策の転換過程

79年以来、対外借款と直接投資誘致を中心とする中国の外資導入は95年9月まで、実行ベースで2,134億ドルに達しており、中国の対外開

表3-2 韓国の対全世界地域別・年度別投資（許可金額比）

(単位：%)

	-1985		1986		1987		1988		1989		1990	
	全業種	製造業										
華南経済圏	2.9	0.5	1.9	0.0	0.6	2.5	2.0	1.1	3.0	4.4	2.0	0.5
香港	2.9	0.5	1.9	0.0	0.6	2.5	1.3	0.0	2.9	4.2	1.1	0.2
マカオ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
台湾	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	0.0
中国南部	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	1.1	0.1	0.2	0.2	0.3
中国北部	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	1.1	0.9	1.6	4.6	5.9
A S E A N	10.7	12.1	0.9	1.1	53.3	8.5	12.6	20.9	25.7	42.2	44.1	59.8
タイ	0.1	0.5	0.0	0.0	0.4	2.3	4.7	7.9	1.2	2.0	5.3	6.7
マレーシア	1.3	7.0	0.9	1.1	0.1	0.5	0.9	1.4	3.6	5.9	16.4	22.8
インドネシア	9.2	4.1	0.0	0.0	52.1	2.2	4.6	7.7	19.5	31.9	16.9	22.7
フィリピン	0.1	0.5	0.0	0.0	0.7	3.6	2.4	3.9	1.4	2.3	5.4	7.6
その他アジア	3.3	1.9	1.6	0.6	1.8	5.6	8.4	2.3	5.8	6.6	4.2	2.4
アジア	16.9	14.5	4.4	1.7	55.6	16.6	23.7	25.4	35.5	54.8	54.9	68.6
北米	57.2	73.9	77.6	78.2	27.0	25.8	28.4	30.4	51.5	35.1	23.2	17.6
中南米	1.2	0.3	1.9	2.3	4.5	21.3	4.8	7.4	4.2	3.2	4.6	4.6
オセアニア	5.4	2.8	0.5	0.5	3.2	3.3	0.9	1.4	1.5	0.3	3.7	0.2
環太平洋経済圏	80.7	91.6	84.4	82.7	90.4	67.0	57.9	64.6	92.7	93.4	86.3	91.0
ヨーロッパ	8.6	1.7	15.4	17.3	9.6	32.7	26.3	35.1	3.7	5.9	13.3	8.4
中東	8.7	4.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
アフリカ	2.0	2.0	0.1	0.0	0.0	0.2	15.8	0.3	3.6	0.7	0.4	0.6
全世界	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

	1991		1992		1993		1994		合計	
	全業種	製造業	全業種	製造業	全業種	製造業	全業種	製造業	製造業	
華南経済圏	3.2	2.9	10.7	14.5	6.7	7.3	10.3	11.4	6.3	
香港	1.6	0.5	3.1	2.4	0.9	0.3	3.2	0.9	0.9	
マカオ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
台湾	0.1	0.0	0.7	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	
中国南部	1.5	2.4	7.0	12.1	5.7	7.0	7.0	10.5	5.4	
中国北部	15.2	23.8	24.4	36.5	38.9	43.5	22.3	27.6	21.0	
A S E A N	23.3	37.1	7.7	13.0	3.4	3.8	6.3	7.7	20.5	
タイ	5.4	9.0	0.6	0.8	0.5	0.4	0.2	0.2	2.4	
マレーシア	2.7	4.3	4.0	6.9	0.4	0.4	1.8	2.4	6.0	
インドネシア	9.0	14.5	2.0	3.5	1.2	1.3	1.1	1.6	8.4	
フィリピン	6.1	9.3	1.1	1.9	1.4	1.7	3.3	3.6	3.7	
その他アジア	17.6	6.2	17.5	15.1	16.7	18.6	16.2	13.4	9.8	
アジア	59.2	70.0	60.3	79.1	65.6	73.2	55.0	60.1	57.6	
北米	22.1	23.8	6.9	2.8	6.4	4.4	20.9	13.6	22.0	
中南米	4.6	2.5	4.9	3.0	3.1	1.7	2.1	2.2	3.0	
オセアニア	6.1	1.1	15.1	0.1	1.2	0.1	0.9	0.5	0.6	
環太平洋経済圏	92.0	97.4	87.3	85.0	76.4	79.4	78.9	76.5	83.2	
ヨーロッパ	7.3	2.6	12.6	14.8	17.9	20.2	16.7	17.6	14.5	
中東	0.0	0.0	0.0	0.1	0.5	0.3	1.0	1.5	0.8	
アフリカ	0.7	0.0	0.1	0.1	5.2	0.0	3.4	4.4	1.5	
全世界	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

(資料) 図1 と同一

環太平洋経済圏における競争政策の転換と経済の重層的統合化

放政策の重要な一環をなしている。

直接投資に限ってみれば、79年10月に最初の

直接投資導入以来、実行額は年々増え続け、特

に92年以降急激に伸びている。93年に200億ド

表4-1 韓国の対全世界業種別・地域別投資（92～94年度・許可件数・金額）（単位：件、千ドル）

	華南経済圏		香港		中国南部		その他		中国北部		ASEAN	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
飲・食料品	10	18,362	2	7,500	8	10,862	0	0	115	52,027	13	10,250
繊維・衣服	70	51,381	8	9,264	62	42,117	0	0	305	152,726	94	25,603
靴・革製品	29	22,781	1	491	28	22,290	0	0	138	100,238	38	10,147
木材・家具	9	4,826	0	0	9	4,826	0	0	61	22,033	18	5,217
紙・印刷	3	2,129	0	0	3	2,129	0	0	22	11,572	13	3,082
石油・化学	22	18,337	0	0	22	18,337	0	0	130	105,552	58	17,398
非金属鉱物	9	14,350	0	0	9	14,350	0	0	60	151,570	18	51,873
一次金属	8	3,250	0	0	8	3,250	0	0	51	43,375	20	3,495
一般精密機械A	21	35,734	3	730	18	35,004	0	0	108	92,834	33	29,611
一般精密機械B	0	0	0	0	0	0	0	0	2	6,047	1	118
電気電子機械A	31	71,958	4	1,276	27	70,682	0	0	77	88,174	38	12,775
電気電子機械B	4	34,060	1	240	3	33,820	0	0	5	4,120	9	3,102
輸送機械A	4	564	1	39	3	525	0	0	37	29,303	10	3,756
輸送機械B	0	0	0	0	0	0	0	0	2	21,900	2	9,519
その他製造業	49	37,288	18	8,454	31	28,834	0	0	240	147,005	56	28,185
製造業小計	269	315,020	38	27,994	231	287,026	0	0	1,353	1,028,476	419	214,131
鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	9	5,015	1	2,818
林業	0	0	0	0	0	0	0	0	2	714	0	0
水産業	3	669	0	0	3	669	0	0	23	7,122	5	1,033
建設業	1	400	1	400	0	0	0	0	9	21,332	21	6,215
運輸保管業	5	31,566	4	30,566	1	1,000	0	0	16	24,254	1	220
貿易業	74	63,070	67	54,813	2	1,300	5	6,957	29	13,372	17	5,099
その他	11	4,881	2	541	9	4,340	0	0	150	95,726	15	25,690
不動産	1	966	0	0	1	966	0	0	3	21,558	0	0
合 計	364	416,572	112	114,314	247	295,301	5	6,957	1,594	1,217,569	479	255,206

	ASEAN						その他アジア		環太平洋経済圏			
	タイ		マレーシア		インドネシア		フィリピン		その他アジア		環太平洋経済圏	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
飲・食料品	2	1,677	3	1,627	2	6,051	6	895	7	3,080	155	86,893
繊維・衣服	0	0	0	0	9	9,888	85	15,715	64	107,735	580	375,628
靴・革製品	5	1,320	0	0	3	4,092	30	4,735	21	32,768	233	170,006
木材・家具	0	0	4	1,907	3	2,585	11	725	4	3,103	98	39,756
紙・印刷	1	294	0	0	3	1,988	9	800	6	2,317	48	21,726
石油・化学	2	1,593	5	3,221	4	5,186	47	7,398	26	34,405	248	187,844
非金属鉱物	1	105	5	29,076	1	700	9	21,992	12	9,470	98	229,048
一次金属	3	274	1	224	1	500	15	2,497	12	26,335	97	106,124
一般精密機械A	1	2,501	8	10,156	7	11,437	17	5,517	6	6,573	175	172,702
一般精密機械B	1	118	0	0	0	0	0	0	1	4,050	8	13,017
電気電子機械A	2	691	6	5,016	2	1,676	28	5,392	17	163,677	175	380,590
電気電子機械B	0	0	0	0	1	1,530	8	1,572	0	0	33	217,503
輸送機械A	0	0	0	0	1	300	9	3,456	2	387	55	35,690
輸送機械B	0	0	1	8,333	0	0	1	1,186	2	44,300	7	78,480
その他製造業	4	725	7	10,948	11	7,055	34	9,457	41	24,392	409	249,897
製造業小計	22	9,298	40	70,508	48	52,988	309	81,337	221	462,592	2,419	2,362,904
鉱業	0	0	1	2,818	0	0	0	0	2	1,500	23	213,316
林業	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2,239	7	29,137
水産業	0	0	0	0	3	971	2	62	2	225	49	22,342
建設業	9	1,886	6	721	2	1,150	4	2,458	5	11,275	47	55,573
運輸保管業	0	0	0	0	0	0	1	220	8	4,050	36	62,863
貿易業	7	2,215	2	205	1	240	7	2,439	48	15,127	303	209,441
その他	3	2,212	2	3,917	2	492	8	19,069	28	108,571	270	438,840
不動産	0	0	0	0	0	0	0	0	7	131,202	6	153,726
合 計	41	15,611	51	78,169	56	55,841	331	105,585	317	736,781	3,160	3,548,142

	環太平洋経済圏				全世界	
	アジア		北米		その他	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
飲・食料品	145	83,719	6	2,229	4	945
繊維・衣服	533	337,445	18	9,125	29	29,058
靴・革製品	226	165,934	3	1,800	4	2,272
木材・家具	92	35,179	3	1,612	3	2,965
紙・印刷	44	19,100	4	2,626	0	0
石油・化学	236	175,692	9	11,230	3	922
非金属鉱物	97	227,263	0	0	1	1,785
一次金属	91	76,455	1	9,000	5	20,669
一般精密機械A	168	184,752	7	7,950	0	0
一般精密機械B	4	10,215	4	2,802	0	0
電気電子機械A	163	336,584	9	33,910	3	10,096
電気電子機械B	18	41,282	13	175,271	2	950
輸送機械A	53	34,010	1	200	1	1,480
輸送機械B	6	75,719	0	0	1	781
その他製造業	386	236,870	17	10,821	8	2,208
製造業小計	2,262	2,020,219	95	268,576	62	74,109
鉱業	12	9,333	3	91,247	8	112,736
林業	3	2,953	0	0	4	26,184
水産業	33	9,049	1	300	15	12,993
建設業	36	39,222	8	14,300	3	2,051
運輸保管業	30	60,090	3	1,473	3	1,300
貿易業	168	96,668	107	88,449	28	24,324
その他	204	234,868	54	181,936	12	22,036
不動産	6	153,726	0	0	0	6
合 計	2,754	2,626,128	271	646,281	135	275,733
					3,354	4,458,268

(資料) 図1 と同一

ルを突破し、94年には338億ドルを記録した。これは米国に次ぐ二番目の規模となっている。

対中直接投資は税金優遇政策による進出が中心となり、規模が小さく労働集約型のものが大きな割合を占めている。また、そのほとんどが東部の沿海地域に集中している。このような地域傾斜政策が中国の地域間格差の拡大を加速してきた。

#### (A) 対外開放政策の展開と地域傾斜政策

##### a. 対外開放政策の展開過程

「自力更生」を原則とした排外的な工業化路線が結局失敗に終わり、中国政府はその反省から対外開放政策に転換するようになった。「改革・開放」政策への転換は78年12月に開かれた中共第11期三中全会で決められた。その後、経済体制改革政策と対外開放政策が逐次に実施されてきた。経済体制改革は中国の中央集権的計画経済を、マクロ経済管理システム、現代企業

システムおよび所得分配の公正なシステムを揃えた市場重視経済へ転換させることを目標としている。そのため、一貫した対外開放政策が採用され、外資依存型の開放経済体制が次第に拡大してきた。

以下で段階的に拡大してきた中国の対外開放政策を三つの段階に分けて、その変化を検討してみよう。

第一段階は対外開放の初期段階として、経済特区の設置の時期である。

中国政府は香港に隣接する広東省、台湾と海峡を隔てる福建省に経済改革・開放の「特殊政策・優遇措置」を与え、香港、台湾から外資を導入し、両省の内向型経済を輸出志向型経済に転換させようとした。この2つの地域が対外開放の実験地として選ばれた理由は、いうまでもなく両地域が70年代から急成長を続けている香港、台湾に隣接していることと、両省出身の華

環太平洋経済圏における競争政策の転換と経済の重層的統合化

僑が多く存在していることであろう。

79年1月に国務院は深圳の所在地である宝安

県を「工・農業が結合した輸出商品生産基地」

に指定し、同年3月に宝安県を深圳市、珠海県

表4-2 韓国の対全世界業種別・地域別投資比率(92~94年度・許可件数比・金額比) (単位: %)

	華南経済圏		香港		中国南部		その他		中国北部		ASEAN		タイ		マレーシア	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	飲・食料品	6.3	18.7	1.3	7.6	5.0	11.0	0.0	0.0	71.9	52.9	8.1	10.4	1.3	1.7	1.9
織維・衣服	11.9	11.8	1.4	2.1	10.5	9.7	0.0	0.0	51.7	35.1	15.9	5.9	0.0	0.0	0.0	0.0
靴・革製品	12.1	11.7	0.4	0.3	11.7	11.5	0.0	0.0	57.7	51.6	15.9	5.2	2.1	0.7	0.0	0.0
木材・家具	9.1	12.1	0.0	0.0	9.1	12.1	0.0	0.0	61.6	55.2	18.2	13.1	0.0	0.0	4.0	4.8
紙・印刷	6.1	9.1	0.0	0.0	6.1	9.1	0.0	0.0	44.9	49.4	26.5	13.2	2.0	1.3	0.0	0.0
石油・化学	8.7	8.8	0.0	0.0	8.7	8.8	0.0	0.0	51.2	50.4	22.8	8.3	0.8	0.8	2.0	1.5
非金属鉱物	9.1	5.5	0.0	0.0	9.1	5.5	0.0	0.0	60.6	57.7	16.2	19.7	1.0	0.0	5.1	11.1
一次金属	8.0	3.0	0.0	0.0	8.0	3.0	0.0	0.0	51.0	40.2	20.0	3.2	3.0	0.3	1.0	0.2
一般精密機械A	11.5	19.7	1.6	0.4	9.8	19.3	0.0	0.0	59.0	51.2	18.0	16.3	0.5	1.4	4.4	5.6
一般精密機械B	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	22.2	44.2	11.1	0.9	11.1	0.9	0.0	0.0
電気電子機械A	16.8	13.8	2.2	0.2	14.7	13.6	0.0	0.0	41.8	17.0	20.7	2.5	1.1	0.1	3.3	1.0
電気電子機械B	10.8	13.4	2.7	0.1	8.1	13.3	0.0	0.0	13.5	1.6	24.3	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0
輸送機械A	6.9	1.4	1.7	0.1	5.2	1.3	0.0	0.0	63.8	75.0	17.2	9.6	0.0	0.0	0.0	0.0
輸送機械B	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	6.2	20.0	2.7	0.0	0.0	10.0	2.3
その他製造業	11.6	13.9	4.3	3.2	7.3	10.8	0.0	0.0	56.9	54.9	13.3	10.5	0.9	0.3	1.7	4.1
製造業小計	10.8	10.5	1.5	0.9	9.3	9.6	0.0	0.0	54.3	34.2	16.8	7.1	0.9	0.3	1.6	2.3
鉱業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	36.0	1.8	4.0	1.0	0.0	0.0	4.0	1.0
林業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	2.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
水産業	5.4	2.3	0.0	0.0	5.4	2.3	0.0	0.0	41.1	24.2	8.9	3.5	0.0	0.0	0.0	0.0
建設業	1.9	0.7	1.9	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7	37.1	38.9	10.8	16.7	3.3	11.1	1.3
運輸保管業	12.5	47.9	10.0	46.4	2.5	1.5	0.0	0.0	40.0	36.8	2.5	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0
貿易業	19.3	16.8	17.5	14.6	0.5	0.3	1.3	1.9	7.6	3.6	4.4	1.4	1.8	0.6	0.5	0.1
その他	3.8	1.0	0.7	0.1	3.1	0.9	0.0	0.0	51.9	20.5	5.2	5.5	1.0	0.5	0.7	0.8
不動産	16.7	0.6	0.0	0.0	16.7	0.6	0.0	0.0	50.0	14.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合 計	10.9	9.3	3.3	2.6	7.4	6.6	0.1	0.2	47.5	27.3	14.3	5.7	1.2	0.4	1.5	1.8

	その他				環太平洋経済圏				アジア				北米		その他		世界	
	インドネシア		フィリピン		アジア		環太平洋経済圏		アジア		北米		その他		世界			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
飲・食料品	1.3	6.2	3.8	0.9	4.4	3.1	96.9	88.4	90.6	85.1	3.8	2.3	2.5	1.0	100.0	100.0		
織維・衣服	1.5	2.3	14.4	3.6	10.8	24.7	98.3	86.2	90.3	77.5	3.1	2.1	4.9	6.7	100.0	100.0		
靴・革製品	1.3	2.1	12.6	2.4	8.8	16.9	97.5	87.5	94.6	85.4	1.3	0.9	1.7	1.2	100.0	100.0		
木材・家具	3.0	6.5	11.1	1.8	4.0	7.8	99.0	99.7	92.9	88.2	3.0	4.0	3.0	7.4	100.0	100.0		
紙・印刷	6.1	8.5	18.4	3.4	12.2	9.9	98.0	92.8	89.8	81.6	8.2	11.2	0.0	0.0	100.0	100.0		
石油・化学	1.6	2.5	18.5	3.5	10.2	16.4	97.6	89.8	92.9	83.9	3.5	5.4	1.2	0.4	100.0	100.0		
非金属鉱物	1.0	0.3	9.1	8.4	12.1	3.6	99.0	87.2	98.0	86.5	0.0	0.0	1.0	0.7	100.0	100.0		
一次金属	1.0	0.5	15.0	2.3	12.0	24.4	97.0	98.5	91.0	70.9	1.0	8.4	5.0	19.2	100.0	100.0		
一般精密機械A	3.8	6.3	9.3	3.0	3.3	3.6	95.6	95.2	91.8	90.8	3.8	4.4	0.0	0.0	100.0	100.0		
一般精密機械B	0.0	0.0	0.0	0.0	11.1	29.6	88.9	95.2	44.4	74.7	44.4	20.5	0.0	0.0	100.0	100.0		
電気電子機械A	1.1	0.3	15.2	1.0	9.2	31.5	95.1	73.2	88.6	64.7	4.9	6.5	1.6	1.9	100.0	100.0		
電気電子機械B	2.7	0.6	21.6	0.6	0.0	0.0	89.2	85.5	48.6	16.2	35.1	68.9	5.4	0.4	100.0	100.0		
輸送機械A	1.7	0.8	15.5	8.8	3.4	1.0	94.8	91.3	91.4	87.0	1.7	0.5	1.7	3.8	100.0	100.0		
輸送機械B	0.0	0.0	10.0	0.3	20.0	12.4	70.0	21.5	60.0	21.3	0.0	0.0	10.0	0.2	100.0	100.0		
その他製造業	2.6	2.6	8.1	3.5	9.7	9.1	96.9	93.3	91.5	88.4	4.0	4.0	1.4	0.8	100.0	100.0		
製造業小計	1.9	1.8	12.4	2.7	8.9	15.4	97.0	78.7	90.7	67.3	3.8	8.9	2.5	2.5	100.0	100.0		
鉱業	0.0	0.0	0.0	0.0	8.0	0.5	92.0	77.0	48.0	3.4	12.0	32.9	32.0	40.7	100.0	100.0		
林業	0.0	0.0	0.0	0.0	12.5	7.5	87.5	97.3	37.5	9.9	0.0	0.0	50.0	87.5	100.0	100.0		
水産業	5.4	3.3	3.6	0.2	3.6	0.8	87.5	75.8	58.9	30.7	1.8	1.0	26.8	44.1	100.0	100.0		
建設業	3.7	2.0	7.4	4.3	9.3	19.6	87.0	96.8	66.7	68.3	14.8	24.9	5.6	3.6	100.0	100.0		
運輸保管業	0.0	0.0	2.5	0.3	20.0	6.1	90.0	95.4	75.0	91.2	7.5	2.2	7.5	2.0	100.0	100.0		
貿易業	0.3	0.1	1.8	0.7	12.5	4.0	79.1	55.9	43.9	25.8	27.9	23.6	7.3	6.5	100.0	100.0		
その他	0.7	0.1	2.8	4.1	9.7	23.3	93.4	94.0	70.6	50.3	18.7	39.0	4.2	4.7	100.0	100.0		
不動産	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	85.3	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0		
合 計	1.7	1.3	9.9	2.4	9.5	16.5	94.2	79.6	82.1	58.9	8.1	14.5	4.0	6.2	100.0	100.0		

(資料) 図1と同一

を珠海市にそれぞれ昇格させた。続いて80年5月に国务院は深圳輸出生産基地を「深圳市經濟特区」に改定し、同年8月に全人代常務委員会は「廣東省經濟特区条例」を推進し、「深圳、珠海、汕頭の3市に經濟特区を設置する」ことを決定した。こうして經濟特区<sup>(29)</sup>という新しい地域が中国に生まれ、对外開放戦略への転換が始まったのである。廣東省の3經濟特区に続き、福建省の廈門も81年11月に經濟特区に指定された。

經濟特区の成果を広げ、对外開放をさらに押し進めるため、84年5月に大連などの沿海港湾都市を沿海開放都市<sup>(30)</sup>に指定し、開放都市は南から北へ、点から線へと拡大した。

第二段階は85年から90年までの期間であり、沿海地域發展戦略の実施段階といえる。88年に海南省が新たに經濟特区に指定された。また、農村から都市へと改革の重点が移行するにつれて、市場經濟の導入が本格化した。84年10月に開かれた中共第12回3中全会で「經濟体制の改革に関する決定」が採択され、市場經濟を導入する方針が確定された。86年に国务院は条件のある都市において一定の区域を区画し、經濟技術開發区<sup>(31)</sup>を設置することを許可した。その結

(29)遼寧社会科学院によれば、「經濟特区とは、ある国や地域が交通便利な所で一定の範囲を区画し、減免税などの優遇措置を用いて直接貿易または中継貿易を發展させると同時に、外国の資本や技術を導入し、加工貿易その他の經濟的事業を行うことによって本国または本地域の經濟發展を図るために設置された特別な地域をさす」と定義されている（曲雲厚主編『世界經濟特区』中国對外經濟貿易出版社、90年1月、1-2ページ）。輸出貿易を重点に發展させるという点から、輸出加工区の一形態である。

(30)沿海開放都市として指定された大連、秦皇島、天津、煙台、青島、連雲港、南通、寧波、福州、廣州、湛江、上海、溫州、北海のいずれも当該地域の中で工業化が比較的進んだ都市である。中央政府はこれらの都市に經濟特区に適用する一部の優遇措置を与え、①外資、技術導入などの对外經濟活動の自主権を交付し、②外

果、天津、上海、廣州などの14沿海開放都市の中、溫州、連雲港を除く12都市に14カ所（上海は3カ所）の技術開發区が設置された。

87年10月の中共第13回総会で「中国の特色をもつ社會主義」の建設が提起され、開放經濟を進めるには市場經濟の育成の必要性が重ねて表明された。对外開放政策の推移をみれば、まず85年2月に長江、珠江、閩南（福建省南部、廈門、漳州、泉州の3市）の3デルタ地域に經濟開放区を設置することを決定した。続いて88年3月に遼東、膠東の両半島、環渤海地域と瀋陽、南京、杭州などの都市を開放した。こうして中国東部の沿海地域はすべてが開放された。この地域は11の省、直轄市、自治区、293の市、県に跨り、人口2.2億人が含まれる。

85年以降の沿海地域發展戦略の本格化は沿海地域の經濟を活性化させる一方、他方では沿海と内陸地域の經濟格差を拡大させた。また、88年に景気の過熱が生じ、88年9月に開かれた中共第13回3中全会はインフレ退治を旨とする經濟秩序整頓の政策を打ち出し、中国は3年に及ぶ經濟調整期（=經濟引き締め政策）に入った。89年6月に起きた「天安門事件」はこの地域間經濟格差や經濟の引き締め政策が引き金となっ

資に対する優遇措置を認めた。外資と技術導入により、これらの都市の産業構造が改善され、92年に14都市の工業総額は、7,288億元に達し、沿海開放都市になる前の83年と比べて5倍も増加している。14都市の総面積は全国の2%、入口は1億未満であるが、經濟開發が最も進んでいる地域である。

(31)84年に中央政府は沿海開放都市のもつ技術開發能力を利用するため、經濟技術開發区を設置することを決め、2年間にわたる調査を経た。14の經濟技術開發区には4,000社ほどの生産型「三資企業」（中外合弁、合作、独資企業）が導入され、年間工業生産額は600億元に達するという計画が立てられた（香港商務印書館『中国經濟大趨勢』1994年、99ページ）。しかし、当初の計画より開発期間が大幅に短縮され、一部の經濟技術開發区は設置されてからわずか数年間で当初の計画値を上回った。

環太平洋経済圏における競争政策の転換と経済の重層的統合化

たといえよう。「天安門事件」によって外資の導入が激減する中で、90年に台湾からの投資を促進するための福建4台灣投資区が指定された。

さらに、90年4月に上海浦東地区の開発計画が批准され、同地域で外高橋保税工業区、陸家嘴金融貿易区、金橋輸出加工区、張江ハイテクゾー

表5 韓国の対全世界製造業3分野の地域別・年度別投資（許可件数比・金額比）（単位：%）

	-1985		1986		1987		1988		1989		1990	
	件数	金額										
華南経済圏	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3	23.5	0.0	0.0	3.3	0.1	3.4	0.4
香港	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3	23.5	0.0	0.0	3.3	0.1	1.7	0.1
マカオ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
台湾	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
中国南部	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7	0.3
中国北部	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.3	4.9	10.2	5.4
ASEAN	16.7	1.6	0.0	0.0	14.3	16.8	58.8	18.2	33.3	37.0	54.2	70.1
タイ	16.7	1.6	0.0	0.0	14.3	16.8	29.4	6.9	6.7	3.5	13.6	10.4
マレーシア	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7	26.6	11.9	45.1
インドネシア	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	17.6	2.3	6.7	6.6	20.3	6.3
フィリピン	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.8	9.0	3.3	0.3	8.5	8.3
その他アジア	16.7	0.5	0.0	0.0	28.6	5.2	5.9	1.0	20.0	4.2	1.7	0.6
アジア	33.3	2.1	0.0	0.0	57.1	45.4	64.7	19.2	60.0	46.2	69.5	76.5
北米	50.0	72.3	75.0	82.9	28.6	54.0	11.8	0.4	13.3	19.9	16.9	3.8
中南米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.3	0.3	3.4	5.5
オセアニア	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3	0.6	0.0	0.0	3.3	0.8	0.0	0.0
環太平洋経済圏	83.3	74.3	75.0	82.9	100.0	100.0	76.5	19.6	80.0	67.2	89.8	85.8
ヨーロッパ	16.7	25.7	25.0	17.1	0.0	0.0	23.5	80.4	16.7	29.4	8.5	13.6
中東	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
アフリカ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.3	3.4	1.7	0.6
全世界	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

	1991		1992		1993		1994		合 計	
	件数	金額								
華南経済圏	3.3	0.1	10.3	18.7	11.5	2.8	13.5	13.7	9.9	6.2
香港	3.3	0.1	1.5	0.0	2.3	0.1	1.8	0.3	2.1	0.2
マカオ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
台湾	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
中国南部	0.0	0.0	8.8	18.6	9.2	2.7	11.7	13.5	7.8	6.0
中国北部	26.7	31.2	39.7	22.6	53.4	17.8	47.5	16.8	38.3	13.6
ASEAN	48.3	35.8	20.6	11.2	11.5	2.5	22.7	4.2	26.5	17.9
タイ	3.3	2.0	1.5	1.8	1.5	0.1	0.4	0.0	3.5	2.4
マレーシア	18.3	6.0	10.3	6.5	2.3	0.4	1.8	1.7	5.7	9.0
インドネシア	13.3	15.8	2.9	2.1	3.8	1.0	1.4	1.0	5.4	3.1
フィリピン	13.3	12.1	5.9	0.8	3.8	0.9	19.1	1.5	11.9	3.4
その他アジア	3.3	0.4	5.9	7.5	6.9	27.6	5.3	10.3	6.2	9.6
アジア	81.7	67.6	76.5	60.0	83.2	50.7	89.0	45.0	80.9	47.3
北米	15.0	31.5	10.3	5.3	7.6	6.5	6.0	24.3	10.1	22.2
中南米	0.0	0.0	1.5	0.5	0.8	0.0	0.7	1.4	1.1	1.3
オセアニア	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	0.0	0.7	0.2	0.8	0.1
環太平洋経済圏	96.7	99.1	88.2	65.7	92.4	57.2	96.5	71.0	92.8	70.9
ヨーロッパ	3.3	0.9	10.3	34.2	6.1	42.1	2.5	25.8	6.0	27.8
中東	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	0.6	0.4	3.1	0.3	1.1
アフリカ	0.0	0.0	1.5	0.1	0.8	0.0	0.7	0.0	0.9	0.2
全世界	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(資料) 図1と同一

ンの4つの重点開発区が設置された。また同月に、辺境对外開放13都市（黒河、綏芬河、満州

里、琿春、憑祥、東興鎮、河口鎮、畹町、瑞麗、伊寧、塔城博樂、二連浩特）が指定された。

表6-1 環太平洋地域における製造業3分野の地域別・年度別投資（許可件数・金額）（単位：千ドル）

	-1985		1986		1987		1988		1989		1990		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
華南経済圏	A	0	0	0	1	1,750	0	0	1	60	2	1,476	
	B	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
香港	A	0	0	0	1	1,750	0	0	1	60	1	336	
	B	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
中国南部	A	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1,140	
	B	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
中国北部	A	0	0	0	0	0	0	0	1	2,800	6	19,632	
	B	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ASEAN	A	1	389	0	0	1	1,250	9	19,786	9	21,159	29	220,492
	B	0	0	0	0	0	0	1	1,789	1	115	3	33,725
タイ	A	1	389	0	0	1	1,250	4	6,411	1	1,898	6	33,070
	B	0	0	0	0	0	0	1	1,789	1	115	2	4,650
マレーシア	A	0	0	0	0	0	0	0	0	5	15,301	7	163,508
	B	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
インドネシア	A	0	0	0	0	0	0	3	2,685	2	3,810	12	22,719
	B	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
フィリピン	A	0	0	0	0	0	0	2	10,690	1	150	4	1,195
	B	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	29,075
その他アジア	A	1	113	0	0	2	384	0	0	6	2,402	1	2,200
	B	0	0	0	0	0	0	1	1,215	0	0	0	0
アジア	A	2	502	0	0	4	3,384	9	19,786	17	26,421	38	243,800
	B	0	0	0	0	0	0	2	3,004	1	115	3	33,725
北米	A	2	15,000	0	0	0	0	2	450	3	5,420	4	2,721
	B	1	2,677	3	200,057	2	4,027	0	0	1	6,000	6	10,880
中南米	A	0	0	0	0	0	0	0	0	1	173	2	19,865
	B	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
オセアニア	A	0	0	0	0	1	44	0	0	0	0	0	0
	B	0	0	0	0	0	0	0	0	1	455	0	0
環太平洋経済圏	A	4	15,502	0	0	5	3,428	11	20,236	21	32,014	44	266,386
	B	1	2,677	3	200,057	2	4,027	2	3,004	3	6,570	9	44,605
全世界	A	5	21,788	1	41,182	5	3,428	14	94,205	26	48,852	50	317,939
	B	1	2,677	3	200,057	2	4,027	3	24,562	4	8,580	9	44,605

	1991		1992		1993		1994		合計		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
華南経済圏	A	2	215	7	26,515	15	13,260	34	68,481	62	111,757
	B	0	0	0	0	0	0	4	34,060	4	34,060
香港	A	2	215	1	70	3	286	4	1,689	13	4,406
	B	0	0	0	0	0	0	1	240	1	240
中国南部	A	0	0	6	26,445	12	12,974	30	66,792	49	107,351
	B	0	0	0	0	0	0	3	33,820	3	33,820
中国北部	A	16	54,880	26	30,119	69	84,028	127	96,164	245	287,623
	B	0	0	1	2,000	1	600	7	29,467	9	32,067
ASEAN	A	27	60,464	13	14,335	14	11,227	54	20,580	157	369,682
	B	2	2,431	1	1,530	1	500	10	10,709	19	50,799
タイ	A	2	3,500	1	2,501	2	691	0	0	18	49,710
	B	0	0	0	0	0	0	1	118	5	6,672
マレーシア	A	11	10,520	7	9,220	3	1,931	4	4,021	37	204,501
	B	0	0	0	0	0	0	1	8,333	1	8,333
インドネシア	A	7	27,489	1	1,507	5	4,673	4	7,233	34	70,116
	B	1	200	1	1,530	0	0	0	0	2	1,730
フィリピン	A	7	18,955	4	1,107	4	3,932	46	9,326	68	45,355
	B	1	2,231	0	0	1	500	8	2,258	11	34,064
その他アジア	A	2	747	4	10,662	8	127,135	13	32,840	37	176,483
	B	0	0	0	1	4,050	2	44,300	4	49,565	
アジア	A	47	116,306	50	81,631	106	235,650	228	218,065	501	945,545
	B	2	2,431	2	3,530	3	5,150	23	118,536	36	166,491
北米	A	4	24,985	5	6,450	4	26,360	8	9,250	32	90,636
	B	5	30,252	2	1,000	6	4,402	9	172,671	35	431,966
中南米	A	0	0	0	0	1	46	1	10,000	5	30,084
	B	0	0	1	650	0	0	1	761	2	1,411
オセアニア	A	0	0	0	0	1	50	1	1,480	3	1,574
	B	0	0	0	0	0	0	1	300	2	755
環太平洋経済圏	A	51	141,291	55	88,081	112	262,106	238	238,795	541	1,067,839
	B	7	32,683	5	5,180	9	9,552	34	292,268	75	600,623
全世界	A	53	142,947	60	132,723	121	365,133	244	242,615	579	1,410,812
	B	7	32,683	8	9,167	10	109,552	38	505,203	85	941,113

(資料) 図1と同一

環太平洋経済圏における競争政策の転換と経済の重層的統合化

経済調整期を終え、92年以降中国は対外開放の第三段階を迎えた。対外開放地域が沿海地域

から内陸、国境地域へと拡大し、開放都市も東南地域から東北、西南、西北地域へと急速に広

表6-2 環太平洋地域における製造業3分野の地域別・年度別投資（許可件数比・金額比）（単位：%）

	-1985		1986		1987		1988		1989		1990		
	件数	金額											
華南経済圏	A	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	51.1	0.0	0.0	3.8	0.1	4.0	0.5
	B	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
香港	A	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	51.1	0.0	0.0	3.8	0.1	2.0	0.1
	B	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
中国南部	A	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	0.4
	B	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
中国北部	A	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.8	5.7	12.0	6.2
	B	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ASEAN	A	20.0	1.8	0.0	0.0	20.0	36.5	64.3	21.0	34.6	43.3	58.0	69.4
	B	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	7.3	25.0	1.3	33.3	75.6
タイ	A	20.0	1.8	0.0	0.0	20.0	36.5	28.6	6.8	3.8	3.9	12.0	10.4
	B	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	7.3	25.0	1.3	22.2	10.4
マレーシア	A	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	19.2	31.3	14.0	51.4
	B	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
インドネシア	A	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	21.4	2.9	7.7	7.8	24.0	7.1
	B	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
フィリピン	A	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3	11.3	3.8	0.3	8.0	0.4
	B	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.1	65.2
その他アジア	A	20.0	0.5	0.0	0.0	40.0	11.2	0.0	0.0	23.1	4.9	2.0	0.7
	B	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	4.9	0.0	0.0	0.0	0.0
アジア	A	40.0	2.3	0.0	0.0	80.0	98.7	64.3	21.0	65.4	54.1	76.0	76.7
	B	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	66.7	12.2	25.0	1.3	33.3	75.6
北米	A	40.0	68.8	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3	0.5	11.5	11.1	8.0	0.9
	B	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	25.0	69.9	66.7	24.4
中南米	A	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.8	0.4	4.0	6.2
	B	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
オセアニア	A	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	1.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	B	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	5.3	0.0	0.0
環太平洋経済圏	A	80.0	71.1	0.0	0.0	100.0	100.0	78.6	21.5	80.8	65.5	88.0	83.8
	B	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	66.7	12.2	75.0	76.6	100.0	100.0
全世界	A	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	B	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

	1991		1992		1993		1994		合計		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
華南経済圏	A	3.8	0.2	11.7	20.0	12.4	3.6	13.9	28.2	10.7	7.9
	B	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.5	6.7	4.7	3.6
香港	A	3.8	0.2	1.7	0.1	2.5	0.1	1.6	0.7	2.2	0.3
	B	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.6	0.0	1.2	0.0
中国南部	A	0.0	0.0	10.0	19.9	9.9	3.6	12.3	27.5	8.5	7.6
	B	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.9	6.7	3.5	3.6
中国北部	A	30.2	38.4	43.3	22.7	57.0	23.0	52.0	39.6	42.3	20.4
	B	0.0	0.0	12.5	21.8	10.0	0.5	18.4	5.8	10.6	3.4
ASEAN	A	50.9	42.3	21.7	10.8	11.6	3.1	22.1	8.5	27.1	26.2
	B	28.6	7.4	12.5	16.7	10.0	0.5	26.3	2.1	22.4	5.4
タイ	A	3.8	2.4	1.7	1.9	1.7	0.2	0.0	0.0	3.1	3.5
	B	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.6	0.0	5.9	0.7
マレーシア	A	20.8	7.4	11.7	6.9	2.5	0.5	1.6	1.7	6.4	14.5
	B	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.6	1.6	1.2	0.9
インドネシア	A	13.2	19.2	1.7	1.1	4.1	1.3	1.6	3.0	5.9	5.0
	B	14.3	0.6	12.5	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	2.4	0.2
フィリピン	A	13.2	6.7	6.7	0.8	3.3	1.1	18.9	3.8	11.7	3.2
	B	14.3	6.8	0.0	0.0	10.0	0.5	21.1	0.4	12.9	3.6
その他アジア	A	3.8	0.5	6.7	8.0	6.6	34.8	5.3	13.5	6.4	12.5
	B	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0	3.7	5.3	8.8	4.7	5.3
アジア	A	88.7	81.4	83.3	61.5	87.6	64.5	93.4	89.9	86.5	67.0
	B	28.6	7.4	25.0	38.5	30.0	4.7	60.5	23.5	42.4	17.7
北米	A	7.5	17.5	8.3	4.9	3.3	7.2	3.3	3.8	5.5	6.4
	B	71.4	92.6	25.0	10.9	60.0	4.0	23.7	34.2	41.2	45.9
中南米	A	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	0.0	0.4	4.1	0.9	2.1
	B	0.0	0.0	12.5	7.1	0.0	0.0	2.6	0.2	2.4	0.1
オセアニア	A	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	0.0	0.4	0.6	0.5	0.1
	B	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.6	0.1	2.4	0.1
環太平洋経済圏	A	96.2	98.8	91.7	66.4	92.6	71.8	97.5	98.4	93.4	75.7
	B	100.0	100.0	62.5	56.5	90.0	8.7	89.5	57.9	88.2	63.8
全世界	A	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	B	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(資料) 図1と同一

がってきた。92年10月に開かれた中共第14回総会は、「上海の浦東開発開放を先頭に立たせて、さらに長江沿岸の都市を開放し、長江デルタ地域と長江流域全体の経済の飛躍を促進させる」と浦東開発の重要性を指摘し、長江流域全域の開発を本格的に進めた。92年3月以降、中国は沿海・国境地域に位置する13都市を相次いで開放した。これらの都市に対して沿海開放都市の政策が適用されることになる。さらに同年6・7月に国务院は5つの長江沿岸都市（重慶、岳陽、武漢、九江、蕪湖）および太原、合肥、南昌の11の内陸部の省部を内陸開放都市に指定した。これに加え、ハイテク・ニューテク産業開発区<sup>(32)</sup>（88年以降）と、13の保税区<sup>(33)</sup>（90年から93年まで）を指定した。こうして中国は沿海、長江流域、国境地域と内陸地域が重層的・全方位的な対外開放の新しい枠組みが形成されたことになる。

表7に保税区、経済技術開発区、経済特区の優遇措置が比較されている。

(32)92年まで北京開発実験区、武漢東湖、南京浦口、瀋陽南湖、天津、西安、成都、威海、中山、長春南湖－南嶺、ハルビン、長沙、福州、広州、合肥、重慶、杭州、佳林、鄭州、蘭州寧莊、石家庄、濟南、上海漕河涇、大連、深圳、廈門、海南で27のハイテク・ニューテク産業開発区が指定された。

中国は戦後冷戦段階に宇宙開発、高エネルギー、素材などの分野において国際水準に達していたが、78年までは技術開発組織間の横のつながりが弱いため低い効率や重複投資が問題となり、かつ開発された多くの技術が製品化されないまま死蔵されていた。「改革・開放」政策以後もこのような問題は改善されなかった。85年に「科学技術体制の改革に関する中共中央の決定」が公布されてから、科学技術体制の改革は科学技術の成果をいかに商品化し、軍事産業をいかに速く民生産業に転換させるかに重点を移した。同決定を具体化するため、中国は86年に「ハイテク技術研究開発計画」を発表し、87年にハイテク・ニューテクを優先的に発展させる「863計画」をスタートさせた。この計画はバイオテクノロジー、情報通信、オートメーション、エネルギー、新素材の5分野を中心に技術開発力を高

表で分かるように保税区は経済特別区に比べてより優遇された政策が与えられている。地方所得税の減免税措置を比較すれば、保税区、経済技術開発区、経済特区の順になっている。

b. 地域間格差の拡大と華南経済圏の開発過程  
まず、三大地域別直接投資受入れ状況を見よう。（表8）

その8-9割が東部沿海地域に集中している。中部地区は93年上昇が見られたが、94年に7.9%に止まっている。西部地区は中部地区の半分くらいで変化は僅かしか見られない。

この外国直接投資の沿海地域への集中が地域間（=沿海地域と内陸部）の経済格差を拡大させた主因となるが、上で述べた沿海地域に傾斜した改革・開放政策の結果であることはいうまでもない。さらに、中西部は鉱工業とエネルギー工業の割合が高く、産業連関が弱い産業構造である点から、中西部と東部間の工業生産の格差は拡大傾向にある。

沿海部（東部）と内陸部（中・西部）の一人

め、開発した技術を商品化させようとするものであった。88年以降技術開発の条件をもつ地域に対してハイテク・ニューテク産業開発区の設置を奨励した。最初の開発区は88年5月に国务院の認可により設立された北京ハイテク・ニューテク産業開発試験区である。同区は政府から318カ条に及ぶ優遇措置を受けた。これを契機に全国各地で産業開発区の設立が相次いだ。現在は、全国に120の産業開発区が建設されており、その内国レベルの開発区は52カ所に及ぶ。国务院は「国家ハイテク・ニューテク産業開発区のハイテク・ニューテク企業に関する審査許可条件と規則」を公布し、国レベルでの審査、許可権をもっている。産業開発区に対して、①所得税の減免（15%）、②生産開始後2年間税金免除、③保税工場の設置などの優遇措置を与えている。

(33)93年まで上海外高橋、天津港、深圳福田、沙頭角、広州、大連、廈門、海口、福州、青島、寧波、汕頭、張家港が国务院から許可されている保税区である。

保税区の中で建設規模が最も大きいのが上海外高橋保税区である。同区は保税倉庫区、自由貿易管理中心区と輸出加工区、生活区の四部分からなっている。

表7 保税区、経済技術開発区、経済特区の優遇措置比較

政策内容	外高橋保税区	経済技術開発区	経済特区
一. 税収優遇	—	—	—
1. 外商投資企業所得税	15%	同左	同左
(1)生産型製品輸出企業	国家規定による企業所得税減免期間満了後、当年輸出総額が企業総生産額の70%以上に達した場合、企業所得税の10%を免除	同左	同左
(2)生産型技術先進企業	外国投資家が先進技術を提供し、新製品の開発、品質の向上に貢献し、輸出企業と輸入代替型企業と認定されたならば、規定による企業所得税減免期間満了後年間10%の企業所得税の減免が可能。	同左	同左
2. 地方所得税 (企業所得税×10%)	2000年まで免税	1995年まで免税	1990年まで免税
3. 不動産税元値×80%×1.2%	外商目前で建設、購入した不動産は5年間不動産税が免除	同左	同左
4. 投資利潤所得税	中外合弁企業が企業配分利潤を国外に送金する場合は、送金所得額税を免除。	同左	同左
5. 関税及び工商統一税	(1)海外より区内輸入の貨物は関税及び工商統一税を免除。 (2)製品の輸出は関税、工商統一税免除 (3)区内企業製品の区内販売は工商統一税を免除。	(1)輸出契約を履行するため輸入した原料、輸出製品加工用輸入原料は、輸入関税・工商統一税を免税 (2)同左 (3)免稅で輸入した原料、部品をもって加工した製品を国内販売する時は、輸入原料に対応関税・工商統一税を徴収。	(1)同左 (2)同左 (3)同左
二. 外資企業経営許可範囲	第二、三次産業につき、外商は貿易機構を区内に設立し、中継貿易、区内企業の輸出入代行業務に従事できる。	工業企業の設置、経営	第二、三次産業の経営は可能であるが貿易部門を設立して中継貿易、輸出入業務を経営することは不可。
三. 輸出入管理	(1)区内使用に供する機械設備、車輛、事務用品、原料、部品等は輸入許可証を免除。 (2)区内加工輸出製品は輸出許可証を免除。	(1)国家輸入規制の対象となる機械設備、車輛、事務用品、国内販売用製品並びに輸入規制となる原料部品の輸入は、輸入許可証の申請が必要。 (2)輸出許可証の必要な製品輸出は、企業の年度輸出計画による毎半年1回許可証の申請が必要。	(1)同左 (2)同左
四. 金融管理	(1)中国人民銀行の許可で設立した独資(合弁)金融機関の区内支店は区内で外資、外国為替業務を経営可能。 (2)区内中資企業の外資現金口座開設を認め、経営所得外貨の税後残高は企業設立後5年内に全額企業所有に帰する。	(1)不許可 (2)本条項の規定なし。	(1)独資(合弁)銀行の開設を認める。 (2)本条項の規定なし。
五. 出入境管理	境界内と税関外区域とは厳格な隔離施設で隔離され、非保税区への搬出は輸出と見なし区内非課税区への搬入は輸入と見なす。	経済技術開発区は非経済技術開発区域に製品を販売することができる。	製品は経済特区から国内地域向けに自由に販売できるが関税・工商統一税減免の輸入品の国内取引は、規定により関税、工商統一税を徴収される。

(出所)『上海外高橋保税区投資案内』1993年

表8 三大地域の外国直接投資の受入額(実行ベース)、

(単位:万ドル、カッコは%)

	1992年	1993年	1994年
東 部	1,013,878 (90.2)	2,265,156 (86.7)	2,921,420 (87.8)
中 部	75,873 ( 6.8)	240,222 ( 9.2)	261,269 ( 7.9)
西 部	33,402 ( 3.0)	107,705 ( 4.1)	143,491 ( 4.3)
合 計	1,123,153 (100.0)	2,613,083 (100.0)	3,326,180 (100.0)

(注) 沿海部は東部にし、内陸部はさらに中部と西部に分けられる。中部と西部の区分は次の通りである。

中部: 黒龍江、吉林、山西、内モンゴル、安徽、江西、河南、湖北、湖南。

西部: 四川、雲南、貴州、チベット、陝西、甘肅、青海、寧夏、新疆。

(出所)『中国対外経済統計年鑑』1994年、『中国統計年鑑』1995年

表9 三大地域の一人当たりGDP

(単位:元)

	東部地区	中部地区	西部地区
1978年	457.4 (100)	310.3 (67.8)	254.0 (55.5)
1980年	448.3 (100)	336.0 (68.8)	274.3 (56.2)
1986年	860.7 (100)	579.6 (67.3)	463.2 (53.8)
1989年	1,098.7 (100)	696.9 (63.4)	568.0 (51.7)
1991年	1,192.6 (100)	721.6 (60.5)	640.9 (53.7)
1992年	1,398.9 (100)	796.3 (56.9)	692.0 (49.5)
1993年	1,601.3 (100)	865.8 (54.1)	741.5 (46.3)
1994年	1,752.9 (100)	939.0 (53.6)	774.6 (44.2)

(注) 1978-92年までGDP、93-94年はGDP。

(出所) 加藤弘之「地域格差の動向と内陸開発への掲示」『中国内陸地域の経済開発と投資環境』  
日中経済協会、1996年、19ページ

当たりGDP指標からも、その格差の拡大傾向が明確に現れている。東部地域を100とした中・西部の指数が示されている。(表9)

89年から91年の間では東部と西部の格差は一時的に縮小したが、92年から東部と中・西部の格差は拡大傾向を続けている。このような経済格差が「天安門事件」にみられる権力への不信感を深化させる一方で、沿海部都市への出稼ぎ農民の大群を生み出しているのである。従って、この地域格差を縮小するために、前述した対外開放地域・市の拡大のみならず、外国直接投資の受入政策全般の転換を攻められることとなった。

まず、低技術や第三次産業へ直接投資の偏り

が問題と指摘されている。

表10と表11をみると、93年を除いて製造業への直接投資は5割以上を保っていたが、不動産への投資も2-3割を占め、農業、輸送・通信への投資は僅かに過ぎないことが分かる。さらに製造業への直接投資が低技術の労働集約的な分野に集中している。製造業上位5位(企業数ベース)は縫製、電子・通信設備、紡績、プラスチック、食品が占めており、この中から電子・通信設備を除いた4業種だけで工業全体の企業数の36.5%、登録資本の32.8%を占めている。

次は、80年代後半の華南経済圏の開発過程について検討しよう。

「華南経済圏」(ここでは広東省、海南省、

表10 対中国直接投資の業種別構成（契約ベース）

(単位：億米ドル)

	1979-91年	1992年	1993年	1994年	1995年(1-9月)
農林水産業	13.69	6.78	11.91	9.72	6.82
製造業	332.43	326.67	511.74	438.99	304.77
建設業	6.52	18.39	38.78	23.94	13.92
運輸・通信業	5.73	15.43	14.90	20.30	9.09
商業・サービス	18.58	14.44	46.06	39.22	19.76
不動産	104.65	180.80	437.71	238.62	132.18
その他の他	41.78	18.73	53.26	56.01	18.42
合計	532.38	581.24	1,114.36	826.80	505.03
割合(%)					
製造業	63.5	56.2	45.9	53.1	60.3
不動産	20.0	31.1	39.3	28.9	26.2

(出所) 馬成三、梶田幸雄編『対中投資のすべてが分かる辞典』日本実業出版社、1996年、30ページ。

表11 主要製造業における外国直接投資構造

(92年末現在)

業種	外資系企業数	外資系登録資本(億ドル)	(A)に占める外資系企業の割合(%)	(B)に占める外資系登録資本の割合(%)
縫製	11,171	52.2	16.3	11.6
電子・通信設備	6,527	45.2	9.5	10.1
紡績	4,945	40.8	7.2	9.1
プラスチック	4,644	31.1	6.8	6.9
食化	4,237	23.4	6.2	5.2
機械	4,162	23.7	6.1	5.3
金属製品	3,853	22.5	5.6	5.0
電気機械	3,220	31.3	4.7	4.7
工芸美術製品	3,137	20.6	4.6	4.6
建築材料、非金属製品	2,781	10.7	4.1	2.4
人口皮・毛皮	2,676	25.7	3.8	5.7
交通運輸設備	2,144	10.2	3.1	2.3
合計	1,142	11.7	1.7	2.5
合計	54,639	338.5	79.9	75.4
製造業の全外資系企業	68,368(A)	448.9(B)	100.0	100.0

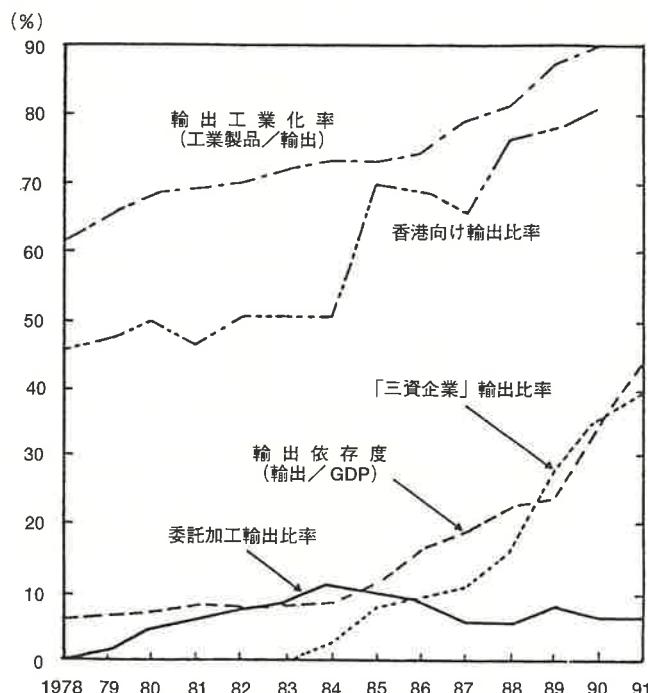
(出所) 黄建「我国外商投資企業の実証分析」『管理世界』1994年第1期、145-7ページ

福建省、浙江省、江蘇省、上海、香港、マカオ、台湾で形成されている広義の地域経済圏を指す)は華僑・華人との密接な関係によって発展してきた。この背景として趙紫陽総書記が提起した「国際大循環論」に基づいた「沿海地域経済発展戦略」が大きな意味をなしている。この戦略は87年10-11月にかけて開かれた第13回中共大会において公式に提起され、翌88年2月の中共

中央政治局第14回全体会議で承認されたものである。その基本構想は「経済特区-沿海開放都市-沿海開放区-内陸部」といった順序で中国を開放し、市場経済化を進めていくという戦略であった。

沿海地域経済発展戦略は、そもそも世界経済とのリンクを通じて農村の余剰労働力を国内の資本蓄積に転換しようという意図を含んだ

図3 広東省における輸出指向工業化の展開



(資料) 広東省統計局編『前進中的廣東』香港大道文化有限公司、1989年。広東省統計局『廣東統計年鑑』各年版。広東省統計局「關於1991年國民經濟和社會發展的統計公報」『南方日報』1992年3月10日付。

もので、そのために原材料と設備を国外から調達し、作られた製品を世界市場に輸出するという「両頭在外」政策が採用されることになった。そして、その中で雇用機会が創出されることによって農村の余剰労働力を縮小させていくとともに、輸出で得た外貨でもって産業構造を高度化していく、インフラ部門の強化を図っていくという狙いであった。

ところが、この構想は88年9月の経済引締め政策と共に後退していき、89年6月の天安門事件に伴う趙紫陽の失脚によって姿を消した。しかし、現に広東省と香港の間で着実にこの戦略に沿った開発が急展開したことと92年の鄧小平の南方講話もあって、沿海地域経済発展戦略は生き続けてきた。

広東省と福建省の2省と香港の一体化は80年代末に急速に進んだ。台湾の対大陸緩和政策もあって、政治の壁を越えて急速に産業・経済の一体化が進展するようになった。このようにして、中国の華南・華東地域が華南経済圏として、日本、アジアN I E S、A S E A Nに続いて、環太平洋経済圏に新たに編入されることになったのである。以下でその過程を簡単に整理しておく。

85年9月の「プラザ合意」以降、環太平洋経済圏全域に及ぶ産業構造調整が進む中で、米ドルにリンクした香港ドルが日本、台湾、韓国などの通貨に比べて相対的に過小評価されていたことと、近隣の広東省に低廉で豊富な労働力が存在していることにより、香港を経由した広東省の包摶が加速していった。続いて台湾による福建省の包摶も進んでいった。

つまり、香港と台湾企業は香港に貿易拠点をおき、生産拠点を広東省、福建省、海南省の経済特区や珠江デルタに移して、主に労働力価値の国民的・地域的相違を利用して剩余価値の榨取、利潤極大化を可能にしたのである。

広東省の輸出額に占める外資系企業(=三資企業に「三来一補」企業を含む)の輸出の比率は、90年に35%、91年に40%、92年に44%と5割に迫る勢いである。(図3)

この外資系企業の8割は香港系企業であるが、このなかには台湾企業や日本企業がかなり含まれている。90年に広東省の香港向け輸出は8割にまで昇っており、その輸出品目の中での工業製品の比率(=輸出工業化率)も9割に達していた。

92年の鄧小平の南方視察に触発されて香港資本がさらに進出していくと、香港と広東省の一体化は一層加速していった。92年の香港資本の大陸進出の特徴は、これまでの単なる委託加工に加えて、香港大企業（＝財閥）の对中国インフラ投資が急増していたことである。投資対象は、住宅、商業ビル、ホテルなどの不動産投資に止まらず、コンテナターミナル建設、総合開発、道路、発電所など本格的なインフラに及んでいる。

台湾海峡を挟んで大陸と台湾の経済交流も活発になってきた。台湾企業も80年代末から経済的に厳しい状況に直面するようになると、香港と同様に中国大陸に活路を求めて進出していくようになった。台湾では、巨額の貿易黒字に伴う過剰流動性が株式市場や土地取引に流れ込んで空前のマネーゲーム現象（＝バブル）がおき、労働者の製造業離れや賃金の高騰があいつぎ、しかも公害問題が深刻さを増して台湾内での投資が困難になっていった。さらに、86年以降恒常的な為替レートの切り上げも相まって産業構造高度化が進んでいった。しかし、大陸と台湾の関係は政治的にきわめて厳しい状況にあったことから、89年までは香港経由の投資が主流となつた。

87年7月に38年にわたって出されていた戒厳令が撤廃され、同年11月には大陸への「探親」（里帰り）が解禁になり、多くの台湾人が大陸を訪問した。当然、企業家も多く訪問した。このように経済交流を進める非公式な条件が整った時に、中国政府は88年7月に「台湾同胞の投資奨励に関する規定」を公布し、台湾資本に対する「内国民待遇」の優遇政策を打ち出すと、台湾の中小製造業者は活路を求めて広東省や福建省に直接進出していく。（表12）

台湾の大陸投資をみると、92年6月まで

3,501件の40億ドルが実行している。地域別でみると、広東省が1,208件の16億ドルに対し、福建省は1,197件の16億弱となっており、この両地域で中国全体の中で件数、金額ベースでそれぞれ68.7%と78.4%を占めていることが分かる。前述した韓国对中国北部への偏りとよい対照となっている。

以上のことから、中国の対外開放政策を次のように整理できよう。

中央政府は、①沿海地域を「改革・開放」政策の実験地として選択し、まずこれらの地域を開放し、徐々に内陸地域へと拡大していく戦略をとり、それに基づいて、②沿海地域で経済特区を設置し、③開発資金の調達を円滑にするために、沿海地方政府に「特殊政策および税制上の優遇措置」を委譲し、外資誘致による改革・開放政策を一貫して続けてきた。実際に、外国資本の直接投資を受け入れるために、①経済発展のレベルが異なる地域に異なる優遇策が適用されること、②投資国によって優遇策が異なったこと（例えば、香港、マカオ資本、台湾資本および内陸からの投資に対してそれぞれ異なる政策が適用されること）により、各個別外国企業は各国の進出動機や時期によって投資地域を選択し、その結果として地域別に異なる国籍の企業が集中することになった。つまり、投資国の地域別すみ分けが生じたのである。

要するに、中国の一貫した経済特区→沿海開放都市→沿海経済区→内陸開放都市→沿辺（沿国境地域）、沿江（長江沿岸地域）開放都市といった地域傾斜政策により、段階的な対外開放が逐次に拡大してきたのである。

このようにして、中国はNIES、ASEANより遅れて、外資主導による外向型工業化を一貫して進めてきたが、この過程は米・日・NIES企業の对中国企業の重層的統合化過程と

表12 台湾企業の対中国（地域別）投資（1979～1992年6月）

(単位：件、億米ドル)

地 域	投 資 数		地 域	投 資 数	
	件 数	投 資 額		件 数	投 資 額
廣 東 省	1,208	16.00	湖 南 省	13	0.22
福 建 省	1,197	15.82	山 東 省	46	0.18
上 海 市	78	0.87	海 南 特 区	49	0.15
遼 寧 省	176	1.95	浙 江 省	56	0.15
江 西 省	40	0.73	河 南 省	7	0.15
湖 北 省	15	0.54	甘 肅 省	4	0.13
黑 龍 江 省	75	0.48	天 津 市	13	0.09
四 川 省	20	0.37	新 疆 自 治 区	2	0.09
河 北 省	11	0.35	雲 南 省	1	0.05
安 徽 省	10	0.33	寧 夏 自 治 区	2	0.04
廣 西 自 治 区	15	0.30	貴 州 省	4	0.04
江 苏 省	208	0.28	陝 西 省	1	0.02
北 京 市	30	0.25	そ の 他	188	0.78
吉 林 省	32	0.24		計	3,501
					40.6

(出所) 台湾『貿易週刊』1991年12月15日付、第1461期、丸山伸郎編『華南経済圏』アジア経済研究所、1992年版、395ページ。

重なり、また同時に中国全体が次第に環太平洋経済圏に編入されてきた過程ともいえよう。

#### (B) 直接投資受入政策の転換と競争政策の今後の方向性

90年代半ばの中国は、開放の加速と急速な市場経済化への移行、さらに世界経済の枠組への編入を一層加速している。

中米間の知的所有権交渉が決着し、現在、WTOへの加盟をめぐる最終的な駆け引きが続いている。中国企業が米・日超国籍企業を頂点とした国際的企業間関係に重層的に統合化される過程がさらに拡大・深化すること、そして、中国政府がそれに合わせる形で、開放や市場経済化の速度を加速していくことは間違いないだろう。

以下で、90年代前半の直接投資受入政策と競争政策の今後の方向性について検討しよう。

##### a. 直接投資受入の政策転換とその現状

中国政府は「外国企業の投資方向指導暫定規定」を95年6月25日に公布、施行した。

この規定で明確な外国直接投資政策の方向を示した。

第一条に「外国企業の投資方向を指導し、外国企業の投資方向を国民経済と社会発展計画に適合させるとともに、投資企業の合法的権益を保護するため、外国企業の投資に関する法律的規定と産業政策の要求に基づき、この規定を制定する」としている。同時に、300項目を越える奨励・制限・禁止業種を列記して、「投資指導リスト」を公表した。この規定と指導項目リストは、94年6月に発表された「90年代産業政策要綱」に基づき、21世紀に向けた中国の産業政策の中に外国企業による投資事業を一層重要な構成要素として組込むことと、導入する外資の件数や金額よりその内容と質を問うことを示したものである。

これまで外資導入政策が地方や産業により異なっていたが、このように統一した根拠を明示することで、投資項目の許認可条件など政策の透明化が図られたことになり、中国の産業構造

および経済構造転換過程に外資を一層重要な環と位置づけていくことになる。

奨励項目は、農業新技術、総合開発、エネルギー・交通・通信などのインフラ整備、ハイテク技術、生産効率の向上のための新技術・新規設備投資、輸出拡大、資源総合利用・環境汚染防止、中西部の労働力・資源活用などが上げられた。18産業分野の172項目にのぼり、法律・規定に基づく各種の優遇措置が採られる。インフラ整備などの投資が大型で回収期間が長期に渡るものは関連分野へと経営範囲を拡大できる。

制限項目は企業経営期間を確定することが原則となっている。既に国内で開発または技術導入済みで国内需要を満たしているものを制限し（甲）、また外資導入を試行する分野、政府が専売や統一計画を実施する分野、希少・貴重鉱産物資源の検査・開発分野を制限する（乙）。制限（甲）では中国側の自己資金・資産を使用することを義務づけている。ただし、乙の制限項目の中で、製品販売の70%が輸出されるものは許可項目と見なされ規制を受けない。また中西部の資源優位性を発揮するものにも制限が緩和される。

禁止項目は、国家の安全、公共の利益、環境を侵すものや国際規定によるもの、耕地の大量使用などの土地資源保護に影響するもの、中国特有の技術で生産するものが指定されており、伝統工芸美術品生産が含まれている。

以上のように、従来経済特区や各種優遇政策に示されたような外国企業を飛び地（=enclave）として位置づけた政策から、国内企業と同じく産業構造の主要構成部分と見做す政策へと転換したのである。これは、WTO加盟に備えた内国民待遇を実施するための環境整備とも読み取れる。さらに、農業やエネルギー・交通・通信などのインフラ整備、新技術や設備

投資による生産効率の向上、輸出産業の振興などの質的な向上と中西部（内陸）地域への投資誘導を図っている点でも特記すべきである。

要するに、中国政府は、外国企業を中国の国内産業を構成する現地企業に位置づけ、産業傾斜政策に基づく市場経済化へと方針を明らかにしたといえよう。

表13は90年代前半の各国の対中国投資の動向を表したものである。

まず、80年代と同じく、香港と台湾の圧倒的な比重が目立っている。そして、米国と日本、韓国の直接投資が92年以降著しく増加しており、92年以降、件数と実行額でそれぞれ3、4、5位を占めていることが確認できよう。

日本の対外直接投資額が全体として増加する中で、对中国投資の割合は徐々に高まってきた。日本にとって中国はアジアの中で最大の投資受入国となっている。また、1件当たりの投資額も大型化する傾向にある。これは機械、鉄・非鉄といった装置産業での投資が活発化していることが背景にある。外資全体の对中国投資を地域別にみた場合、広東省への投資が最も多く、都市別では上海、広州、北京が3大投資都市となっている。日本の投資が大連、上海に比較的集中しているのに対して、米国は上海を中心にして上海以北の沿海都市に平均的に投資しているのが特徴である。今後、日本企業が国内市場指向の投資を強めつつ、上海周辺地域、すなわち、長江デルタを核にしながら購買力のある南北の沿海都市へと拡大していくだろう。

日本企業の对中国投資に、中国現地で販売する製品は現地で開発・改良、調達・生産する、超国籍企業化の傾向が目立っている。特にトヨタに代表される自動車産業の天津進出に伴い、日本電装、アイシン、アラコなどの有力部品企業が進出しつつある。情報関連製造業分野では、

表13 主要国の対中国直接投資の動向

(単位：百万ドル)

国 別	項 目	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年	累 計	全対比%
香港・マカオ	件 数	5,001	8,879	31,892	49,134	24,527	137,940	62.2
	契約額	3,943	7,507	41,531	73,939	48,693	196,812	64.6
	実行額	1,913	2,487	7,709	17,275	20,175	58,693	61.4
台 湾	件 数	1,103	1,735	6,430	10,948	6,247	27,229	12.3
	契約額	890	1,389	5,543	9,965	5,395	23,832	7.8
	実行額	278	466	1,051	3,139	3,891	8,447	8.8
米 国	件 数	357	694	3,265	6,750	4,223	16,242	7.3
	契約額	358	548	3,121	6,813	6,010	20,670	6.8
	実行額	456	323	511	2,063	2,491	7,728	8.1
日 本	件 数	341	599	1,805	3,488	3,018	10,322	4.7
	契約額	457	812	2,173	2,960	4,440	14,237	4.7
	実行額	503	533	710	1,824	2,075	7,620	8.0
英 国	件 数	23	36	130	348	390	1,006	0.5
	契約額	119	132	676	1,988	2,748	5,760	1.9
	実行額	13	35	39	221	689	1,268	1.3
韓 国	件 数	38	112	269	629	1,069	1,985	0.9
	契約額	56	77	222	639	825	1,708	0.6
	実行額	16	42	141	272	641	1,104	1.2
ド イ ツ	件 数	13	24	133	320	314	883	0.4
	契約額	46	558	490	249	1,233	2,691	0.9
	実行額	64	161	89	56	259	786	0.8
フ ラ ン ス	件 数	16	24	145	305	226	773	0.3
	契約額	12	10	1,583	236	248	1,168	0.4
	実行額	21	99	45	141	192	794	0.8
全世界合計	件 数	7,273	12,978	48,757	83,437	47,549	221,777	100.0
	契約額	6,596	11,980	58,124	111,436	82,680	304,577	100.0
	実行額	3,487	4,370	11,232	26,131	33,262	95,636	100.0

(出所) 日中投資促進機構の資料および各国の海外直接投資統計により作成。

半導体組立工場への投資が目立ち始め、96年夏にはNECが8ビットマイコンの一貫生産を開始した。他の日本半導体企業も前工程を建設することが検討されている。さらに、電機・電子分野での一貫生産体制化、東レ、鐘紡などの大型投資を伴う繊維原料部門(川上)への拡大、流通業の現地化・大型化などをみると、今までの労働集約型の組立加工生産とは異なる新しい段階に入ったといえよう。

一方、欧米・その他企業も対中国投資の大型化を強めている。米国の場合、半導体、自動車などの超国籍企業の進出に加え、宇宙・通信、金融・証券などの進出、つまり、技術の開発・改良、調達・生産、流通・サービスといった企業活動の全領域を統括する超国籍企業化が目立っている。米国のビッグスリーは勿論、部品企業のTRWが中国内で最大のエンジンバルブ工場を濟南に建設する計画である。ドイツのVWは、

すでに中国の上海と長春で自動車の合弁生産を行っているが、95年の同社の世界地域別販売台数で中国は欧州以外ではブラジルに次ぐ販売市場に成長している。ドイツの部品企業のボッシュも燃料噴射装置を上海で予定している。さらに、韓国の大宇自動車がブレーキ、ステアリングギアを山東省で生産するのをはじめ、現代、起亜自動車の生産も予定されている。

また、フィリップスも、中国でのT V ブラウン管・パソコン用モニターの大幅増産計画（年産570万台体制）を発表したが、これは同社の全世界生産高の約25%に相当する。化学の分野でもドイツのB A S F が全世界の販売に占めるアジア太平洋地域の比率を、現在の10%程度から10年以内に中国を中心として20%に引き上げる計画である。コンピューター産業においても中国市場シェア一位を占めているI B M の売上規模は同社の香港、台湾市場を抜いている。同社は今後重要な市場として中国での投資を拡大していく方針である。

一方、超国籍企業化を急ぎ早期市場確保を狙うために、M & A（合併・買収）が利用されるのが目立っている。日本企業の間でも伊藤忠商事・いすゞ自動車が上海A 株に上場している北京旅行車の非流通の法人株25%を取得するなど、国有企業や合弁企業の株式を取得する事例が増えつつある。今後は、これまでの合弁企業、100%外資企業の設立に加えて、株式化の進んだ国有企業への資本参加、買収など事業・純粹持ち株会社機能をもつ投資性公司が増えていくものとみられる。

なお、人民元の外貨との自由兌換が認められていない状況で、人民元の資金調達を容易にする方法として、合弁企業が中国の株式市場へ上場する例が現れてきている。その認可において、当面は資金調達、企業改革の重点から、国有企

業を最優先しており、外資系企業に対しては国有企業よりも資金調達能力があるため上場の優先度は低くなっている。しかし、外資系企業でも中国側が多数株をとっている場合は株式上場の可能性は高くなる。このような理由から、中国側の多数株合弁企業の上場が始まっているが、今後、中国政府の株式市場の活性化策に伴い、外資系企業の多数株所有の上場を含めて、外資系企業の現地化がさらに進んでいくだろう。

#### b. 競争政策の今後の方向性

まず、94年6月23日付の『中国経済日報』から競争政策に関する部分を引用し、その内容について検討しよう。

そこでは、90年代の競争政策（産業政策とされている）で解決すべき重要課題を次のように挙げている。国民経済の基礎としての農業的地位を絶えず高め、農村経済を全面的に発展させること。基礎産業を強化しインフラ整備と基幹産業の立遅れの緩和に努めること。主要産業の発展を速め、国民経済の全面的振興の牽引車にすること。貿易構造を合理的に調整し、産業の国際競争力を強めること。先端技術産業の発展テンポを速め、新興産業の発展と新製品の開発を支援すること。引き続き、第3次産業を発展させること、がそれである。

以下では、5項目に分けて、その政策方向を整理しよう。

①まず、農村経済を全面的に発展させることについてである。農業、林業、牧畜業、漁業を同時に発展させ、特に、農業に関しては、多収穫・優良・高効率農業と外貨獲得農業を発展させ、農産物の数量・種類・品質が全国人民の小康（まづまづの暮らしぶりを指す）の生活水準を保つようにする。また、農村の産業構造を合理的に調整し、第二次・第三次産業を積極的に発展させ、余剰労働力を徐々に移し、郷鎮企業

を中心に農村の生産力と経済効果を高めていく。さらに、中央・地方政府は農村投資を年々増やし、農村工業を助成すると共に、農民が生産投資を増やすよう指導し、外貨利用による農業の発展を奨励していく。特に、中・西部地域の郷鎮企業の発展を進めその適切な集中を促していく。

②インフラ整備と基幹産業を強化するために、交通運輸の大動脈を発展させていく。鉄道輸送力の増強に重点を置いて、道路、水運、空運、パイプラインなど複数の輸送システムの建設を進める。通信業は高速、高質、大規模を基本とし、国際的先端技術と装置を積極的に採用し、できるだけ早く国産化率を高め、重点的・段階的に高速情報ネットワークの建設を推進する。エネルギー産業では開発と節約を共に重視する方針でエネルギー生産と環境との調和のとれた発展を実現していく。

その資金調達に関しては、株式や債券の発行を優先的に行い、各方面の社会的資金のインフラ整備と基幹産業への参入を奨励・誘導していく。特に、外資利用の規模と分野を拡大し、外国企業の直接投資を奨励する。この際、参加企業は認可を受けて、沿線や空港付近の不動産開発、経済権を優先的に取得できるように優遇する。

③石油化学、一般・精密機械、電気・電子機械、輸送機械、建設業の発展を速める。石油化学では生産規模の大型化を積極的に促し、技術水準と加工度を高める。一般・精密機械では基礎機械、基礎部品、プラント設備を重点に産業技術水準を高める。電気・電子機械ではマイクロエレクトロニクスを基礎に、通信、コンピューターなどの情報関連製造業の発展を速める。輸送機械、特に自動車産業はできるだけ速く少数の工場（=3大3小政策）で量産できる体制を

整え、国内での市場占有率と国際競争力を高める。建設業では都市・農村の住宅、国家プロジェクト、都市建設を重点に建設の質を高めていく。

④輸出では国際競争力のある製品、すなわち、雑貨品、繊維製品、機械、家電製品の拡大を奨励する。さらに、高付加価値製品、先端・新技術製品の輸出も奨励する。しかし、国内で品薄となっている大口資源産品の輸出は奨励せず、一次産品と天然資源の輸出を徐々に減らしていく。一部製品については輸出を制限または禁止する。

一方で、新技術とそれに関連する中核設備、中核部品の輸入を奨励する。国内で不足している一部の一次産品の輸入を適切に拡大させる。高級消費財の輸入は奨励しない。政府は中国輸出入銀行の重要な役割を發揮させ、企業のプラント設備や機械関連製造業の輸出を支援する。数量を制限している少数の輸出入製品について、利益に従って公正・公開の原則に従い割当入札、競売または規則に基づく分配制度をとる。条件を備えた企業に貿易取扱権を付与し、大企業による海外での直接販売ルートづくりを奨励する。政府の競争政策に従って関税税率を適切に調整していく。さらに企業の海外展開の支援も進めしていく。

⑤競争政策の目標は、企業の適正な競争を促し、規模の経済と専業化を実現し、中国経済の発展段階に合った産業構造をつくり上げる。規模の経済効果がある産業については少数の大企業、そして、そうではない産業は中・小企業の発展を奨励し、大・中・小企業が並存する企業数の比較的多い競争的市場構造を目指していく。

また、応用技術の開発、科学技術と生産の結合、技術成果の普及、先端技術の導入に重点を置いて、企業の新製品の開発力を強化し、技術成果の商品化を進める。

産業配置については、発展地域の優位性を發揮させるとともに、未発達地域の経済発展を積極的に支援し、地域間の格差を徐々に縮小していく。沿海、長江沿岸、鉄道沿線、国境沿線における産業の合理的な分布を図り、大都市を中心とした地域全体の経済を引っ張っていく。東部沿海地域では外向型経済の発展、つまり高付加価値で外貨獲得が多く、技術集約型で、エネルギー・原材料消費が少ない産業に重点を置く。中・西部地域では資源の優位性と開放された国境地帯の地理的特徴を生かし、比較優位の産業を形成していく。

政府は投資、融資、プロジェクト配置、外資利用などで、次第に地域傾斜から産業傾斜に移行し、中・西部地域の開発に必要な支援を与える。また、中・西部地域の郷鎮企業の発展を支援し、発展地域との共同開発、技術協力、人的交流を進めることを奨励していく。

以上のように、90年代半ばの中国政府の競争政策は、78年以降の開放・改革の路線に沿った形であると同時に、環太平洋経済圏の重層的統合化の枠組みの最下部に編入されていく傾向をさらに加速させる方向性を持っていることがうかがえる。

次に、中国の競争政策転換と連動している税制改革の現状と今後の展開について検討しよう。

79年の税制改革以来、中国の税種は30を超える複合税制が形成された。94年の税制改革前の具体的な税種は以下の通りである。

①流通税類としては、产品税、增值税<sup>(34)</sup>、營

業税、塩税、関税、城市維護建設税、市場交易税、家畜交易税、工商統一税があり、②所得税類では、国営企業所得税、集団企業所得税、私営企業所得税、城鄉個体工商業戸所得税、外商投資企業および外国企業所得税、個人所得税、個人収入調節税、国営企業調節税、農（牧）業税があった。一連の改革で、中国の税制は從来の①を中心とした税制から、①と②の双方を中心とする体制に移行しはじめ、当時の競争政策に適応する形が採られていた。さらに、③財産税およびその他の税類としては、房產税、城市房地產税、契税、耕地占用税、城鎮土地使用税、資源税、燃油特別税、国営企業給与調節税、国営企業獎金税、集団企業獎金税、事業單位獎金税、屠宰税、宴席税、車船使用税、車船使用鑑札税、印花税、特別消費税、固定資産投資方向調節税が上げられる。

84年の税制改革、すなわち、「利改税」（=企業利益の上納制から企業所得税としての課税制への変更）と「工商税」（=产品税、營業税、増值税の導入）の改革後に（社会主义）市場経済への急激な移行に伴い、新たに税制改革をする点が多く生じた。主な問題としてはまず、①税金の負担が不公平である点、特に、国営企業の所得税負担率が高すぎる反面、外国企業のそれは特恵が存在する点である。そして、②流通税の重複課税が存在する点と、③中央と地方の租税権限の分け方が不合理で、分税制の施行に不利な面がある点が上げられる。そのために、94年の税制改革は、税法を統一し税負担を公平

(34) 増值税は「中華人民共和国增值税暫定条例」を根拠条例とする中央と地方の共有税である。增值税は物品の流通またはサービスの提供により取得する付加価値を課税対象とする税であり、日本の消費税やEU諸国、韓国の付加価値税に相当する税であるが、インボイス（専用領収書）方式であること、食料品等について軽減税率を適用することなど、他の国とのものとは異なっている。

ている。次のような特徴がある。

①売上高内の付加価値の部分だけを課税対象とする税であること、②すべての物品の販売とサービスの提供を課税対象とするものではないが、その範囲が広いこと、そして、③3種類の税率（基本税率17%、食料品は13%、輸出版売は0%）が適用されることが上げられる。

にし、税制を簡潔にし、分権を合理的にするため中央と地方の税配分関係の規範を設けた。

80年に増增值税を導入して以来、増增值税が適用された範囲は一部分の工業製品だけであり、税率も多種類あり、税額計算も複雑であるなど、増增值税は十分機能していない状況であった。そのため、94年1月1日に増增值税について次のとおり大きな改革が行われた。

①工業生産、商業卸売、商業小売、商品輸入、加工、修理修繕などの分野が増增值税の課税対象とされた。従来営業税の課税対象であった商業卸売、小売、公用事業の水道、電気、ガスおよび塩などはすべて新增增值税の課税対象になった。  
②増增值税の納税義務者は課税製品の販売、課税サービスの提供を行う一切の工商企業およびその他の組織と個人にまで拡大した。そして、工商統一税を廃止し、その納税義務者であった外国投資企業も増增值税の納税義務者になった。つまり、中国所在の外国投資企業に対しても全国統一の増增值税を適用し、従来外国投資企業のみを対象とした税体系が内外を区別しない方向へと移行し始めたことになる。  
③増增值税の課税価格は従来の税込み価格が改革後は税外価格とされ、各卸売段階で商品を販売するときには、領収書にそれぞれ増增值税額と商品本体の価格を明記することとされた。  
④増增值税の税率は17%の基本税率と13%の軽減税率に簡素化され、軽減税率を適用する商品以外の製品とサービスはすべて基本税率が適用されることになった。また、輸出商品にはゼロ税率が適用され、輸出の税関手続きをする時に増增值税の還付が行われることになった。  
⑤増增值税の徵収はインボイス方式（専用伝票〈=領収書〉）により行われ、領収書に記載された税額が納付すべき税額から控除できることとされた。  
⑥会計制度が十分でない小規模納税義務者については、売上高の6%の徵

収率で増增值税を徴収するという簡便法が採用された。

また、企業所得税の改革が行われた。その対象を国内企業のみとし、国営企業所得税、集団企業所得税および私営企業所得税が合併され、内国企業所得税に統一された。つまり、改革後は企業形態が国営、集団所有、私営、連合経営、または株式会社であるかを問わず、33%の一法律の企業所得税法により企業所得税が適用されることになった。なお、税制改革後も、外資系企業には91年7月に発効した「外商投資企業および外国企業所得税」が引き続き適用され、外資系企業に対する各種の優遇措置は基本的には継続する政策が採られている。

現在、外国投資企業に対する特別措置としては、増增值税、外商投資企業および外国企業所得税における優遇措置の他に以下のものが上げられる。

生産性の向上、エネルギー・交通関係の改善、製品輸出の促進、先端技術の発展および農林牧畜業の改善に資すると認定される企業、経済特区、経済技術開発区、沿海經濟開放区などの特定の地域において事業を行う外国投資企業については、地域、事業の種類に応じ免税や軽減税率が適用される。また、外国投資企業が取得した利益再投資の場合、納付した企業所得税の一部または全額が還付される。また、配当、利子、リース料、特許権使用料などの所得を取得する場合、通常20%の税率により源泉徴収課税が行われるが、日中租税条約により、日本企業が取得するそれらの所得については10%の税率が適用される。他に、移転価格税制が適用される。

以上のように、94年の税制改革では、外国投資企業については従来の税が維持されたため、2つの企業所得税が存在することになった。内国流通税の統一に続き、今後内国企業所得税と

外商投資企業および外国企業所得税という2つの企業所得税の存在についても統一していくことが検討されている。

前述したように、改革・開放以来、中国は投資を受け入れるため、所得税面で外国投資企業に対し多くの優遇措置を行ってきた。そのため各地が外国投資企業を誘致するため減免を競争的に行い、優遇措置が錯綜・複雑化し、税務執行上の困難が生じている。今後、国際的に通用する税制を確立する上でも重要な課題となっている。今後、WTO加盟に当たって、外国企業の内国民待遇が与えられる一方で、経済特区の各種優遇措置、外国企業だけに認めていたり税金の減免措置などが見直されていくことになる。

さらに、96年に对外開放政策を推進するため、国際的に通用する規則の確立を目的として、輸出入租税に関する改革が図られていた。①関税に関する減免税の整理と関税総水準の引き下げが行われた。国際協定に基づく減免税以外については、基本的に減免税は廃止することとし、関税率も4,900品目について平均税率で35.9%から23%へと大幅な引き下げが行われた。②96年1月1日から輸出品の增值税還付税率の引き下げが実施されている。17%の税率で增值税が課される物品の還付税率は95年7月1日から14%に引き下げられ、96年1月1日からはさらに9%にまで引き下げられている。また、13%の税率で增值税が課される物品の還付税率は同様に10%、6%へと引き下げられている。

WTO下で外資、特に100%出資の超国籍企業の現地法人による投資、中国国内販売、貿易の自由化が進展しつつある。その代表的なものとして、前述した投資性公司という新たな投資形態についてふれておこう。

95年4月に、外国企業が設立した複数の現地

法人を統括するための持ち株会社機能を持つ投資性公司の規定が制度化された。

中国政府は、この投資性公司の制度化により、超国籍企業の一層の誘致や国有企业の企業集團化に伴う、国際企業間関係の重層的統合化を念頭に置いていると考えられる。また、超国籍企業にとっては、投資性公司設立により、複数の投資済み企業間で生じる外貨バランスを中国為替管理局の許可を得てグループ間で調整できることや子会社に代わって中国国内で原材料の調達や製品の代理販売（被委託販売）が可能になる。ただし、未解決の問題としては、①子会社の製品を仕入れて直接販売することができないこと、また、②輸出入機能が認められていないこと、③対外貿易経済合作部からの毎年の投資計画が要求されるなど、強制要因が多いこと、④統括会社機能を持つべき投資性公司に子会社の合算課税が認められていないため、別々に納税しなければならないこと、などが指摘されている。

最近、駐在員事務所を吸収し投資性公司に一本化する動きが本格化している。当面は、現地人採用面で斡旋機関を通す必要がなくなり、減価償却面での利点も生かせられるからである。また代理販売（被委託販売）について投資性公司の支店を中国各地に設立したり、グループ製品の販売を投資性公司の投資した1ヵ所で行うなど、制約がある中で投資性公司設立の組織形態や行動様式にメリットが現れるからである。なお、投資性公司の機能を補足するため、保税区での貿易公司の設立（特に上海高橋保税区）も目立っている。

### III 結びに代えて：現段階の環太平洋経済圏の重層的統合化過程

以上で、環太平洋経済圏における米・日・韓・中の競争政策の転換とそれの国際的ハーモナイゼーション、そして新たな国家体制の各国間の重層性について検討した。本稿で筆者は環太平洋経済圏の重層的統合化過程を解明する一環として、4つの国を対象として、それぞれの国で「国民国家体制」が解体され「企業国家体制」へとシフトしていく現段階の傾向性を明らかにした。同時に、その政策転換によって、各国間の産業および経済構造の重層化が一層拡大・深化していることが明らかになった。

要するに、米国の「企業国家体制」への転換が80年代前半に起き、90年代半ばに至るまで日本、韓国、中国政府がそれにハーモナイズされてきた。ところで、「企業国家体制」に向かってそれぞれ政策転換を打ち出しているが、その政策の中味や指向点はそれぞれ異なっていることに注目しなければならない。

これはなぜだろうか、そして傾向としてのこの現状は何を意味するのか、この二点について考えてみよう。

まず、なぜこのような傾向が生じたのだろうか。

次の順で論理レベルを次第に上向させていく。

- ① 個々の企業が生産する主力製品群はある程度の範囲に群がっている。
- ② 世界企業間関係は重層的に統合化されていく。
- ③ 個々の国際産業で具体的に①と②が現れる。
- ④ 國際産業は情報関連先端技術産業→情報

関連製造業→従来型の機械関連製造業群に重層構造をもっている。

- ⑤ 各国間で④の重点化がみられる。
- ⑥ ②が⑤の上で現れる。

現段階とは、⑥の現状、つまり世界企業間関係の重層構造が国別・産業別のすみ分けの上に現れるという段階である。これは各国の競争政策の違い、より正確にいえば、国レベルでの競争政策の重層構造——それぞれの国が目指す国際産業を場として、それぞれの現地企業（超国籍企業の現地子会社を含む）の国際競争力を高めていく政策（=競争政策）の各国間の相違——として表面化され、さらにそれによって環太平洋経済圏における各国経済の重層的統合化が一層拡大・深化していくのである。

次に、これは何を意味するのだろうか。

- ① 各国の「不安定さ」により重層構造は絶えず再編され、結果的に重層的統合化は地域的な広がりや相互の深まりを増していく。
- ② 大企業主導での資本蓄積体制へと転換していく過程、つまり、「企業国家体制」への転換過程は資本主義的な一般法則が貫徹している点で前段階までと同じ土台を有している。
- ③ 各国内での労働可能人口の搾取形態の更なる重層化が進んでいく。
- ④ 企業間・産業間・各国間での重層的統合化が進むにつれ、資本賃労働関係の重層的統合化も国内・各国間で拡大・深化していく。
- ⑤ 特に現段階の「企業国家体制」下では③と④は相互に密接に規定している。なお、③と④を重ねてみると、資本による労働力の搾取形態の、各国間での相違に止まらず、さらに、世界労働可能人口間での相違にまで進展していることが分かる。

最後に、資本関係を「拡大再生産」する方向で進んでいる現段階の世界体制（＝「超国籍企業体制」）について一点だけ付記しておこう。

現段階では、帝国主義段階・冷戦段階の「世界覇権国家体制」とは異なっているが、しかし、依然として国家の存在を必要としている（＝「企業国家体制」）段階であることを過小評価してはならない。つまり、国家を完全になくせるような超国家的な資本主義段階にはまだ達していないことである。言い換えれば、国境を越えた労働力の移動が堅く禁じられている一方で、資本・技術・商品（・中間品）のみが自由に移

動できる現段階では、世界大での剩余価値の搾取が国家の存在によって保障されていることになる。

至急、われわれは世界大での労働可能人口の現段階での搾取形態を究明すること、すなわち、世界大で拡大・深化している資本関係の全矛盾の現象形態を析出する課題に取り組まなければならない。そして、その解決形態に向けて「労働する世界市民」（＝世界労働可能人口）をどう組織していくのかに全力を注いでいかなければならない。

